

第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 / 熊本市
熊本市社会福祉協議会

編集 / 熊本市 健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
TEL 096-328-2340 FAX 096-351-2183
E-mail kenkougushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp
熊本市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒860-0004 熊本市中央区新町2-4-27
TEL 096-288-2748 FAX 096-359-1800
E-mail info@kumamoto-city-csw.or.jp

発行日 / 令和2年(2020年)3月

第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画《令和2年度(2020)～令和6年度(2024)》

令和2年(2020年)3月

熊本市・熊本市社会福祉協議会

第4次 熊本市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

《令和2年度(2020)～令和6年度(2024)》



令和2年(2020年)3月
熊本市・熊本市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化が進展し、地域コミュニティのつながりが希薄化する中、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や行政、民間の社会福祉関係者が相互に協力し、複雑化・多様化する様々な福祉課題の解決に取り組むことの重要性が高まっております。

本市では、平成16年度に策定した「熊本市地域福祉計画」に基づき、地域福祉を支える関係地域団体の設立や、各種相談支援体制の充実など地域における基盤整備を進めるとともに、平成27年度からを実施期間とする第3次計画では、熊本市社会福祉協議会の「熊本市地域福祉活動計画」との一体的な策定を行い、地域福祉の充実を図ってまいりました。

この間、単身世帯の増加や社会経済の担い手の減少による地域活力の低下など社会構造の変化に伴い、個人や世帯が抱える課題が複雑化する中、これらの課題に対応するため、地域住民をはじめ行政や各関係機関が支え合い、一人ひとりが生きがいを持って、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、今回の第4次計画を策定いたしました。

本市では、この計画に基づき、様々な主体がそれぞれの課題に対して分野横断的に連携し、複雑化した課題を「丸ごと」支援する包括的支援体制の充実を図るとともに、平成28年熊本地震の際にその重要性が改めて認識された、住民の主体的な支え合いをさらに育み、地域における課題を「我が事」として考える地域づくりを進めていきたいと考えております。

今後も、市民の皆様や地域団体、各関係機関と連携し、本計画の基本理念である「だれもが『おたがいさま』で支え合う協働のまちづくり」に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員会の委員の方々、並びに、アンケート調査や住民座談会、地域説明会において貴重なご意見、ご協力をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和2年(2020年)3月

熊本市長 大西一史



ごあいさつ

近年、少子・高齢社会や核家族化などの進行により、地域住民同士のつながりが希薄化し、支え合いの機能が低下する一方で、福祉問題は複雑多様化しており、これまでの福祉制度だけでは、対応が困難な複合的な福祉課題、生活課題が顕在化しています。

本会は、これまで「熊本市地域福祉活動計画」を策定し、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会、自治会など、地域の皆様方と連携・協働を図りながら、地域福祉活動を推進するとともに、前回の第3次計画では、熊本市の計画である「熊本市地域福祉計画」と一体的に策定を行い、一層の連携強化を図ることで、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。

しかしながら、地域では、地域福祉活動を推進する担い手の確保や住民主体の活動における参加者の減少、活動の固定化等が課題となっており、また、「地域共生社会」の実現に向けては、様々な福祉課題を包括的に受け止める相談体制の整備が求められるなど、これまで、生活困窮者自立支援制度をはじめとし、地域を基盤とした事業展開を行ってきた本会の役割は大変大きくなっています。

これらの課題の解決に向けて、第4次計画では、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」の基本理念のもと、「地域力強化のための人材確保・育成」、「支え合いの地域づくり」、「多様な主体による協働、連携の推進」を、熊本市をはじめとした地域福祉に関わる全ての主体と連携して、総合的かつ計画的に進めてまいります。

そのなかでも、第4次計画の策定に際しては、地域福祉推進の中心的役割を担う校区社会福祉協議会にご協力いただき、活動計画である「校区社協行動計画」の策定を支援いたしましたが、これをさらに推進し、地域住民を主体とした課題解決力の強化に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご協力いただきました関係者・市民の皆様方、特に行動計画を策定いただきました各校区社会福祉協議会の皆様には心から感謝申し上げます。

令和2年(2020年)3月

熊本市社会福祉協議会会長

潮谷 愛一



目次

■ 第1章 計画の策定にあたって

1	第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨	
(1)	「地域共生社会」実現が求められる背景	P2
(2)	「地域共生社会」の実現に向けて	P3
(3)	本市における「地域共生社会」の実現	P5
2	これまでの計画策定の経緯	P6
3	計画の位置づけ	
(1)	策定の根拠	P6
(2)	他計画との関係	P6
4	計画期間	P8

■ 第2章 計画にかかる現状と課題

1	本市の現状について	
(1)	本市の概要	P10
(2)	本市の地域福祉を取り巻く現状について	P11
2	本市におけるこれまでの取組と今後の課題	
(1)	第3次計画について	P22
(2)	第3次計画の振り返りと課題整理	P23
3	熊本地震の経験と被災者の生活再建状況	
(1)	被災者の生活再建に向けた継続的な支援	P24
4	第4次計画における取組方向性と各主体の役割	
(1)	第4次計画における取組方向性	P26
(2)	計画における「地域」の考え方と基本的な取組	P26
(3)	計画における各主体の主な役割	P28

■ 第3章 計画の基本理念と基本方針

1	基本理念について “だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり”	P32
2	基本方針について	P33
	基本方針Ⅰ 地域力強化のための人材の確保・育成	
	基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり	
	基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進	
3	計画の体系	P34

■ 第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 地域力強化のための人材の確保・育成

施策方針1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	
(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援	P38
(※)	
(2) ボランティア等の人材確保に向けた取組	P41
施策方針2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	
(1) 地域福祉活動等に関する意識の醸成	P46
(2) 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進	P50

基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

施策方針1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	
(1) 地域住民の交流促進	P53
(2) 地域における見守りネットワークの充実	P59
(3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実	P64
施策方針2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	
(1) 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり	P68
(2) 課題を解決するためのノウハウの共有	P74
(3) 地域特性に応じた取組を促進するための支援	P76

基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

施策方針1 連携による支援の充実	
(1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援	P80
(2) 複合的な課題に対する相談窓口の充実	P83
(3) 住宅確保要配慮者への支援	P86
(4) 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進	P90
施策方針2 協働で取り組む災害対応力の強化	
(1) 避難行動支援の仕組みづくり	P95
(2) 配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備	P99
(3) 多様な主体の協働による災害支援体制の構築	P102
施策方針3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	
(1) 包括的な支援を実現するための協議体の整備	P106
(2) 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築	P109
(3) NPO や民間事業者等との連携推進	P113

成果指標一覧	P116
--------	------

(※)「民生委員・児童委員、主任児童委員」については、以下、一部を除き「民生委員・児童委員」と表記させていただきます。

■ 第5章 「熊本市成年後見制度利用促進計画」

I 熊本市成年後見制度利用促進の背景等について	P118
1 成年後見制度利用促進計画策定の背景及び目的	
2 計画期間	
II 現状と課題	P119
1 熊本市・熊本県・全国における成年後見制度の利用状況等	
2 成年後見制度利用にかかる課題	
III 計画の目標	P126
1 目標	
2 成果指標	
IV 具体的な施策	P127
1 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進	
2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備	

■ 第6章 計画の推進について

1 計画の進行管理にかかる基本的な考え方	P132
2 進捗状況の確認	P132
3 計画の評価	P132

■ 資料編

P133～172

※目次中に記されている色付きの○印については、以下の項目を表しており、該当する章については、本編各ページの右上に同色の○印を表示しています。

-  第3章 ～ 計画の基本理念と基本方針 ～
-  第4章 ～ 施策の展開 基本方針Ⅰ ～
-  第4章 ～ 施策の展開 基本方針Ⅱ ～
-  第4章 ～ 施策の展開 基本方針Ⅲ ～
-  第5章 ～ 熊本市成年後見制度利用促進計画 ～

また、第4章については、P34 に体系図を掲載しております。

※この計画のなかには、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法律に基づく名称・用語については「障害」としてありますが、そのほかは「障がい」と表記しております。

第1章 計画の策定にあたって

1 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

熊本地震の経験を活かした本市における「地域共生社会」の実現に向けて、基本方針や取組を整理し、地域全体で共有することにより、市、市社協、校区社協、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等が一体的に地域福祉活動に取り組むことを目的として策定するもの。

(1) 「地域共生社会」実現が求められる背景

近年、少子高齢・人口減少により、多くの地域では単身世帯の増加、社会的孤立等が発生するとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力低下やその持続可能性について危惧がされています。

これらの社会構造の変化等を背景として、地域や家庭、職場といった生活の様々な場において、「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける「人と人とのつながり」が希薄化するなかで、周囲から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増加しています。

また、近年の課題として、例えば、高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する「8050問題」や、子育てと親の介護が同時期に発生する「ダブルケア」の問題等、個人や世帯が抱える問題は複雑化するとともに、絡み合って複合化しています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「**地域共生社会**」の実現に向けた取組が求められています。

『地域共生社会』とは…

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『**我が事**』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『**丸ごと**』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年(2017年)2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 「地域共生社会」の実現に向けて

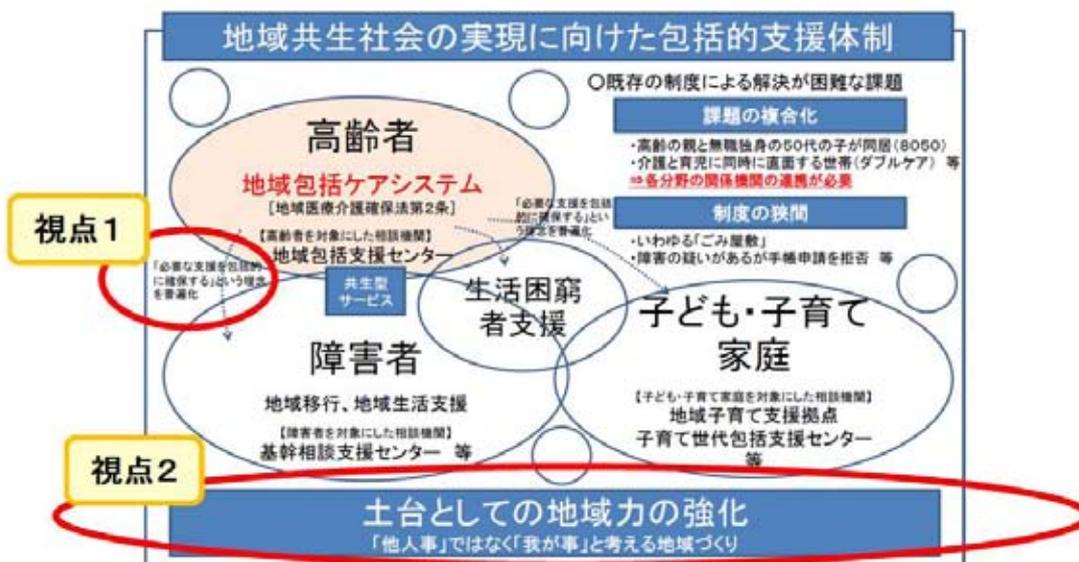
「地域共生社会」の実現に向けては、以下の「2つの視点」を踏まえ、取組を推進していくことが重要となります。

～ 「地域共生社会」の実現に向けての「2つの視点」 ～



(出典)厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/0000184346.html>)

⇒ 「地域共生社会」の実現に向けては、次の「視点1」及び「視点2」に基づき、**取組を推進**していくことが重要となる。



(出典)厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Scisakujuhou-12600000-Scisakutoukatsukan/0000184506.pdf>) を加工して作成

視点1 「地域包括ケアシステム」の理念を他の福祉分野に普遍化

高齢者へのケアを地域で包括的に確保・提供するという「地域包括ケアシステム」の考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にも広げ、課題を「丸ごと」受け止められる体制整備を行う。



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態とも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が概ね75歳以上人口が増える大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

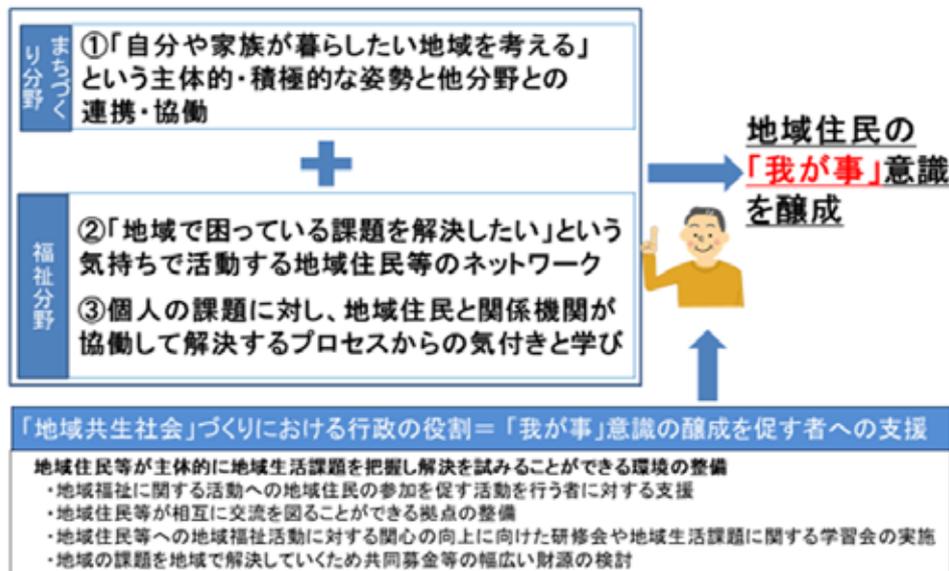


(出典)厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)

視点2 土台としての「地域力の強化」

これまで推進してきた「地域包括ケア」等、福祉分野の取組や手法と、住民の主体性を引き出すまちづくり分野等の取組や視点との連携を促進することで、地域住民の「我が事」意識を醸成する。



【参考】「地域共生社会」実現に向けた取組に関する法改正や制度の見直し ※詳細は P170～P171

- ① 「社会福祉法」の改正
⇒ 包括的支援体制の整備、「地域福祉計画」策定の努力義務化
- ② 「生活困窮者自立支援法」の施行
⇒ 「支援の狭間」にある方への「第二のセーフティネット」の制度化
- ③ 「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行
⇒ 制度利用の促進、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村計画の策定

(3)本市における「地域共生社会」の実現

視点1 分野横断的な包括的支援の必要性

これまでの福祉は分野毎に発展してきており、本市においても、地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）を設置し、地域を基盤とした包括的な支援を実施してきた高齢者分野をはじめとし、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等、各福祉分野それぞれで対象者への支援の充実を図ってきました。

しかし、近年、人々のライフスタイルや社会構造が変化していることにより、個別の分野・各団体だけでは支援が困難な複合化した課題や、既存の制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題を抱えたケースが顕在化しています。

このような状況に対し、「地域共生社会」の実現に向けては、従来どおりの分野毎の支援ではなく、様々な主体が分野横断的に連携し、課題を「丸ごと」受け止めていくことが必要となっています。

視点2 熊本地震の経験を活かした支え合い活動の活性化

本市が経験した平成28年熊本地震では、災害発生時や復旧における行政による支援、「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに支え助け合う「共助」の必要性、重要性が再認識されました。

本市においては、これまで「地域福祉計画」の基本理念の一つとして「住民相互の支え合い」を推進してきましたが、「地域共生社会」の実現に向けては、熊本地震の経験を活かし、課題を「我が事」として捉える意識の醸成を図り、協働による「支え合い活動」を活性化させるとともに、地域住民等の主体的な課題解決に向けた仕組みづくりに取り組んでいくことが重要です。

【「地域福祉」と「自助・共助・公助」】

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民や地域団体等の支え合い活動【共助】と連携して解決していくことが重要となります。更に公的なサービスについては行政が適切にその役割を担う【公助】ことで、「地域共生社会」の実現に取り組んでいく必要があります。



※ 地域包括ケアシステムの構築・推進において、厚生労働省は【共助】がリスクを共有する仲間（被保険者）の負担に基づいた介護保険に代表される社会保険制度及びサービスであるのに対し、【互助】は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとし、【互助】と【共助】を明確に使い分けています。

これに対し、地域福祉の分野において、本市が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、制度化された【共助】と、自発的な支え合いである【互助】の双方を推進することが重要であり、また【共助】と【互助】は相互に支え合っているという意味で共通していることもあり、現状、本市の事業実施に際しての説明等や地域においても明確には両者の使い分けがなされていません。

よって、第4次計画においては【共助】と【互助】を使い分けず、「熊本市第7次総合計画」との整合性や住民認知度を勘案し、【共助】に【互助】が含まれるものとして、【共助】に統一して用いることとします。

2 これまでの計画策定の経緯

本市では、平成16年度(2004年度)に「熊本市地域福祉計画」(平成17～21年度)を、平成21年度(2009年度)に「第2次熊本市地域福祉計画」(平成22～26年度)を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

また、平成27年度(2015年度)からが計画期間となる「第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」(以下、「第3次計画」という。)では、「地域福祉計画」と互いに補完・補強し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行いました。

これにより、本市と熊本市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉を推進してきました。

3 計画の位置づけ

(1) 策定の根拠

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者等と社会福祉協議会が相互に協力し、地域福祉を推進するための活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。

それぞれの計画は、共通の理念、目的のもと、補完・補強し合いながら、本市の地域福祉を推進していく関係にあります。

(2) 他計画との関係

本市の計画体系及び社会福祉法の改正等を踏まえ、「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「第4次計画」という。)については以下のとおり位置づけることとします。

- 「熊本市第7次総合計画」を上位計画とし、その理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、それぞれの福祉分野毎ではなく、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- 第4次計画については、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、取組を推進します。



※SDGsの詳細については、資料編 P172を参照ください。

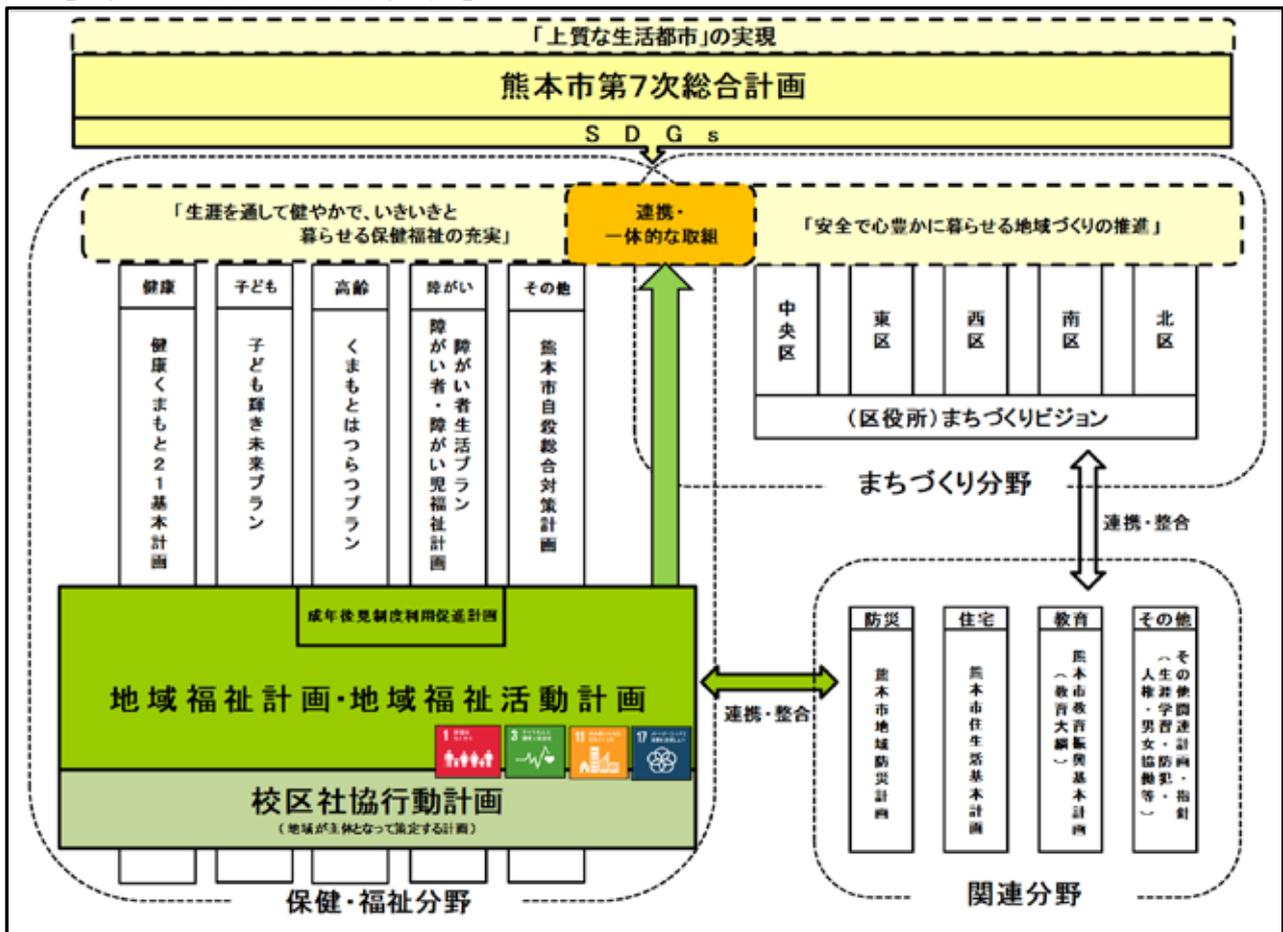
- 第3次計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、「地域福祉計画」については、2つの「重点的取組」のもと本市が、「地域福祉活動計画」については、3つの「活動目標」のもと熊本市社会福祉協議会が、住民、地域団体等と連携し、その基本理念の実現に向けて取組を行ってきました。

しかし、「地域共生社会」の実現に向けては、市、市社協、校区社協、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等、地域福祉推進に関わる全ての主体が、これまで以上に連携し、一体的に取り組むことが重要です。

そこで、第4次計画においては、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」共通の3つの「基本方針」(第3章参照)を定めることで、取り組むことが必要な課題等をより明確にし、その課題解決に向けて、それぞれの役割分担のもと協働して取組を推進していきます。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。

【 第4次計画と他計画との関係 】



4 計画期間

計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間とします。なお、社会状況の変化や関係法令の改正等により、計画期間中であっても必要に応じて見直しを検討することとします。

【 総合計画及び関連計画の計画期間 】

年度 分野	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
総合計画	熊本市第7次総合計画						
地域福祉	第3次熊本市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画		第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画				
健康	第2次健康くまもと21基本計画						
子ども	熊本市子ども輝き未来プラン		第2次熊本市子ども輝き未来プラン				
高齢	くまもとはつつプラン(第7期)			(仮)くまもとはつつプラン(第8期)			
障がい	障がい者プラン	障がい者生活プラン					

第2章 計画にかかる現状と課題

1 本市の現状について

(1) 本市の概要

本市は九州の中央、熊本県の西北部に位置しており、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど、九州の中核をなす拠点都市として発展してきました。

地勢は、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、東部は阿蘇外輪火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっています。

市制が施行された明治22年(1889年)当時、42,725人であった人口は、その後、数次にわたる合併に伴う市域の拡大や都市化の進展により増加し、昭和52年(1977年)には50万人を超え、平成24年(2012年)には、九州で3番目の政令指定都市へ移行し、中央区・東区・西区・南区・北区の5つの区を設置しました。

設置後は、区役所を行政サービス提供の拠点として位置づけ、5区それぞれの地域特性を活かし、住民ニーズに応じた地域密着の特色あるまちづくりに取り組んでいます。



(2) 本市の地域福祉を取り巻く現状について

① 超高齢社会の進展

本市は、平成 20 年(2008 年)10 月 6 日の下益城郡富合町、平成 22 年(2010 年)3 月 23 日の下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併により、人口が 70 万人、世帯数が 30 万世帯を超えました。その後、世帯数は微増傾向に、人口数は横ばい状態にあります。一世帯あたりの世帯人員は、平成 29 年度(2017 年度)は 2.31 人となり、年々減少傾向にあります(図表 1)。

また出生数は、近年、概ね 6,000 人台で推移しており、平成 29 年(2017 年)の合計特殊出生率は 1.53 で全国値よりも高く推移しているものの(図表 2)、近い将来、人口は減少に転じると予測されています。

人口は 20 年後の令和 22 年(2040 年)には約 70.8 万人となる見込みであり(図表 3)、高齢化の進展とも相まって従来の「担い手」であった現役世代が今後、ますます減少すると推計されます。

【 図表 1 熊本市の人口・世帯数の推移 】

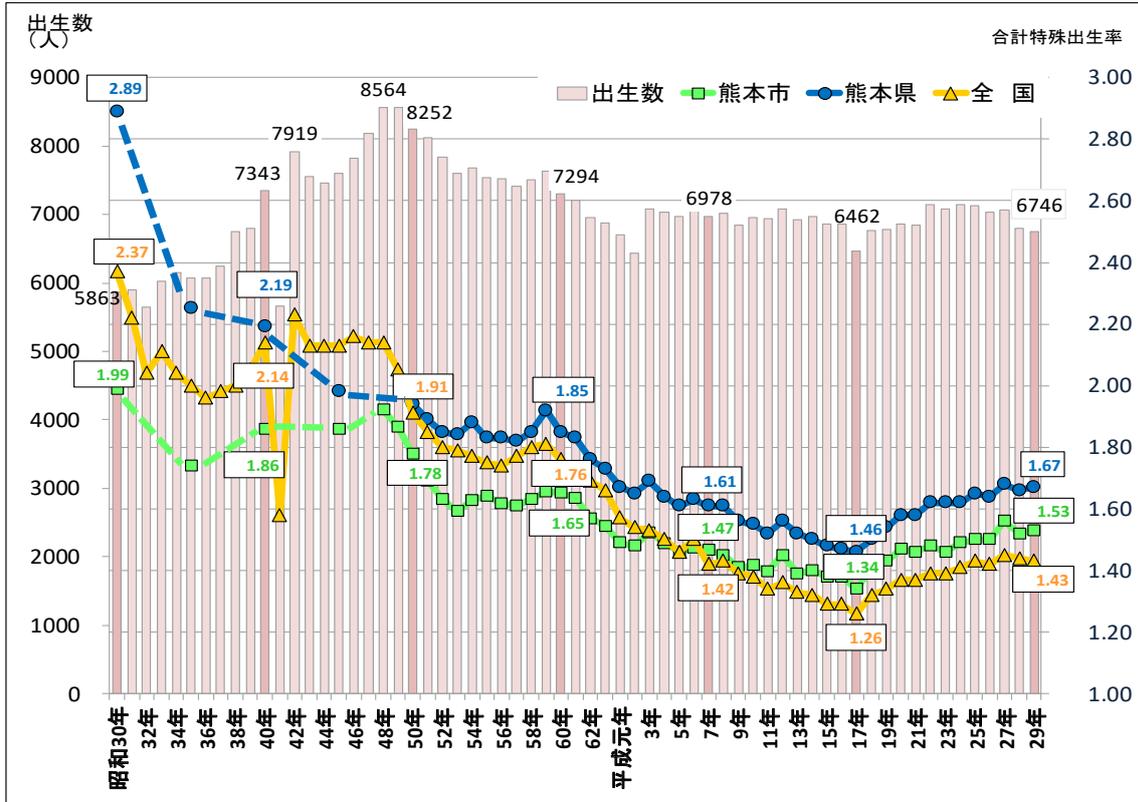
熊本市の人口の推移		各年10月1日現在					
	世帯数	人口			平均世帯人員	老年人口 ^D 割合(%)	備考
		総数	男	女			
平成 2	211,207	579,306	275,424	303,882	2.74	11.4	
7	246,700	650,341	310,118	340,223	2.64	13.8	4町合併
22	302,413	734,474	344,291	390,183	2.43	21.0	3町合併
23	305,929	736,010	345,013	390,997	2.41	21.2	熊本県推計人口
24	308,985	737,689	345,601	392,088	2.39	21.9	熊本県推計人口
25	312,527	739,541	346,700	392,841	2.37	22.6	熊本県推計人口
26	315,318	740,204	347,020	393,184	2.35	23.5	熊本県推計人口
27	315,456	740,822	348,470	392,352	2.35	24.2	
28	317,466	739,606	348,152	391,454	2.33	24.8	熊本県推計人口
29	320,730	739,858	348,820	391,038	2.31	25.3	熊本県推計人口

注:1) 老年人口:65歳以上人口(国勢調査年の割合は年齢不詳分を除いて算出)

備考欄に注釈のない年については国勢調査結果による。

「熊本市の保健福祉」を加工して作成

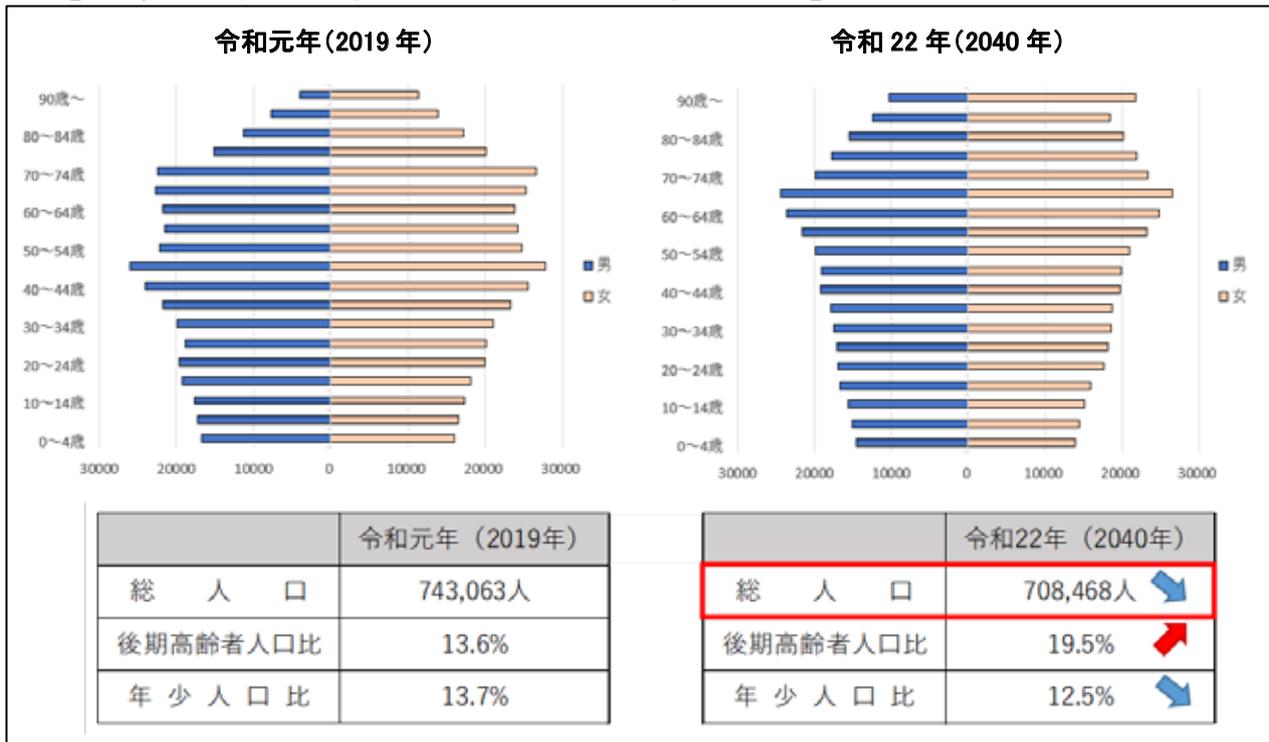
【 図表2 熊本市の出生数と合計特殊出生率の推移 】



「熊本市の保健福祉」を加工して作成

※平成 21 年(2009 年)以前の本市の出生数及び合計特殊出生率は旧熊本市域データ。

【 図表3 熊本市の令和 22 年(2040 年)の推計人口 】



国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成 30 年(2018 年)推計)を加工して作成

② 支援が必要となる方の増加

○ 要介護(要支援)認定者数

介護保険制度が始まった当初の平成12年(2000年)4月末における要介護(要支援)認定者数は13,069人でしたが、平成31年(2019年)3月末には41,883人となり、この間、約3.2倍に増加しています。

また今後については、高齢者数の増加に伴い要介護(要支援)認定者数も増加し、令和7年(2025年)には、5万人を超える見込みとなっています(図表4)。

○ 認知症高齢者

認知機能の低下がみられる高齢者は増加傾向にあり、平成30年(2018年)時点で、高齢者全体の約12.2%を占めています(図表5)。

また、平成24年(2012年)と比較し、令和7年(2025年)には、認知症高齢者数がさらに1.5倍程度に増加すると見込まれています。

○ 障害者手帳の所持者数

障害者手帳を所持している人の数は、近年、身体障害者手帳については横ばい状態で推移していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はともに増加しており、(図表6)、障がい児・者数については平成26年度(2014年度)と比較して約1,000人、精神障がい児・者数については平成26年度(2014年度)と比較して約1,500人増加しています(図表7)。

○ 子育て世帯

本市における「夫婦と子から成る世帯」の割合は減少する一方で、「単独世帯」の割合とともに「ひとり親と子から成る世帯」の割合も増加しています(図表8)。

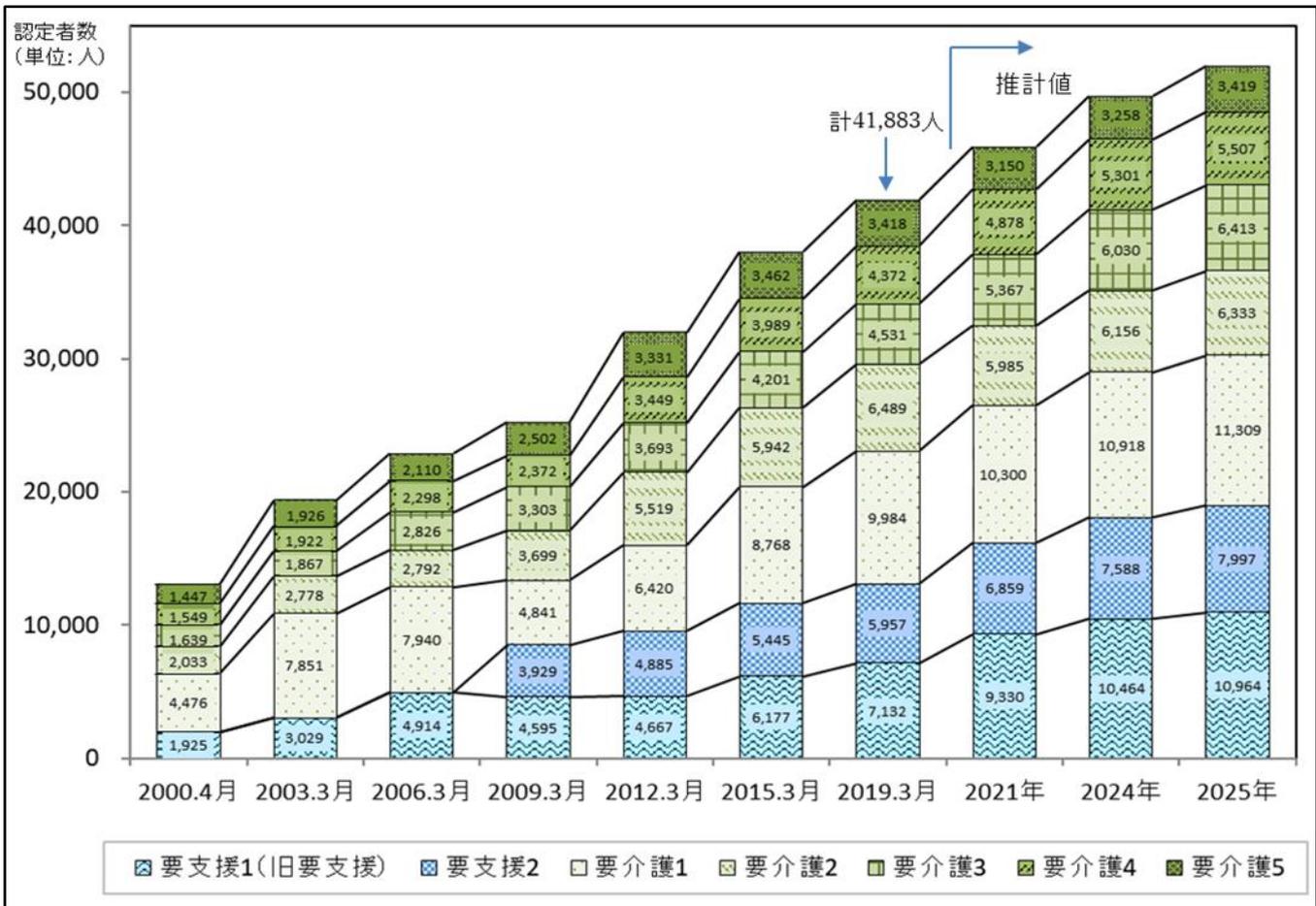
また、児童相談所への相談総対応件数は1,694件であった平成22年度(2010年度)から平成25年度(2013年度)までは横ばい状態でしたが、その後、増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)には2,272件となりました(図表9)。

○ 生活困窮者

本市が実施する自立相談支援事業における「実相談受入人数」については、平成27年度(2015年度)をピークに減少し、生活困窮者の数は近年、横ばい状態にあります。

また、「支援を実施したことで生活困窮から脱却した方の数」については、平成26年度(2014年度)から年々増加しており、平成30年度(2018年度)には年間84件となりました(図表10)。

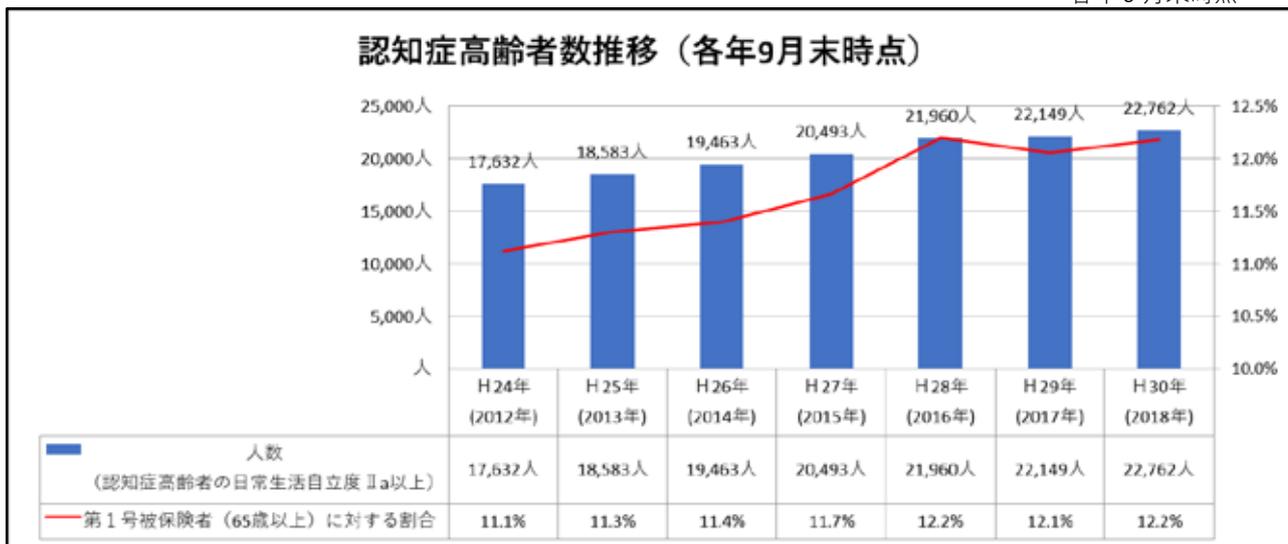
【 図表4 要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計 】



熊本市健康福祉局福祉部介護保険課調べ

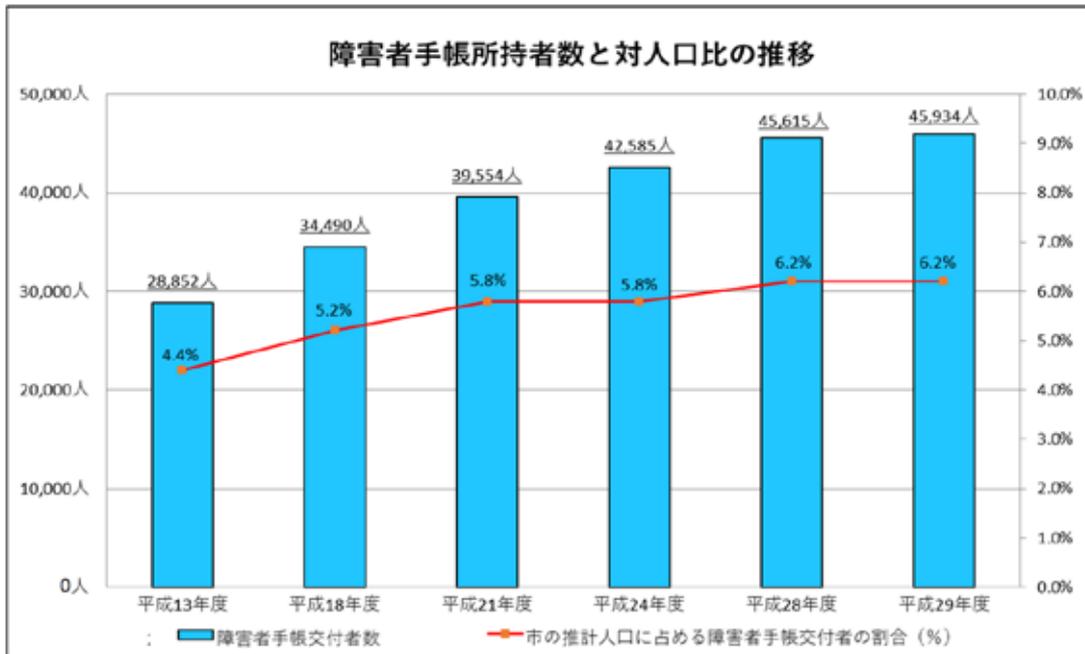
【 図表5 認知症高齢者数の推移 】

各年9月末時点



熊本市健康福祉局福祉部高齢福祉課調べ

【 図表6 障害者手帳所持者数と対人口比の推移 】

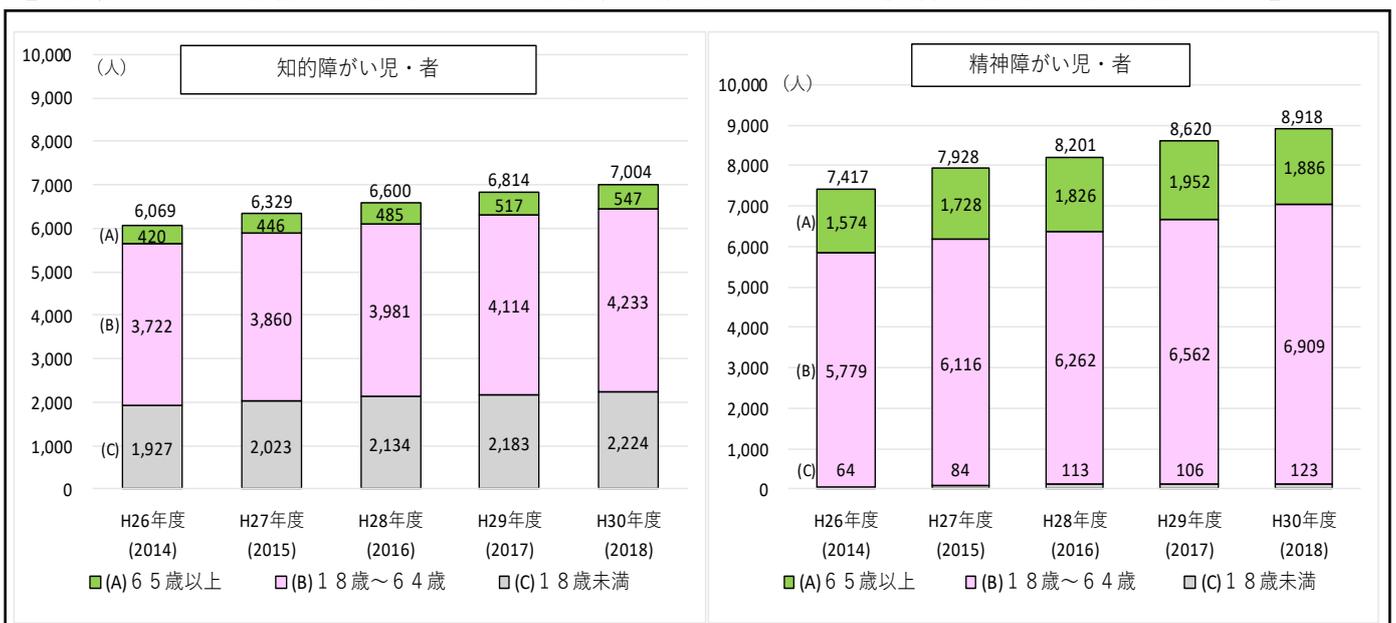


※各年度未現在

年度	平成13年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳交付者数	23,131	26,727	29,562	30,661	30,814	30,500
療育手帳交付者数	3,371	4,042	4,999	5,686	6,600	6,814
精神障害者保健福祉手帳交付者数	2,350	3,721	4,993	6,238	8,201	8,620
合計	28,852	34,490	39,554	42,585	45,615	45,934

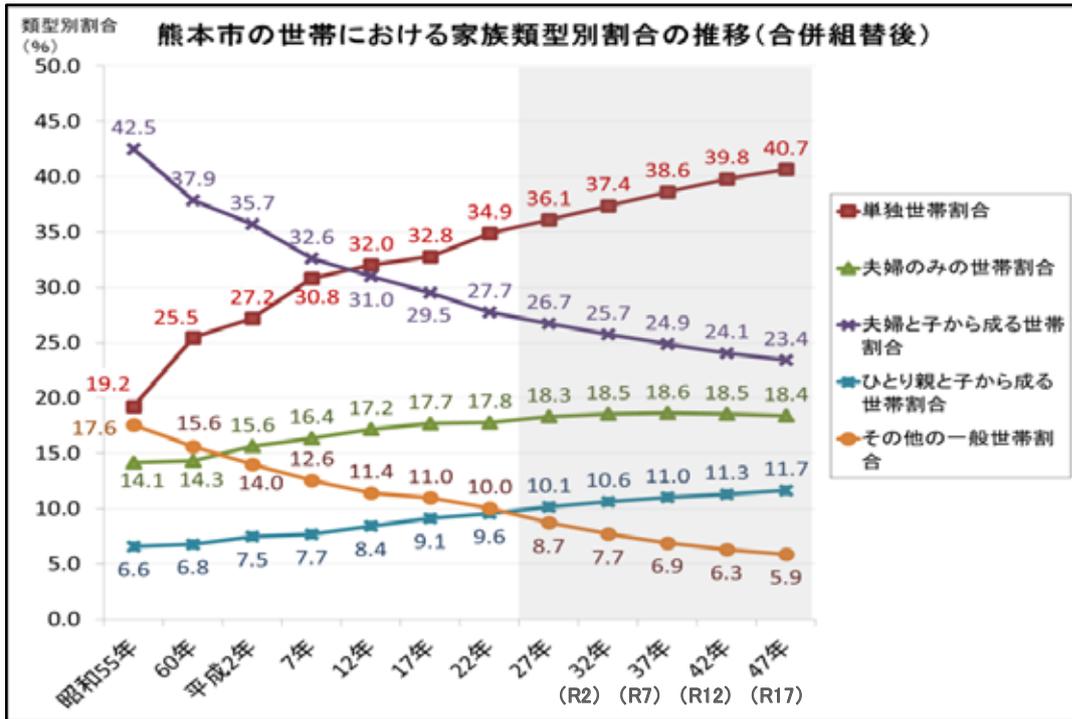
「熊本市障がい者生活プラン」から抜粋

【 図表7 年齢階層別障害者手帳所持者数の推移(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) 】



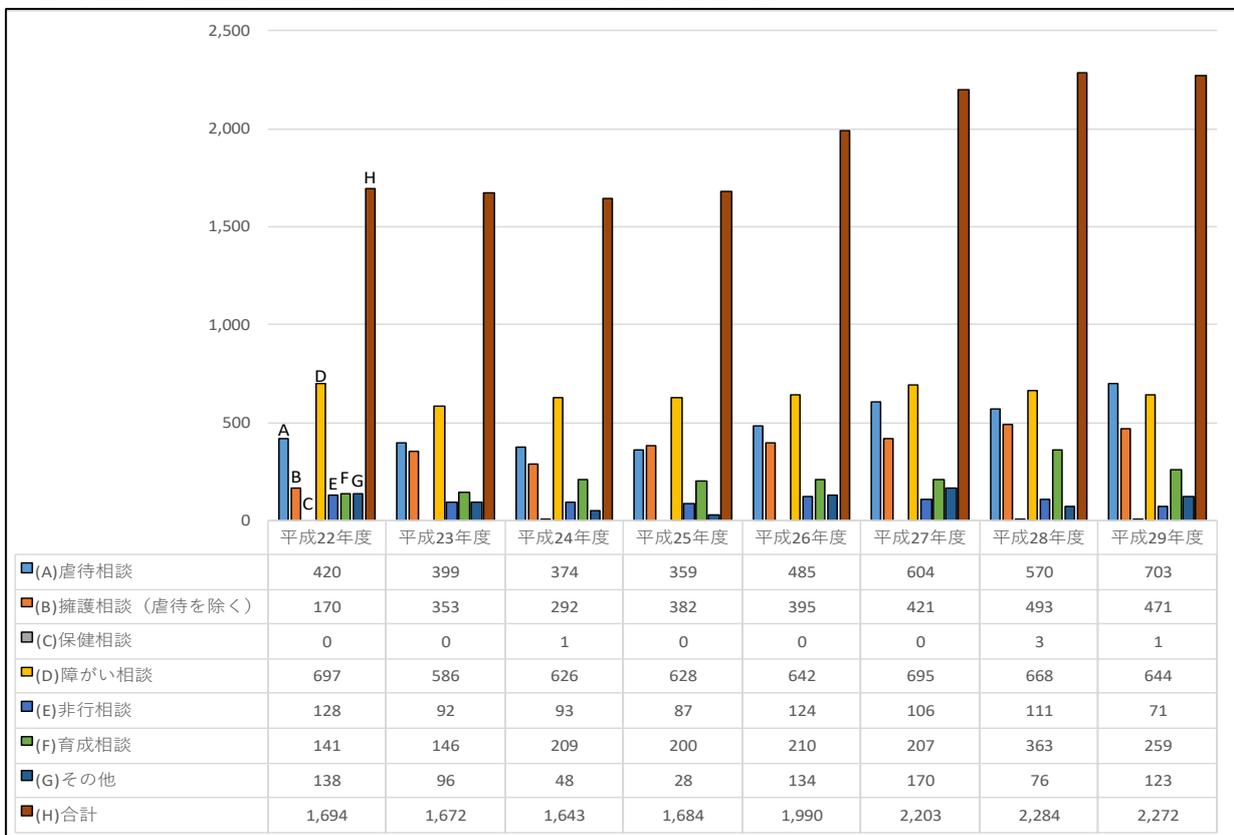
熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所及び精神保健福祉室調べ

【 図表8 熊本市の世帯における家族類型別割合の推移】



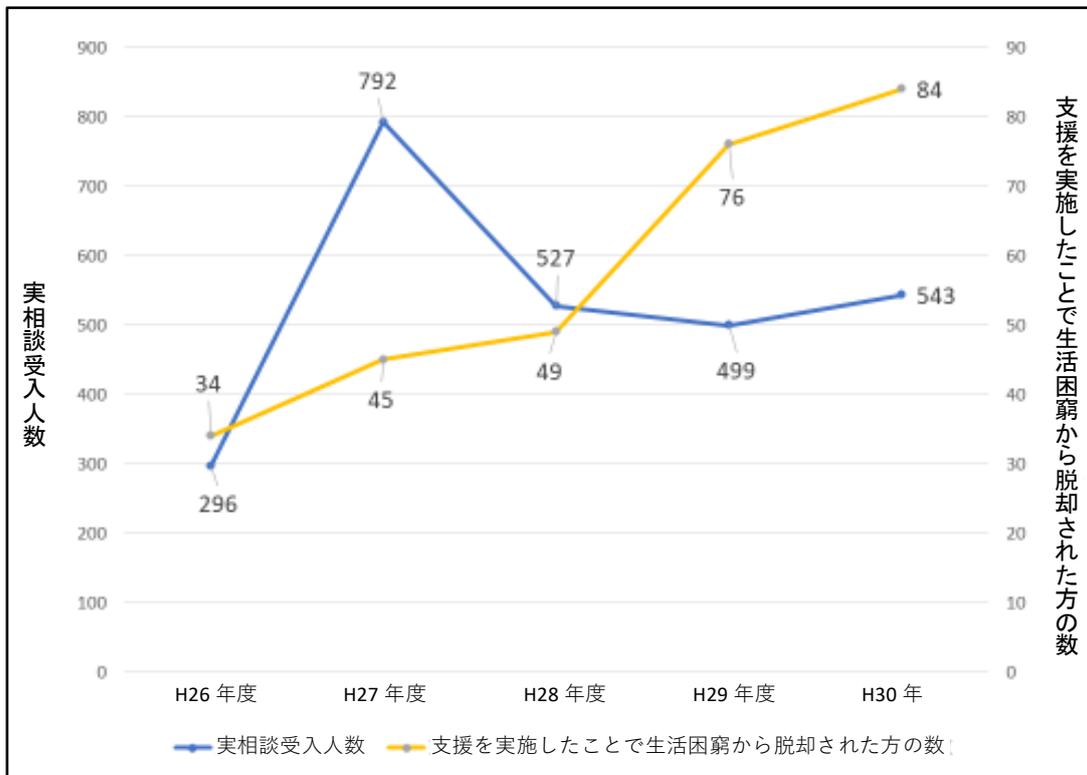
総務省統計局「国勢調査結果」より作成。将来推計世帯は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口と「日本の世帯数の将来(都道府県別推計) 2014」を基に独自推計したもの。

【 図表9 児童相談の状況(相談種類別対応件数) 】



熊本市健康福祉局子ども未来部児童相談所調べ

【 図表10 「自立相談支援事業」実績値の推移 】



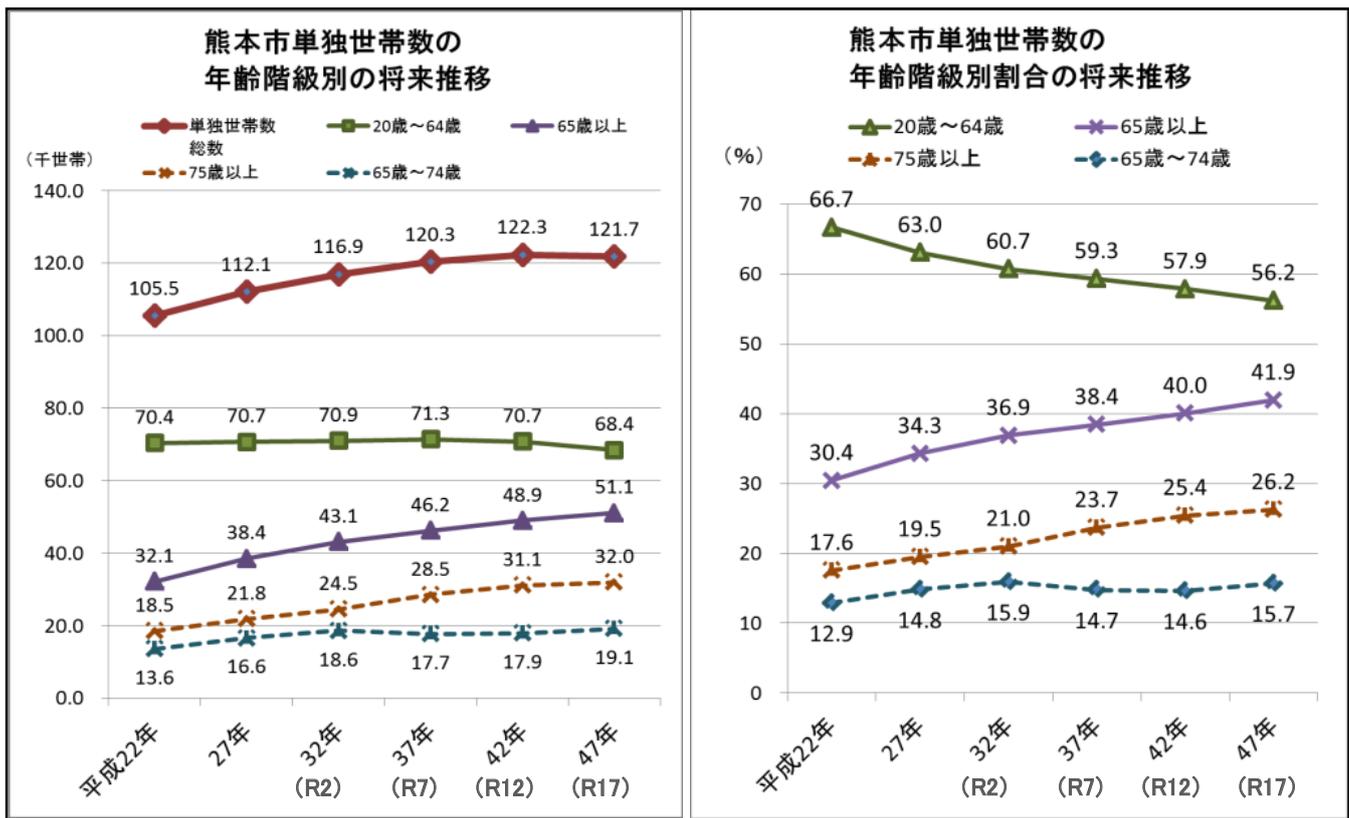
熊本市健康福祉局福祉部保護管理援護課調べ(※「第3次熊本市地域福祉計画」成果指標)

③ 家族や地域とのつながりの変化

本市の将来推計では、今後も65歳以上の単独世帯の増加が続き、その内「65～74歳」の単独世帯については令和2年(2020年)頃から横ばいになる見込みですが、75歳以上の単独世帯は引き続き増加すると予測されます(図表11)。

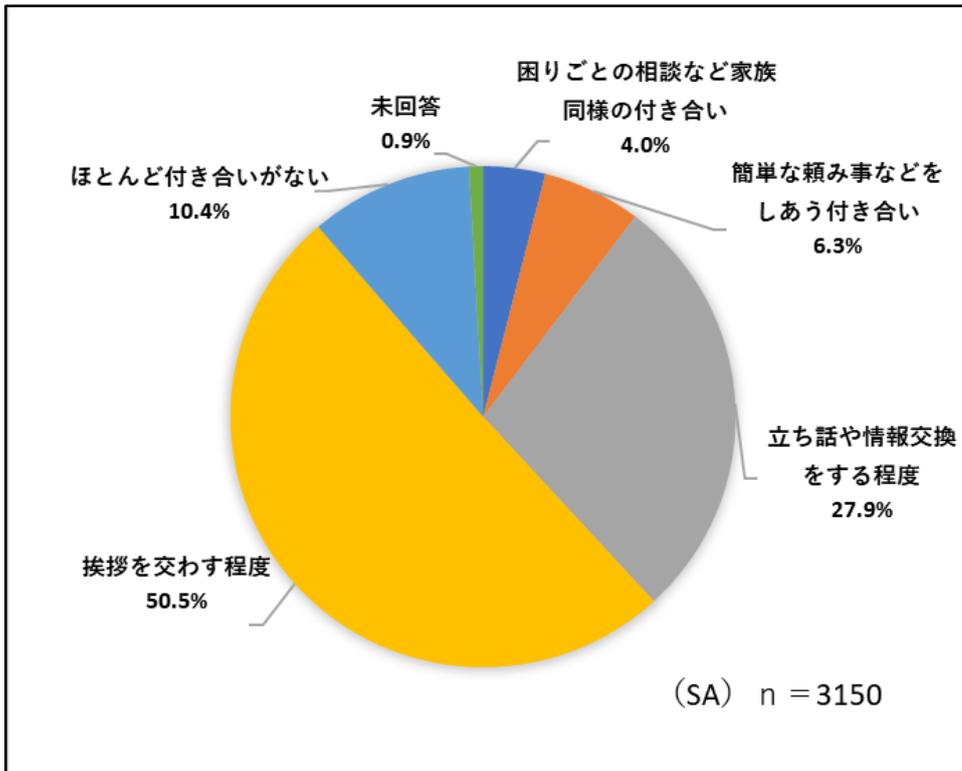
また、日常生活において、立ち話以上の関わりをする近所付き合いの割合が4割弱に留まる状況にあることや(図表12)、核家族化等による総世帯数増加に伴い、自治会加入率が減少傾向(図表13)にあること等から、「人と人のつながり」が希薄化し、「地域とのつながり」が多様化していることが推測されます。

【 図表11 単独世帯数の年齢階級別の将来推移(世帯数と割合) 】



総務省統計局「国勢調査結果(平成22年(2010年))」及び、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口と「日本の世帯数の将来(都道府県別推計)2014」を基に独自推計したもの。

【 図表12 日常生活における「近所付き合い」の程度 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

【 図表13 自治会加入率の推移 】



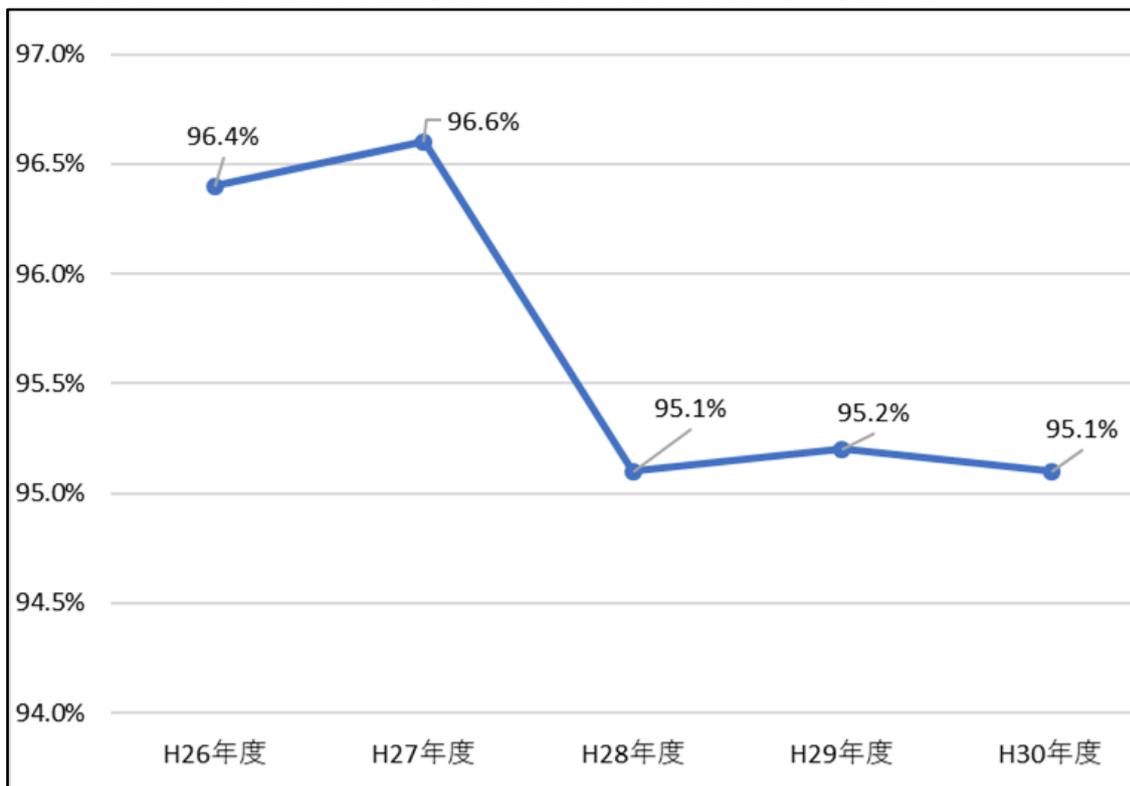
熊本市市民局市民生活部地域活動推進課調べ

④ 地域福祉推進の担い手の動向

住民の立場に立って「身近な相談相手」として必要な支援を行うなど、地域福祉の推進において中心的な役割を担う民生委員・児童委員については、近年、欠員状態が続いており、その担い手が不足しています(図表14)。

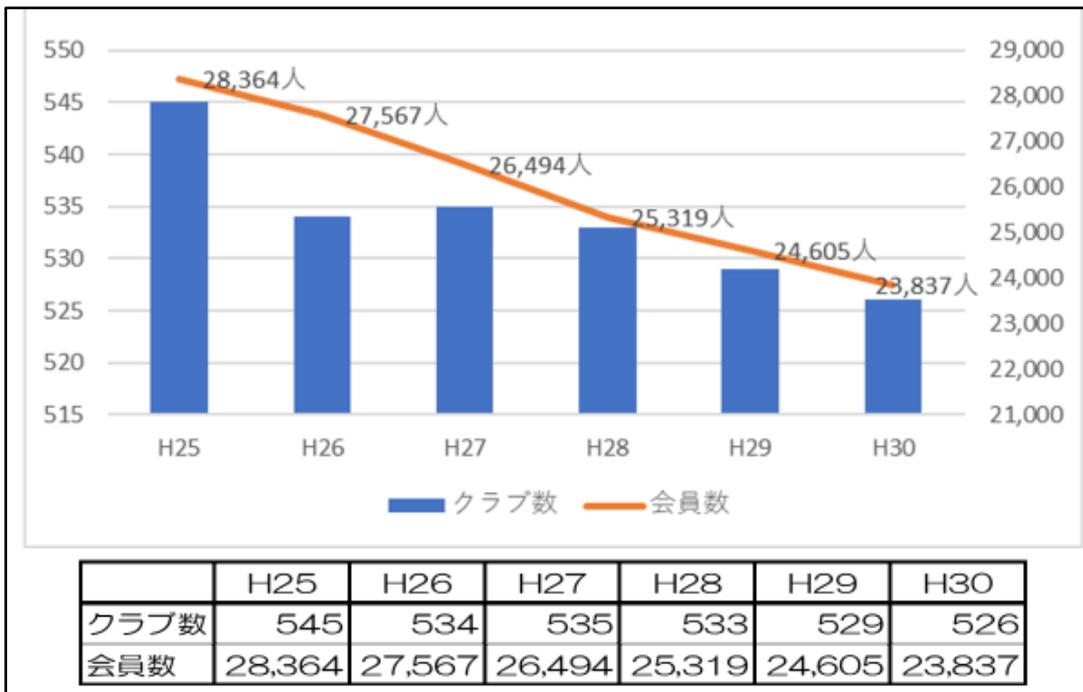
また、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、社会奉仕やレクリエーション等を通して地域のつながりを醸成するとともに、単身世帯高齢者の社会参加への促し等の取組を、行政等と連携して推進してきた老人クラブについても近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります(図表15)。

【 図表14 民生委員・児童委員の定員に対する充足率の推移 】



熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ (※「第3次熊本市地域福祉計画」成果指標)

【 図表15 老人クラブのクラブ数・会員数の推移 】



熊本市健康福祉局福祉部高齢福祉課調べ

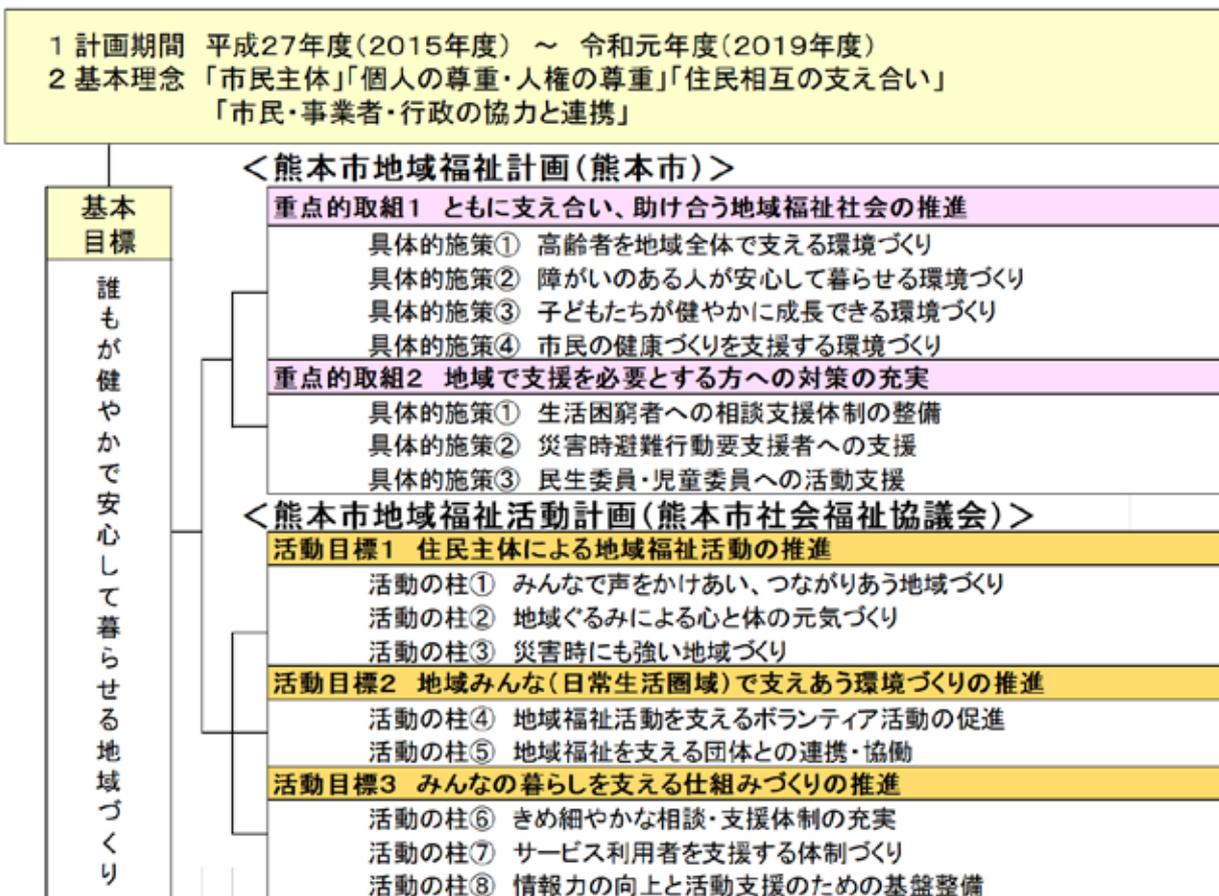
2 本市におけるこれまでの取組と今後の課題

(1) 第3次計画について

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)が計画期間となる第3次計画については、熊本市健康福祉子ども局及び区役所、熊本市社会福祉協議会から構成されるワーキング会議にて検討を行い、外部有識者等からなる「第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画策定部会」の審議を経て、平成26年(2014年)3月に策定しました。

第3次計画においては、「市民主体」「個人の尊重・人権の尊重」「住民相互の支え合い」「市民・事業所・行政の協力と連携」を基本理念とし、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉を推進してきました。

【 第3次計画の体系 】



(2) 第3次計画の振り返りと課題整理

第4次計画における重点的取組等を検討するにあたり、第3次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証を行いました。その中で明らかになった主な課題をまとめると以下のとおりとなります(詳細は P135～P137 参照)。

第3次計画の振り返りから見える課題や推進が必要な取組(まとめ)

○ 支え合い活動を推進する人材の確保

雇用年齢の延長等を背景に住民主体の支え合い活動を推進する担い手の確保が困難となっています。これまで養成を行ってきた各種サポーター等の裾野を広げるとともに、活動を活性化する仕組みが必要となっています。

○ 地域福祉活動への意識の醸成

地域福祉活動等の担い手が固定化しています。新たな担い手の確保等に向けて、幅広い世代に対して地域福祉活動の大切さについて理解の促進を図り、その活動について意識の醸成に取り組む必要があります。

○ 住民主体の活動を活性化させる仕組みづくり

住民主体の活動には、参加者が少ない等の課題があります。住民主体の活動に多くの人に参加し、その活動を活性化していくためには、地域住民の多様な意見を聞いて、課題の共有化や「見える」化を推進し、住民が主体的に課題を解決していく仕組みづくりを行う必要があります。

○ 様々な課題を包括的に受け止める相談支援体制の整備

個別の分野・各団体だけでは支援が困難なケースの発生や、増加する認知症高齢者等への支援が課題となっています。複数の課題を抱えている個人や世帯に対して、様々な主体が連携し、包括的に支援することができる体制整備が必要です。

3 熊本地震の経験と被災者の生活再建状況

(1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援

平成28年(2016年)4月14日及び16日に発生した平成28年熊本地震については、史上類を見ないマグニチュード6.5の前震とマグニチュード7.3の本震が同時期に発生し、本市や近隣自治体をはじめ県内に大きな被害をもたらしました。

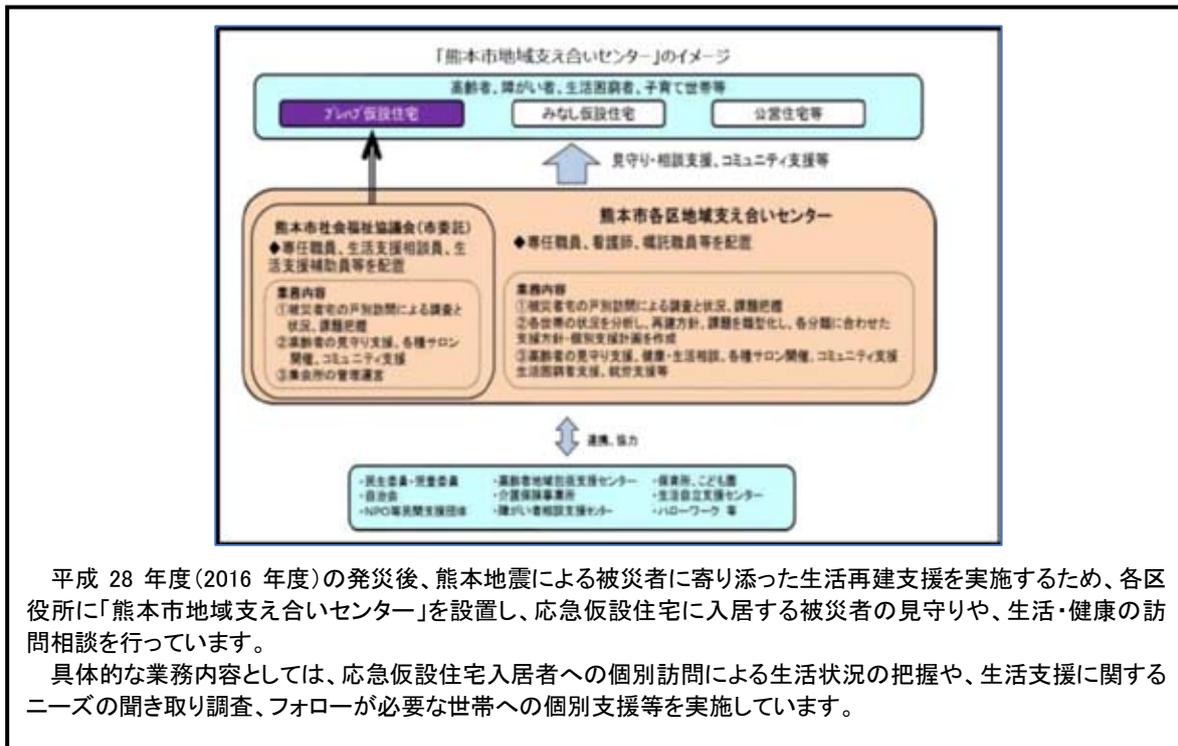
その後、余震は4,000回を超えるなか、最大11万人に及ぶ市民が避難し、支援や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされ、災害規模の大きさから、その対応には多くの課題が残りました。

発災後、本市においては、「地域支え合いセンター」を設置し、被災者の生活再建支援を行うとともに、恒久的な住まいの確保へ向けた支援を行ってきました。

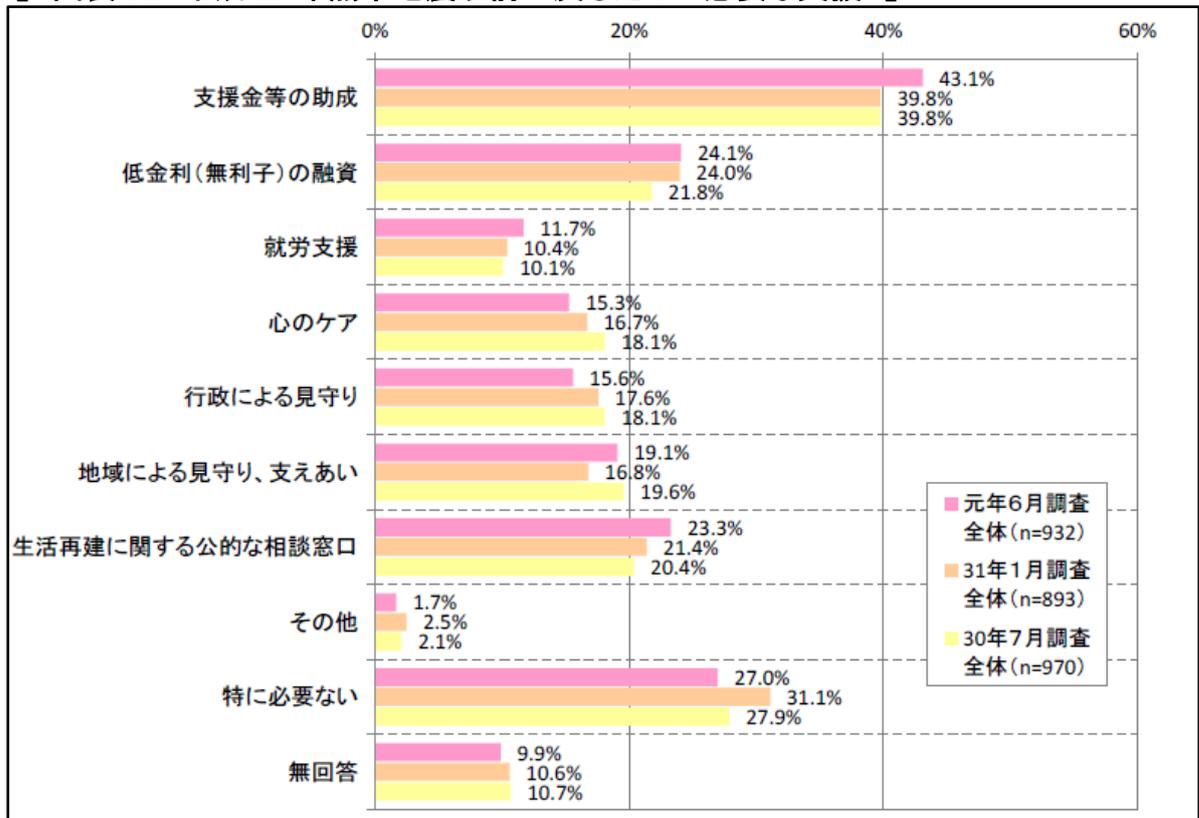
本市の応急仮設住宅には、これまで最大約12,000世帯が入居されていましたが、既に9割を超える世帯が退去されるなど、被災者の住まい再建は着実に進んでいます。

一方で、新たな地域での生活を始めたことに対する地域コミュニティからの孤立についての不安感も発生しており(図表16)、恒久的な住まい再建後についても、一人ひとりの状況に合わせた心のケアや、地域コミュニティへの移行支援など、被災者の生活再建に向けた継続的な支援が求められています。

【参考】「熊本市地域支え合いセンター」の設置



【 図表16 平成 28 年熊本地震以前に戻るために必要な支援 】



「平成 28 年熊本地震にかかるアンケート調査報告書(令和元年度(2019 年度)6 月実施分)」(熊本市政策局復興総室実施)

熊本地震によって発生した課題や推進が必要な取組(まとめ)

○ 発災時の要配慮者への支援

災害時に高齢者・障がい者等の迅速な避難を促すために行政が整備した名簿を使用しての避難行動支援や、特段の配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備等に課題が発生しました。

熊本地震の教訓を踏まえ、平常時から様々な主体と連携した、要配慮者への支援体制を構築する必要があります。

○ 被災者の生活再建に向けた継続的な支援の実施

平成 28 年熊本地震により、それまでの住まいに居住できなくなり、応急仮設住宅での生活を余儀なくされた方に対して、住まい再建後も、継続的な支援が必要です。

4 第4次計画における取組方向性と各主体の役割

(1) 第4次計画における取組方向性

第4次計画においては、第3次計画における取組等の振り返りや平成28年熊本地震の被災者の生活再建状況とともに、この計画の策定にあたり実施した、住民座談会で把握したきめ細やかな地域生活課題や、より幅広い市民の意見を伺うために行ったアンケート調査結果、庁内ワークショップでの意見等を踏まえ、熊本地震の経験を活かした本市における「地域共生社会」の実現に向けて取り組めます。

なお、具体的な取組については第4章にて記載します。

(2) 計画における「地域」の考え方と基本的な取組

① 「地域」の捉え方

子どもから高齢者まで、全ての人が暮らし、人と人がつながり、ともに支え合いながら生活するところが「地域」です。

本市は現在、92の小学校区から構成されていますが、地域福祉の推進においては、「地域」を重層的に捉え、各階層において構成される様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働し、それぞれの「地域」特性に応じた取組を推進していくことが求められます。

以上から、本計画においては、「地域」を図表17のとおり6つの階層に分け、それぞれの階層に応じた取組を実施していきます。



② 「地域」の各階層における基本的な取組

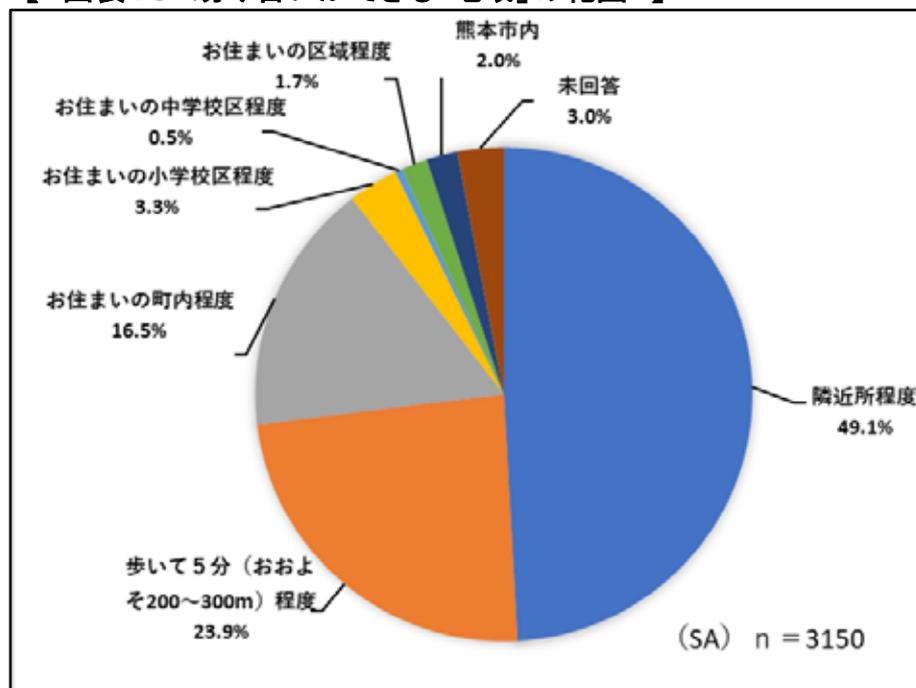
本市では、従来から、健康づくり分野における「小学校区単位の健康まちづくり」など、「地域」の課題把握・共有や特性に応じた取組の多くを「小学校区」単位で行ってきました。

その経緯を踏まえ、今後の地域福祉の推進においても、「小学校区」単位を基礎として、住民と連携して地域それぞれで異なる課題を把握・共有し、地域特性に応じた取組を実施していく「エリア型アプローチ」に基づき、住民との協働による課題解決に取り組めます。

また、認知症高齢者の権利擁護や生活困窮に関する課題など、「小学校区」単位や「各区域」単位だけでは解決が困難な課題や重点的に取り組む必要がある課題については、「市全域」で「テーマ型アプローチ」として取り組むこととし、テーマ型アプローチとエリア型アプローチを適切に連携させることにより、様々な課題の解決に取り組めます。

あわせて、平成28年熊本地震の経験や、アンケート調査の結果(図表18)からも把握されたとおり、住民相互の支え合いについては、その住民により身近な地域で取り組んでいく必要があるため、「歩いて5分の範囲」や「隣近所の範囲」を中心として、地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」を推進していきます。

【 図表18 助け合いができる「地域」の範囲 】

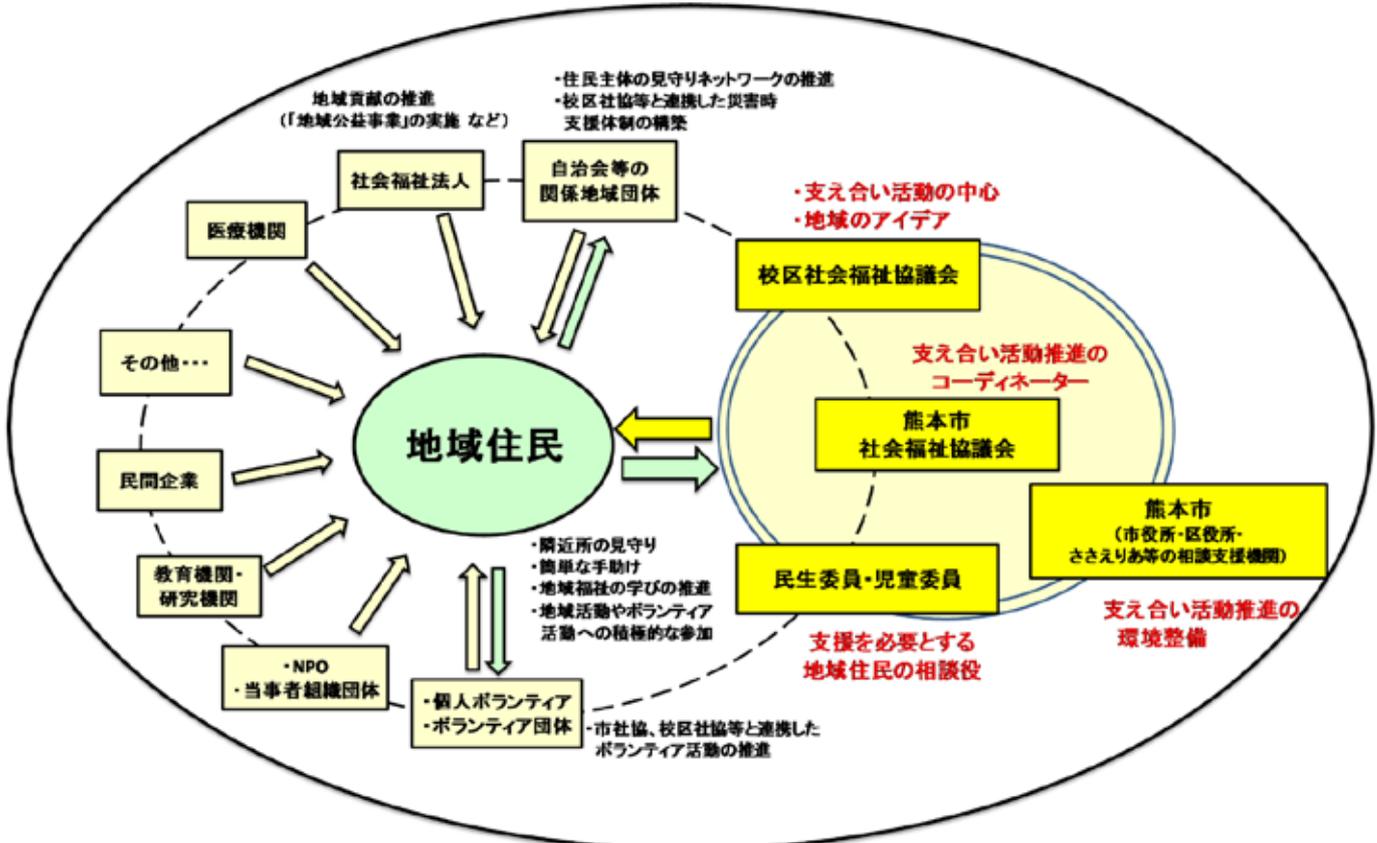


「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

(3) 計画における各主体の主な役割

第4次計画においては、先述の「地域の捉え方」及び「地域」の各階層における基本的な取組を踏まえ、地域福祉推進の中心的な主体である、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、熊本市社会福祉協議会及び本市が一体となり、「住民主体の支え合い活動」を推進するとともに、町内自治会等の関係地域団体や、社会福祉法人等がそれぞれの特性を活かし、連携・協働していくことによって、本市の地域福祉を推進していきます(図表19)。

【 図表19 計画における各主体の主な役割 】



〇本市(行政)の役割

本市は、市民の地域福祉向上の責任を負う主体として、公的な福祉サービスを適切に実施するとともに、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会をはじめとした地域福祉推進の主体に対して、熊本市社会福祉協議会等と連携し、支援を実施していくことで、「支え合い活動推進に向けた環境整備」を行います。

また、「住民の身近な相談窓口」として、これまで民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等と連携し、高齢者等の暮らしを地域でサポートしてきた「高齢者支援センターささえりあ」や「障がい者相談支援センター」等の各種相談支援機関の引き続きの充実や連携強化を図るとともに、

地域のみでは解決が困難な複合的な課題等に対しては、様々な施策や取組を効果的に連携させ、総合的に支援を実施する包括的な体制の整備を推進していくことで、本市における「地域共生社会」の実現を図ります。

○熊本市社会福祉協議会の役割

熊本市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置される地域福祉の中心的な推進主体であり、これまで、地域福祉活動への住民参加の促進や関係地域団体や社会福祉法人のネットワーク化、福祉教育の推進等を図るとともに、行政のみでは解決が困難な課題等について、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会や地域ボランティア等と連携し、分野にとらわれない包括的な支援や取組を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまで培ってきた経験やネットワークを活かし、「支え合い活動推進のコーディネーター」として取組や支援を実施していく必要があります。

○民生委員・児童委員の役割(期待されること)

民生委員・児童委員は、これまで、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、課題を抱えた「地域住民の最も身近な相談役」として、地域を見守る様々な活動を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまで同様、課題を抱えた地域住民に寄り添い、相談を包括的に受け止め、対象者の状況に応じて、関係機関や適切な福祉サービスへとつなぐ役割が期待されます。

○校区社会福祉協議会の役割(期待されること)

各校区に任意団体として設置されている校区社会福祉協議会については、地域における自主的な福祉活動の中核として、サロン活動等をはじめとした、地域に密着した住民が参加しやすい福祉活動の促進や、福祉分野における地域での調整役を担ってきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまで行ってきた活動を継続し、「支え合い活動の中心」として主体的に地域課題の解決を図ることに加え、「地域独自のアイデア」を、熊本市社会福祉協議会や本市と連携して様々な取組に反映させることで、地域特性に応じた課題解決を協働して推進していくことが期待されます。

○地域住民の役割(期待されること)

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民には、地域の課題を「我が事」として捉える意識を持ち、地域活動やボランティア活動等へ積極的に参加するとともに、各種研修や講座等において、主体的に地域福祉についての学びを推進していくことが期待されます。

また、地域におけるちょっとした異変への気づきや、困りごとを抱えた近隣住民への簡単な支援等は、まさにその地域に住んでいるからこそ果たせる役割であることから、地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」に取り組むことが期待されます。

※各主体の具体的な役割については、第4章にて取組毎に、より詳細に記載しています。



第3章 計画の基本理念と基本方針

基本理念

～ だれもが「おたがいさま」で支え合う
協働のまちづくり ～



基本方針Ⅰ

地域力強化のための 人材の確保・育成

- 民生委員・児童委員の負担軽減や担い手確保に向けた取組
- 新たな担い手確保に向けた意識の醸成

基本方針Ⅱ

支え合いの地域づくり

- 住民に身近な地域での支え合い活動推進の体制づくり
- 住民主体の課題解決力強化に向けた仕組みづくり

基本方針Ⅲ

多様な主体の 連携・協働の推進

- 熊本地震の被災者の生活再建に向けた支援
- 複合的な課題を抱えた方への支援
- 避難行動支援の仕組みづくり

1 基本理念について

近年、社会構造の変化により、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化していますが、それらの個人や世帯が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができ、地域に住む「だれも」が、暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「**地域共生社会**」の実現を目指すためには、その個人や世帯が抱える全ての課題に対して「丸ごと」の支援を行う必要があります。

しかし、これまで分野毎に福祉サービスを提供してきた行政のみでは、全ての課題に対して「丸ごと」の支援を行うには限界があり、その個人や世帯が真に必要な支援を包括的に提供する



ためには、課題を抱える個人や世帯を取り巻く地域コミュニティや隣に住む住民が「**困ったときはおたがいさまの精神**」のもと行、分野という枠に捉われない、「**支え合い活動**」との連携のもとにしか成し得ません。

そして、多くの市民が課題を「我が事」として捉え、主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに助け合う「支え合い活動」の重要性については、本市が経験した平成28年熊本地震の際にも再認識されました。

しかし、高齢化の進展等により、「支え合い活動」の推進基盤となる人材については、担い手不足が恒常化するなど、地域の力も低下しています。

そこで、これまで地域での支え合いを基盤とした福祉サービスを提供するとともに、「支え合い活動」への支援を行ってきた「地域福祉」をさらに推進し、共通した基本理念、基本方針のもと、行政は分野を越えて連携し、地域住民が「支え合い活動」を行うために必要とする支援を包括的に提供するとともに、市社協は「支え合い活動」へのコーディネート機能を果たすことで、地域住民の主体的な課題解決に向けた体制づくりを推進しなければなりません。

そうした基盤整備の先に、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会といった「支え合い活動」の中心的主体をはじめ、地域福祉推進に関わる地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等の全ての主体が、その役割のもと「**協働**」で「地域共生社会」の実現を目指すために、ともに共感・共有し、一体的に取り組むことができる基本理念として、「**だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり**」を定めました。

2 基本方針について

「地域共生社会」の実現に向けては、地域が主体的に課題を解決するための人材確保に取り組むことが最も重要であり、あわせて住民主体の支え合い活動推進の仕組みづくりを行うことで、支え合いの地域づくりに取り組むことも必要となります。

また、熊本地震の被災者支援や複合的な課題を抱えた方への支援、災害対応力の強化等については、多様な主体が連携・協働し、包括的に支援や取組を実施することが重要となります。

そこで、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」の基本理念のもと、「**地域力強化のための人材の確保・育成**」、「**支え合いの地域づくり**」、「**多様な主体の連携・協働の推進**」の3つを基本方針として定め、熊本市及び熊本市社会福祉協議会の各取組を、地域福祉に関わる全ての主体との連携のもと、総合的かつ計画的に推進していきます。

基本方針Ⅰ

地域力強化のための人材の確保・育成



基本方針Ⅱ

支え合いの地域づくり



基本方針Ⅲ

多様な主体の連携・協働の推進



3 計画の体系

基本方針	施策方針	事業概要	重点の有無	該当ページ
基本方針Ⅰ 人材の確保・育成のための 地域強化	1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援		P38~40
		(2) ボランティア等の人材確保に向けた取組		P41~45
	2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	(1) 地域福祉活動等に対する意識の醸成		P46~49
		(2) 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進		P50~51
基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり	1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	(1) 地域住民の交流促進		P53~58
		(2) 地域における見守りネットワークの充実		P59~63
		(3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実		P64~67
	2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	(1) 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり		P68~73
		(2) 課題を解決するためのノウハウの共有		P74~75
		(3) 地域特性に応じた取組を促進するための支援		P76~78
基本方針Ⅲ 連携・協働の推進	1 連携による支援の充実	(1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援		P80~82
		(2) 複合的な課題に対する相談窓口の充実		P83~85
		(3) 住宅確保要配慮者への支援		P86~89
		(4) 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進		P90~94
	2 協働で取り組む災害対応力の強化	(1) 避難行動支援の仕組みづくり		P95~98
		(2) 配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備		P99~101
		(3) 多様な主体の協働による災害支援体制の構築		P102~105
	3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	(1) 包括的な支援を実現するための協議体の整備		P106~108
		(2) 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築		P109~112
(3) NPOや民間事業者等との連携推進			P113~115	

○第4章に記載の「第4次計画における方針と主な取組」の考え方



第4次計画においては、これまで第3次計画に位置づけ、取り組んできた各福祉分野等(高齢者、障がい者、子育て世帯、健康づくり、生活困窮者など)の取組については、従来どおり推進していくとともに、今後、本市における「地域共生社会」の実現に向けて拡充が必要な取組等を「重点的取組」として位置づけ、分野横断的な連携のもと取り組んでいきます。

あわせて、行政内部はもとより、地域で主体的に行われている取組など、視点を取り入れることが特に重要となる取組を、これまでの各福祉分野の取組等と連携させることで、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。

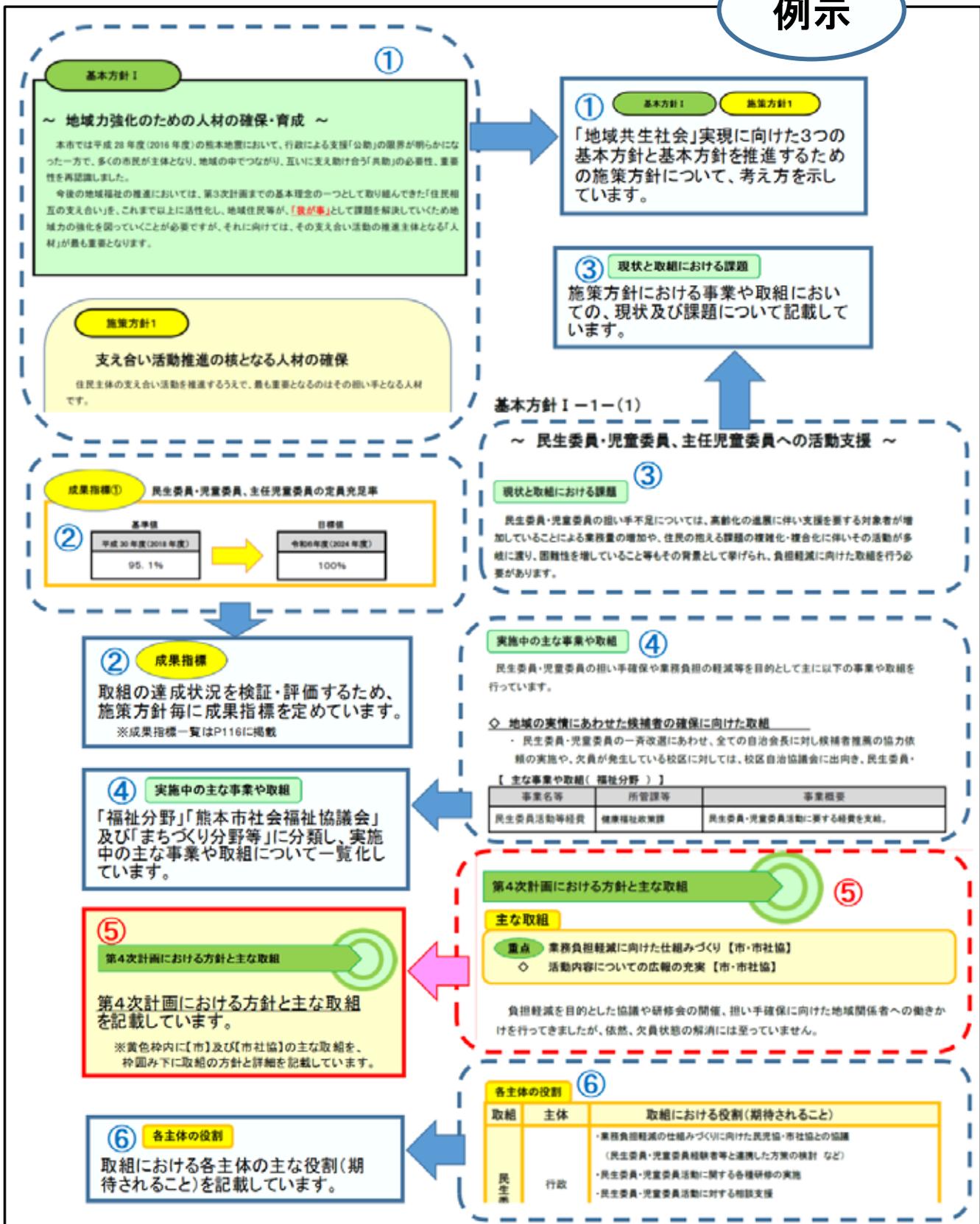
なお、「重点的取組」「連携する取組」に該当する取組がある場合は、第4章の「第4次計画における方針と主な取組」において、上記アイコンを表示しています。

また、主な取組に記載の【市】は「地域福祉計画」を、【市社協】は「地域福祉活動計画」を表しており、双方の記載があるものについては、それぞれの役割のもと、連携して取り組むことを示しています。

第4章 施策の展開

【 参考 】 第4章「施策の展開」の構成と見方

例示



基本方針 I

～ 地域力強化のための人材の確保・育成 ～

本市では平成 28 年度(2016 年度)の熊本地震において、行政による支援「公助」の限界が明らかになった一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「共助」の必要性、重要性を再認識しました。

今後の地域福祉の推進においては、第3次計画までの基本理念の一つとして取り組んできた「住民相互の支え合い」をこれまで以上に活性化し、地域住民等が「我が事」として主体的に課題を解決していく、地域力の強化を図っていくことが必要ですが、それに向けては、その支え合い活動推進の主体となる「人材」の確保・育成が最も重要となります。

施策方針1

支え合い活動推進の核となる人材の確保

住民主体の支え合い活動を推進するうえで、最も重要となるのはその担い手となる人材です。

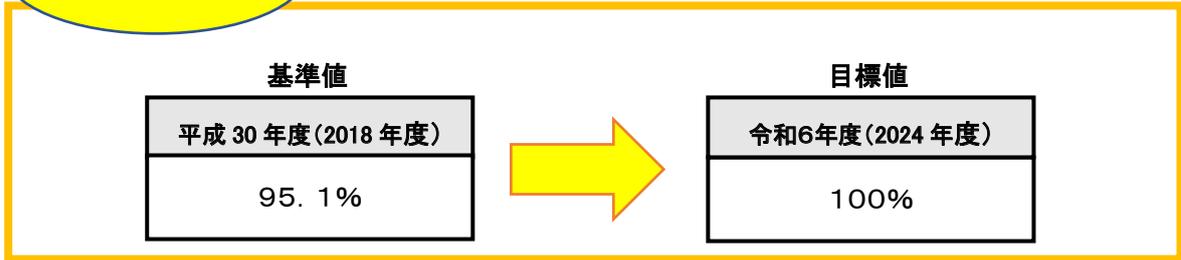
しかし、その中心となる役割を担ってきた民生委員・児童委員については、近年の雇用年齢の延長等を背景に、その担い手確保が困難となっています。

また、民生委員・児童委員とともに、地域に根差した自主的な地域福祉活動を行ってきた校区社会福祉協議会についても、活動スタッフの不足が課題となっていますが、地域福祉の分野では、その担い手は多くの場合、重複しており、校区社会福祉協議会の活動スタッフの多くを民生委員・児童委員が担っていること等がその背景として挙げられます。

今後、地域福祉活動を推進していくなかで、「住民相互の支え合い」をこれまで以上に活性化するためには、民生委員・児童委員等の負担軽減等を図るとともに、新たな担い手を確保する仕組みづくりに取り組む必要があります。

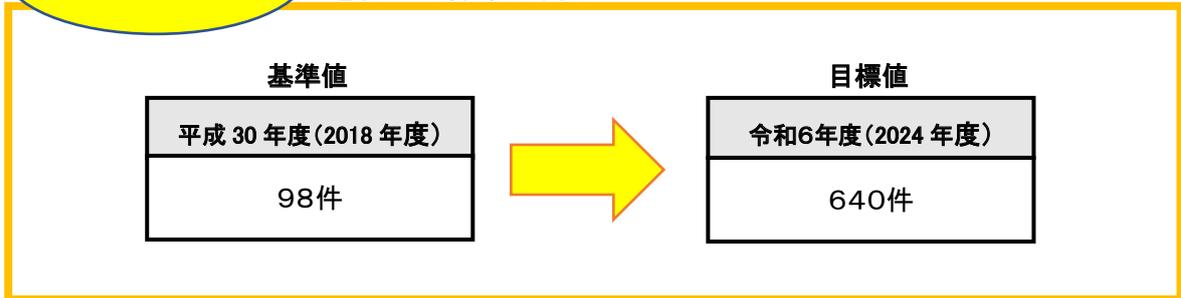
成果指標①

民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率



成果指標②

ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数(年間)



基本方針 I - 1 - (1)

～ 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援 ～

現状と取組における課題

民生委員・児童委員の担い手不足については、高齢化の進展に伴い支援を要する対象者が増加していることによる業務量の増加や、住民の抱える課題の複雑化・複合化に伴いその活動が多岐に渡り、困難性を増していること等もその背景として挙げられ、負担軽減に向けた取組を行う必要があります。

あわせて、雇用年齢の延長等に伴い、就任時の平均年齢が高くなっていることや(図表20)、人生100年時代を見据え、健康で意欲ある人材が生涯現役で活躍できる場を確保する仕組みづくりについても検討が求められています。

【 図表20 改選毎の平均年齢の推移 】

	H19年度	H22年度	H25年度	H28年度
全体	61.3歳	62.7歳	63.7歳	64.3歳
(男性)	63.5歳	65.8歳	66.6歳	67.4歳
(女性)	60.4歳	61.5歳	62.7歳	63.4歳

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ

**実施中の主な事業や取組**

民生委員・児童委員の担い手確保や業務負担の軽減等を目的として主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域の実情にあわせた候補者の確保に向けた取組

- ・ 民生委員・児童委員の一斉改選にあわせ、自治会長に対して候補者推薦の協力依頼や、欠員が発生している校区に対しては、校区自治協議会に出向き、民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼
- ・ 民生委員・児童委員活動に対する市民の理解促進及び担い手確保のための啓発活動として、市政だより等を活用した広報を充実

◇ 負担軽減等に向けた取組

- ・ 業務負担の軽減等を目的とした定期的な協議の実施や、複雑化・複合化する課題に対応できるよう、より専門性の高い研修を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
民生委員活動等経費	健康福祉政策課	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給。

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
市、市社協、民児協三者協議	健康福祉政策課 熊本市社会福祉協議会 熊本市民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員の負担軽減、担い手不足解消等についての協議を実施。

第4次計画における方針と主な取組**主な取組**

重点 業務負担軽減に向けた仕組みづくり【市・市社協】

◇ 活動内容についての広報の充実【市・市社協】

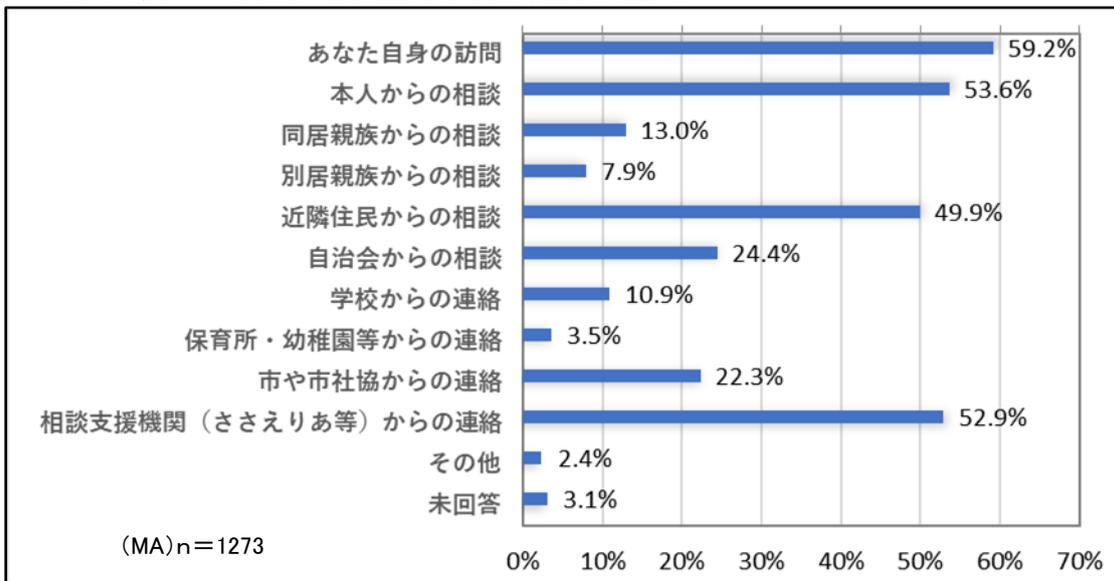
負担軽減を目的とした協議や研修会の開催、担い手確保に向けた地域関係者への働きかけを行ってきましたが、依然、欠員状態の解消には至っていません。

そこで、民生委員児童委員協議会等との協議を行い、民生委員活動についての相談支援体制の強化を図るとともに、支援対象者の把握をはじめとした地域での活動においては「高齢者支援センターささえりあ」等の相談支援機関が非常に大きな役割を果たしているため(図表21)、引き続きの連携推進により、業務負担の軽減を図ります。



あわせて、担い手確保のための啓発活動として、市政だより等を活用した広報の充実に加え、民生委員・児童委員経験者等と連携した方策等についての検討や、本市の退職者に対し、退職時に民生委員活動に関する研修を実施し、活動への働きかけを行うなど、担い手確保に重点的に取り組めます。

【 図表21 支援が必要な方の情報入手先 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担軽減の仕組みづくりに向けた民児協、市社協との協議（民生委員・児童委員経験者等と連携した方策の検討 など） ・民生委員活動に関する各種研修の実施 ・民生委員活動に対する相談支援 ・市政だより等を活用した広報の実施 ・本市の退職者に対する働きかけ（退職時研修の実施）
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担軽減の仕組みづくりに向けた行政、民児協との協議 ・民生委員活動に対する相談支援
	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担軽減の仕組みづくりに向けた行政、市社協との協議 ・経験を活かした民生委員活動への協力（※民生委員・児童委員経験者）
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員候補者の推薦
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動に対する理解・協力



基本方針 I - 1 - (2)

～ ボランティア等の人材確保に向けた取組 ～

現状と取組における課題

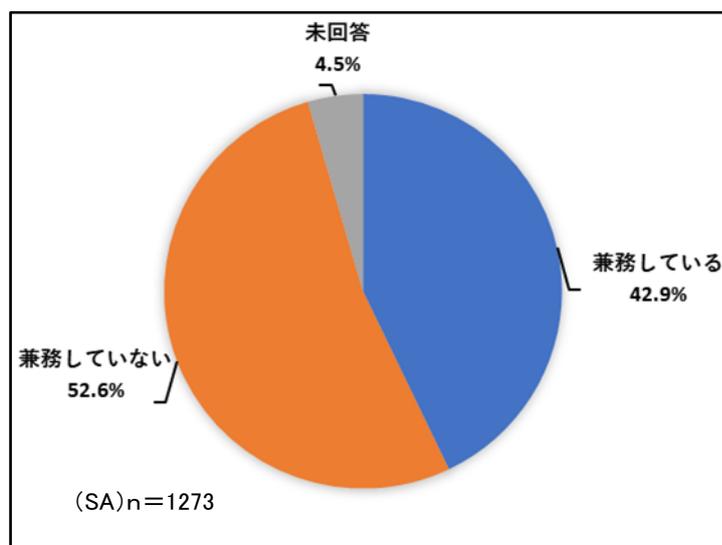
民生委員・児童委員の約半数が他の地域団体の役職を兼務しており(図表22)、活動に必要な人数が不足していることが課題として挙げられる校区社会福祉協議会の活動スタッフについても、その多くを民生委員・児童委員が担っています(図表23)。

このように、地域福祉活動の担い手は多くの場合重複しており、かつ長期的に同じ人物がその役割を担うなど、人材の固定化が発生しています。

一方、近年、市民のボランティア活動への関心の高まり等から、熊本市社会福祉協議会の「熊本市ボランティアセンター」の個人登録者数については増加しており(図表24)、加えて、本市においては、高齢者分野における「介護予防サポーター」や障がい者分野における「障がい者サポーター」、健康づくり分野における「8020 推進員」「食生活改善推進員」など、分野毎に数多くのサポーター等を養成してきました。

しかし、これらの取組を推進してきたなかでの課題として、活動時の事故等への不安があるといった声とともに、最も大きな課題として、これまで本市が養成してきた各種サポーターや各機関に登録を行った個人ボランティア等が、実際の地域活動に結びついていないということが挙げられました。

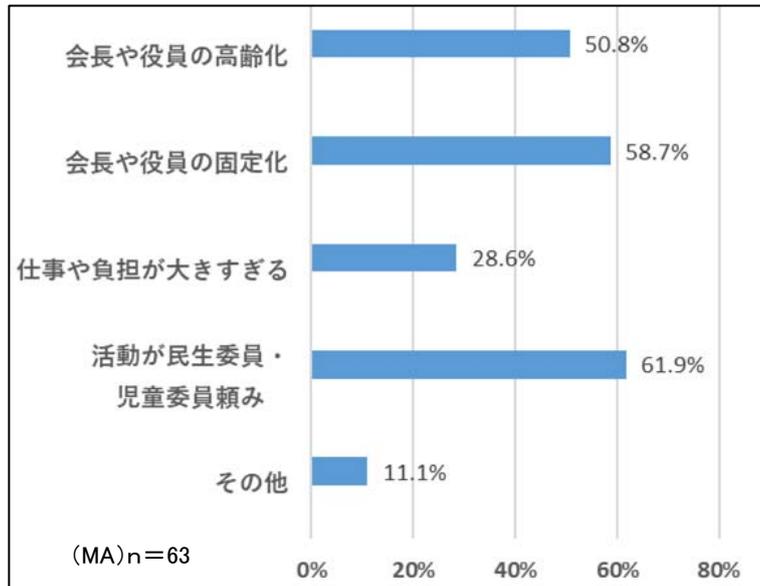
【 図表22 民生委員・児童委員の他の地域団体の会長や役員の兼務状況】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果



【 図表23 校区社協活動についての「担い手」の課題 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

【 図表24 「熊本市ボランティアセンター」個人登録者数の推移 】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ボランティアセンター登録者数のうち個人登録者数	445 人	453 人	483 人	416 人	520 人

熊本市社会福祉協議会調べ

実施中の主な事業や取組

地域における各種活動推進のため、その担い手となる人材確保を目的として主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 各種サポーター等の養成

- ・ 高齢者分野、障がい者分野等それぞれの分野において、サポーター等の養成を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
介護予防サポーター養成事業	高齢福祉課	地域における自主的な介護予防活動の担い手となる介護予防サポーターを養成。
介護保険サポーターポイント制度	介護保険課 (熊本市社会福祉協議会)	65歳以上の市民で、サポーター登録のある方が、受け入れ機関として登録された施設や団体等で行うボランティア活動に対し、活動期間に応じて、換金可能なポイントを付与。

シルバーヘルパー養成事業	高齢福祉課	単身世帯高齢者の話し相手として世帯を訪問し、安否確認のほか社会参加への促し等を行うシルバーヘルパーとして地域の高齢者を養成(養成研修会は老人クラブ連合会が実施)。
認知症サポーター養成講座	高齢福祉課	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成。
市民後見人養成事業	障がい保健福祉課(熊本市社会福祉協議会)	後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための「市民後見人養成講座」及び修了生を対象とした「フォローアップ研修」を開催。このほか、成年後見制度の認知度を高めるべく「市民後見人啓発セミナー」を開催。
熊本市障がい者サポーター制度	障がい保健福祉課	これまで「障がい」について知る機会がなく、障がいのある人と接する機会がなかった市民の方にも、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある方への支援につなげるため、「障がい者サポーター研修会」や「障がい者サポーターワークショップ」を実施。
ゲートキーパー養成	精神保健福祉室 こころの健康センター	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人=ゲートキーパー」の養成を行う。
ジュニアヘルパー養成事業	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅や住民主体の通いの場等を訪問し、話し相手や簡単な手伝い等の見守り活動を行い、日常生活を通じた世代間交流を図る。
オレンジリボンサポーター養成	子ども政策課	児童虐待に対する市民の関心と理解を深めることによって、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応につなげることを目的としたオレンジリボンサポーター養成講習会(各区毎)や、11月の児童虐待防止推進月間には講演会を実施。また、希望する団体には無料で講習会の講師を派遣。
ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課	子育てのお手伝いをお願いしたい『依頼会員』と子育てのお手伝いをしたい『協力会員』が登録し、相互の援助活動を行う。また、活動に必要な知識を習得するための講習会の実施及び希望する活動内容に合う会員同士のマッチングを行い、子育て援助活動の支援を行う。
子育てほっとサポーター事業	子ども支援課	地域における子育て支援の輪を拡大し、安心して子育てができるまちの実現を目指して、子育て経験者や子育て支援に関心を持っている方、保育士や幼稚園教諭等をされていた方などを地域の子育て支援ボランティアとして養成し、地域の子育てサークル等での活動を推進する。
食生活改善推進員養成講座 食生活改善推進員の地区組織活動支援	健康づくり推進課 各区保健子ども課	食生活を中心とした健康づくりのため、普及啓発活動を行う食生活改善推進員の養成及びその活動母体である食生活改善推進員協議会の活動を支援。
8020 推進員育成事業・地域活動支援事業	健康づくり推進課 各区保健子ども課	8020 運動を推進するため、歯と口の健康づくりの普及啓発を行う歯科保健推進ボランティア(8020 推進員)の育成及び熊本市 8020 健康づくりの会に対する地域活動の支援。

【 主な事業や取組 (まちづくり分野等) 】

事業名等	所管課等	事業概要
よかよかボランティア登録事業	地域活動推進課	市民活動支援センター(あいぼーと)にて、ボランティア活動をしている、または活動しようとしている方を登録し、ボランティアの受け入れが可能な団体等に紹介することで、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを図る。
西区フェスタ高校生ボランティア	西区総務企画課	西区フェスタで実施するコンテンツの準備や当日の運営をサポート。
幸田まちづくりサポーター (まちづくり活動支援事業)	幸田まちづくりセンター	幸田地区内の人材を発掘し、まちづくりサポーターとして地域活動に携わるきっかけをつくることで、将来的な担い手の育成へと繋げる。



◇ 個人ボランティアの活性化

- ・ 「熊本市ボランティアセンター」において、ボランティアへの参加意欲がある方々の登録を推進し、活動実践者への助言を通して、ボランティア活動の活性化を図る

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ボランティアセンター事業	熊本市社会福祉協議会	ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア登録、活動相談員の養成を行うほか、啓発事業として、市民ボランティア週間、災害ボラセン設置運営訓練、地域での災害活動支援、出前講座を実施。また、養成事業として傾聴、読み聞かせ、障がい者ガイドボランティア等地域ニーズに合わせた養成講座を開催する。

◇ ボランティア活動等に関する各種支援制度や取組

- ・ 安心してボランティア活動が行えるよう保険制度の整備やボランティア活動の継続、促進を図る取組を実施

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
熊本市ボランティア活動保険制度	地域活動推進課	市が保険会社と契約を締結し、市民により自発的に構成されたボランティア活動団体等が行う、継続的かつ計画的な公益性のある活動に対して補償を行う。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ボランティア保険	熊本市社会福祉協議会	全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」等の取扱いを行う。
ボランティアコーディネーター養成	熊本市社会福祉協議会	福祉施設、医療機関等のボランティア受け入れ施設のボランティア担当者をコーディネーターとして養成し、ボランティア活動の継続、促進を図る。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

重点 ボランティア等を地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能の強化【市・市社協】

- ◇ ボランティア活動に関する広報の充実【市社協】
- ◇ ボランティア活動にかかる保険制度の普及や充実【市社協】

より多くの人材確保を図るためには、ボランティアとその受け入れ先をつなぐ「熊本市ボランティアセンター」による広報の充実、ボランティア保険制度の普及に努めるとともに、「自主自立のまちづくり」に向けてその担い手を養成してきたまちづくり分野の取組とも連携し、ボランティア等が実際の地域福祉活動に結びつくよう取組を推進することが重要となります。

そのために、熊本市社会福祉協議会や「市民活動支援センター（あいぼーと）」等との連携により、ボランティア等を地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能を強化し、これまで地域福祉活

動に参加したことがない方が、校区社会福祉協議会等の地域団体が行う活動に参加できる機会をつくり、新たな担い手確保に取り組みます。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
市民活動支援センター事業	地域活動推進課	市民公益活動を推進していくための活動拠点として、総合保健福祉センター・ウェルバルくまもと1階に「市民活動支援センター(あいぼーと)」を設置。窓口や電話でボランティアに関する相談を受け付け、団体とのマッチングやボランティアコーディネートを行う。また、広報誌(月刊紙、年2回刊)やホームページでのボランティア情報(団体の活動内容、ボランティア募集情報、助成金情報など)の発信や市民公益活動を活性化させるための研修会やイベント等を実施。

【地域の主体的な取組】

～ 福祉推進員 ～ (託麻原校区)

民生委員 OB・OG をはじめ、民生委員・児童委員等と繋がりがあの方に声をかけ、「福祉推進員」として、校区社協長より委嘱しています。



大きな組織よりも小さな組織での顔の見える関係を大事にし、無理なく活動が継続できるよう『できることを、できるしこ!』を合言葉に活動を行っています。

「福祉推進員」の取組をとおして、地域住民同士でお互いが気兼ねなく、助け合い、支え合いができる体制づくりを目指しています。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
ボランティア等の人材確保に向けた取組	行政	・マッチング機能強化に向けた仕組みづくり(「地域福祉サポーター(仮)」の検討など) ・各種サポーター等の養成推進
	市社協	・校区社協等の地域団体が行う活動へボランティア等のマッチングを実施 ・ボランティア活動に関する広報の充実 ・ボランティア新規登録者の確保、活動機会の創出 ・ボランティア活動にかかる保険制度の普及や充実
	校区社協	・ボランティア等と連携した地域福祉活動の推進
	地域住民	・ボランティア活動等への積極的な参加

施策方針2

地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成

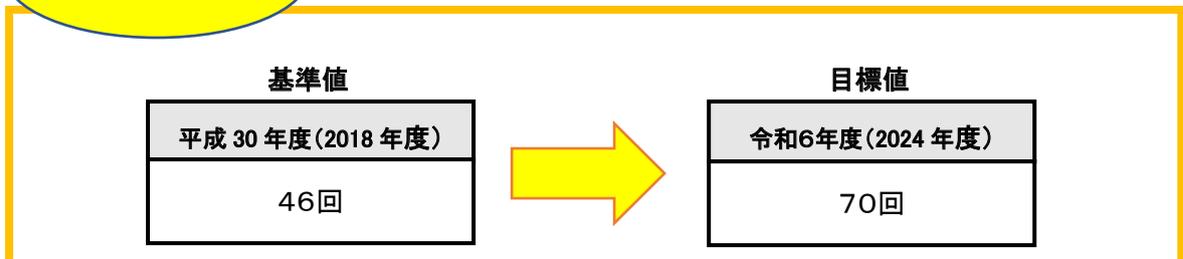
「住民相互の支え合い」活動を推進していくには、民生委員・児童委員等の負担軽減を行うとともに、各種サポーター等を地域福祉活動に結びつける仕組みを構築し、新たに地域福祉活動に参加する人材を増やしていく必要があります。

しかし、「地域共生社会」の実現に向けては、課題を抱えていたとしても、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる地域づくりが必要であり、その取組を推進するためにより多くの新たな担い手を確保することが重要となります。

そこで、今まで地域福祉活動に関心を持たなかった方々に対し、地域団体が行う活動についての情報を積極的に発信していくことや、次世代の担い手である子どもたちに対して研修を実施すること等で、地域福祉活動に関する意識の醸成に取り組むとともに、今後の高齢社会の進展を見据え、住んでいる地域により身近な場所での理解の促進を図っていくことが重要となります。

成果指標

熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数(年間)



基本方針 I - 2 - (1)

～ 地域福祉活動等に関する意識の醸成 ～

現状と取組における課題

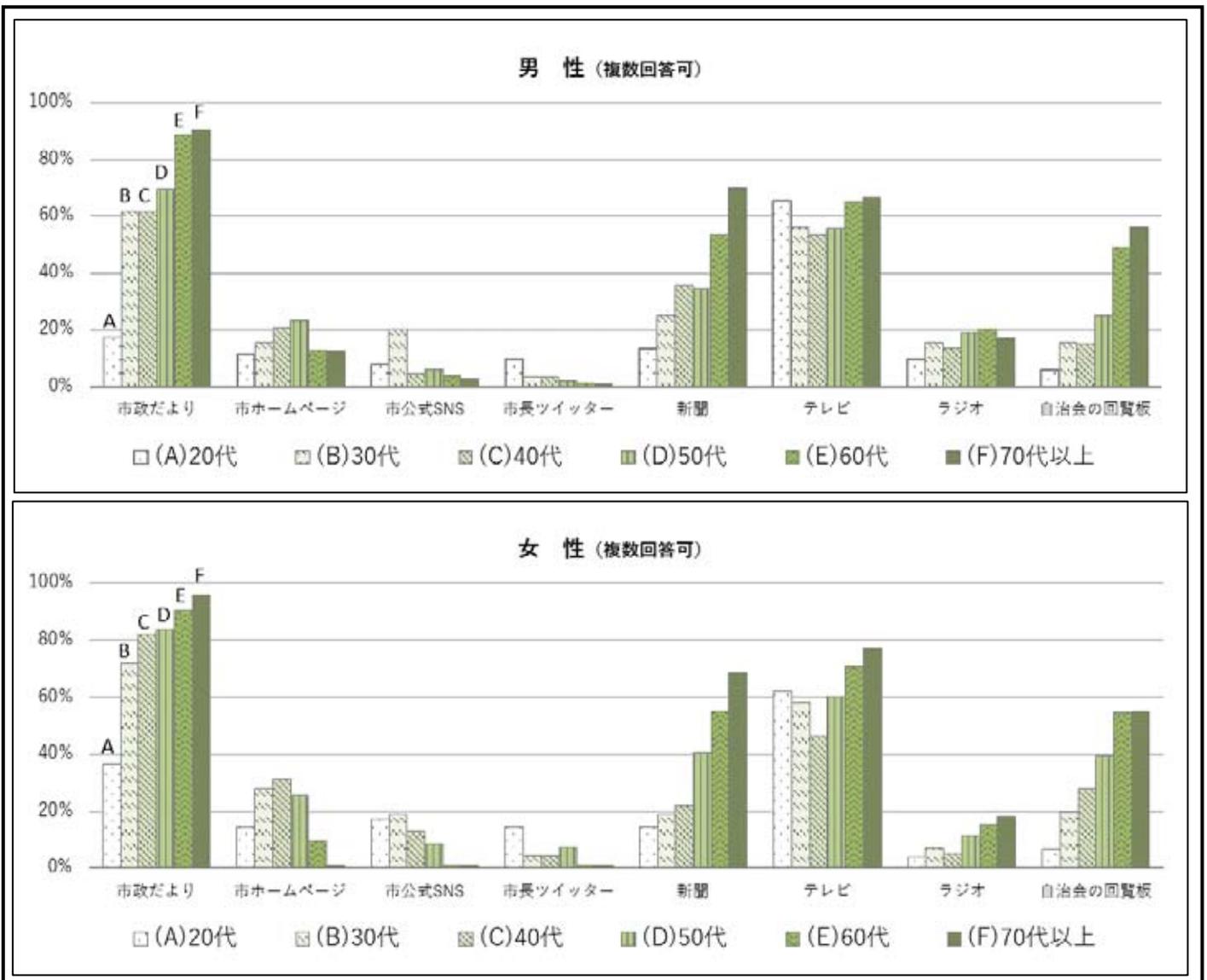
「住民相互の支え合い」活動を推進していくには、民生委員・児童委員等の負担軽減を行い、各種サポーター等を地域福祉活動に結びつける仕組みを構築し、新たに地域福祉活動に参加す

る人材を増やしていく必要があります。

しかし、地域福祉活動に参加する人材は固定化・高齢化しているのが現状で、その背景には「地域福祉活動は大変そうである」といった認識や、「地域福祉活動と言われてもよくわからない」といったような地域福祉活動が持つ「不可視性」も存在すると考えられます。

そのような課題に対しては、様々な場面において、地域福祉に関する地域団体等の活動内容を積極的に発信し、理解の促進を図ることが重要ですが、近年ではライフスタイルの変化や SNS 等の普及により情報の入手先が多様化していることから、受け手に応じた様々な情報発信の手法についても検討することが求められています(図表25)。

【 図表25 熊本市に関する情報の入手媒体 (性・年齢別) 】



平成 30 年度(2018 年度) 市政広報・広聴に関する市民アンケート調査(熊本市政策局総合政策部広報課)

実施中の主な事業や取組

地域福祉活動等に対する意識の醸成のため、主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域福祉活動等に対する理解促進

- ・ 民生委員・児童委員活動に対する市民の理解促進及び担い手確保のための啓発活動として、市政だより等を活用した広報を実施
- ・ 認知症高齢者や障がい者に関する正しい知識と理解促進を図るため、サポーター養成等を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
認知症サポーター養成講座（再掲）	高齢福祉課	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成。
市民後見人養成事業（再掲）	障がい保健福祉課（熊本市社会福祉協議会）	後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための「市民後見人養成講座」及び修了生を対象とした「フォローアップ研修」を開催。このほか、成年後見制度の認知度を高めるべく「市民後見人啓発セミナー」を開催。
熊本市障がい者サポーター制度（再掲）	障がい保健福祉課	これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった市民の方にも、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある方への支援につなげるため、「障がい者サポーター研修会」や「障がい者サポーターワークショップ」を実施。

◇ 地域を基盤とした福祉教育の推進

- ・ 地域福祉活動に関する意識を醸成し、次世代の担い手を育成するため、子どもたちを対象とした取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
ジュニアヘルパー養成事業（再掲）	高齢福祉課（熊本市社会福祉協議会）	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅や住民主体の通いの場等を訪問し、話し相手や簡単な手伝い等の見守り活動を行い、日常生活を通じた世代間交流を図る。
高校生ワークキャンプ	熊本市社会福祉協議会	熊本市内 27 高校の学生を対象として、福祉施設での車いす体験や介護体験、保育体験等を行うことにより、ボランティアの認知度向上、活動の促進を図る。

◇ 熊本市ホームページ等での活動に関する情報発信サポート

- ・ 本市が運営するホームページ等で、地域団体等の活動に関する情報発信をサポート

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
熊本市 結婚・子育て応援サイト	子ども政策課	結婚から子育てに係る情報を発信するとともに、子育てサークル等の地域団体が実施するイベント等の情報も発信することで、地域団体の情報発信をサポートする。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 多様な手段を活用した地域団体等の活動状況の発信サポート【市・市社協】
- ◇ 教育機関等と連携した意識の醸成【市・市社協】
- ◇ 「校区社協だより」等の地域団体独自の広報誌発行を推進【市社協】

様々な世代に対して、地域福祉活動に関しての理解の促進や意識の醸成について継続して取り組むなかで、特に子どもたちに対しては、教育機関等とも連携した研修を実施することで、次世代の担い手としての意識の醸成を図るとともに、子どもたちを通して、今まで地域福祉活動に参加したことのない親たちが新たな担い手となるよう取組を推進していきます。

あわせて、今まで地域福祉活動に関心を持たなかった方々の意識の醸成を図り、地域福祉活動への参加の促しや活動に対しての協力を得るために、これまで行ってきたホームページ等での事例紹介や各地域団体等が独自に行ってきた広報誌の発行の推進等に加え、受け手に応じた多様な情報発信の手法として、まちづくりセンター等とも連携し、SNS 等を活用した情報発信サポートを推進していきます。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
町内自治会に関する広報	地域政策課 地域活動推進課 各区総務企画課	今後の地域活動の担い手として期待する若年層の市民に対して、「町内自治会の活動は自らの生活に密接に関係している」ということについて、意識レベルでの定着を図るため、町内自治会そのものの存在意義や活動内容、役割等の基礎的な啓発を行う。
市LINEを活用した地域活動の情報発信	まちづくりセンター	市LINEで地域団体等の活動について情報を発信。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域福祉活動等に関する意識の醸成	行政	・市ホームページや SNS 等を利用した地域団体等の活動状況の発信 ・市社協と連携し、教育機関等において地域福祉活動にかかる研修を実施
	市社協	・行政と連携し、教育機関等において地域福祉活動にかかる研修を実施 ・市社協の広報誌等を通じて広く地域団体の活動を発信 ・「校区社協だより」等の地域団体独自の広報誌発行への支援
	校区社協	・「校区社協だより」等の発行推進
	地域住民	・地域福祉活動にかかる研修等への積極的な参加



基本方針 I - 2 - (2)

～ 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進 ～

現状と取組における課題

新たな担い手等を確保するためには、研修の実施など、地域福祉活動について知る機会を充実させ、理解の促進や意識の醸成を促すことが重要ですが、研修等を実施する際の課題として「研修会場に行く移動手段がない」、「より住んでいる場所に身近な地域で開催してほしい」といった声が挙げられました。

今後については、高齢社会の進展により、移動に困難を抱える高齢者が増加していくこと等も予測されるため、より多くの市民が地域福祉活動や福祉について学べるよう研修の開催方法や開催場所について検討していく必要があります。

実施中の主な事業や取組

住民により身近な地域での知る機会を充実させるため主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域活動や福祉に関する出前講座の実施

- ・ 地域活動や福祉に関する理解の促進を図るため、出前講座を実施

【 主な事業や取組（ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ボランティアセンター事業（再掲）	熊本市社会福祉協議会	ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア登録、活動相談員の養成を行うほか、啓発事業として、市民ボランティア週間、災害ボラセン設置運営訓練、地域での災害活動支援、出前講座を実施。また、養成事業として傾聴、読み聞かせ、障がい者ガイドボランティア等地域ニーズに合わせた養成講座を開催する。

【 主な事業や取組（ まちづくり分野等 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
出前講座	生涯学習課	市民の学習活動を支援するため、本市や国の機関、病院や大学、その他の団体等の職員を講師として派遣し、業務の取り組み等について説明を行う。
市民企画講座（公民館主催講座）	15まちづくりセンター4交流室	市民企画講座は、市民ニーズに合った講座の開催や、講座やボランティア活動等を企画することのできる人材の育成を目指すものであり、主に現代的課題（健康・福祉・人権等）をとりあげた講座を、市民グループが主体となり企画・運営を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域福祉活動についての出前講座や公民館等における研修の実施【市・市社協】
- ◇ 住民が主体となって、身近な場所で行う研修の推進【市・市社協】

今後については、出前講座の実施や、公民館等とも連携して取り組むことで、住民により身近な地域での地域福祉活動に関する研修を推進していきます。

しかし、より身近な地域で研修を実施する際に、行政等が開催する研修会については、回数や場所等に制限が存在します。

よって、今後、地域福祉活動に関する研修を推進していくにあたっては、校区社会福祉協議会等とも連携し、地域住民等が主体的に実施する研修等を推進するなど、住んでいる場所により身近な地域での知る機会の充実を図ります。

【地域の主体的な取組】 ～ 住民主体の学びの推進 ～



本市では、民生委員・児童委員、校区社協、自治会やささえりあ、区役所等の多くの主体が連携し、認知症の人への対応実践や声かけを実施する「認知症高齢者声掛け訓練」など、住民主体の取組が各校区で行われています。

～城西校区での訓練の風景～

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
身近な場所での理解の促進 住んでいる地域により	行政	・出前講座での地域福祉活動にかかる研修への講師派遣 ・住民に身近な公民館等での研修開催の推進
	市社協	・ボランティアセンターによる出前講座の実施 ・校区社協等が主体的に開催する研修等への支援
	校区社協	・地域における主体的な研修等の開催
	地域住民	・地域福祉活動にかかる研修等への積極的な参加

基本方針 II

～ 支え合いの地域づくり ～

高齢化の進展等は、支援を要する方の増加を意味すると同時に、近年のライフスタイルの変容とも相まって、同一の個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化を引き起こしています。

このような課題の複雑化・複合化に対しては、これまでのように行政を主とした個別の分野・各団体が行ってきた支援だけでは課題の解決が困難であり、分野という枠に捉われることのない、地域住民が主体となった「支え合い活動」を推進し、その活動との連携を図ることで、「丸ごと」の課題解決に向けて取り組む必要があります。

あわせて、「地域共生社会」の実現に向けては、住民が主体的に課題を解決していくことが重要であり、そのための仕組みづくりを行うことで、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる「支え合いの地域づくり」に取り組んでいく必要があります。

施策方針1

住民に身近な地域での支え合い体制づくり

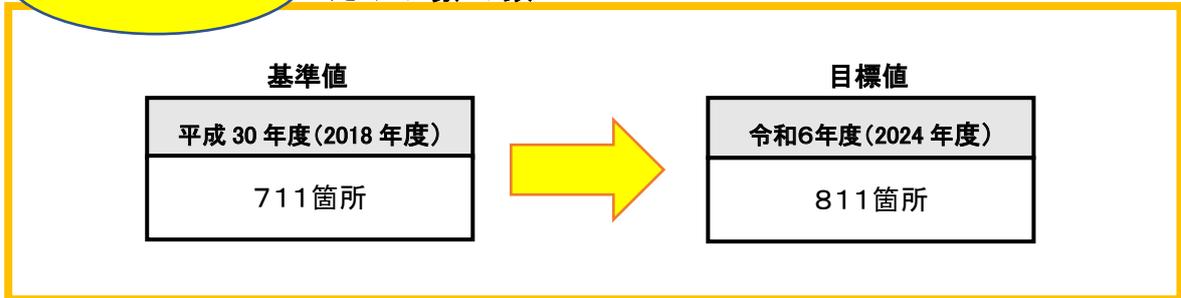
これまで住民の抱える課題に対して、地域では、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会が中心となった「支え合い活動」により支援が行われており、今後もその推進基盤となる人材の確保等を図ることで、課題解決に向けた活動を推進していきます。

しかし、近年、住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、民生委員・児童委員等の抱える業務量は増加し、困難性を増しています。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が抱えた様々な課題への「丸ごと」の支援を行うためには、地域に住む住民相互の「顔の見える関係」づくりを推進し、地域のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等が、複雑化・複合化した課題について、地域住民からの相談を安心して受けられるようにバックアップを行う体制を整備するなど、「住民に身近な地域での支え合い体制づくり」が必要になってきます。

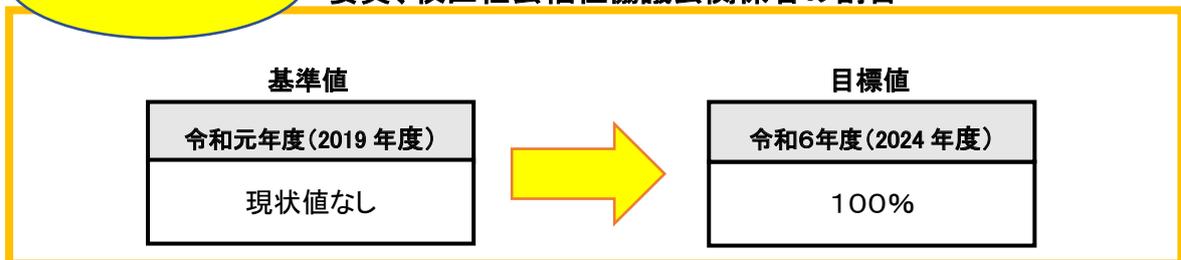
成果指標①

住民主体の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数



成果指標②

支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合



基本方針 II - 1 - (1)

～ 地域住民の交流促進 ～

現状と取組における課題

課題を抱える人のちょっとした変化に気づき、適切な支援へつなげるためには、地域において住民相互の「顔の見える関係」の構築が必要であり、そのためには住民主体の交流を促進することが重要となります。

本市においては、これまでも住民主体の交流活動が盛んに行われており、各福祉分野等においてもその活動を促進してきましたが、近年、活動の継続や、活性化させるための支援が課題となっています。

例えば、高齢者間の交流を目的とした「ふれあい・いきいきサロン」は、平成30年度(2018年度)末で、市内545カ所で開催されていますが、住民座談会の場においては、「新たな参加者を集めたいが、その方法が分からない」といった課題や、「活動のマンネリ化」、「活動経費の負担」等が課題として挙げられました。

実施中の主な事業や取組

住民主体の交流促進のため、主に以下の事業や取組を行っています。

◇ 住民相互の交流の推進

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサークル」等の活動について、住民に身近な地域でより多く開催されるよう、活動への直接的な支援や人材の育成等を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施。
地域介護予防活動支援事業(くまもと元気くらぶ)	高齢福祉課	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う。
子育てサークル	各区保健子ども課	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う。
校区単位の健康まちづくり	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	住民同士の交流促進によるつながりづくりや小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。

◇ 多世代交流の促進

高齢者、障がい者や子どもなど、様々な世代の交流を促進する施設の設置や取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
ゆめもやい館	健康福祉政策課	高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、自立生活の助長を図るとともに、次世代を担う子ども達の子育てを支援し、健全な発達を図ることを目的とする施設。加えて、相互の交流により地域社会のふれあいと連携を深めることにより、市民の福祉の向上に資することを目的とする。
植木健康福祉センター	健康福祉政策課	住民の生涯を通じた健康づくり、高齢者及び障がい者の社会参加を促進するための施設。
子どもふれあい農園	健康福祉政策課	農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図ることにより、次代の社会を担う子どもたちの心豊かな成長と市民の健康づくりに寄与することを目的とする施設。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等）】

事業名等	所管課等	事業概要
世代間交流促進事業	幸田まちづくりセンター	「元気な高齢者」を講師に児童とその保護者を対象として幸田地区内で農業体験や昔遊びを通して世代間及び地域住民の交流を図り、健全な児童育成や高齢者の健康寿命の延伸に繋げる。
冒険遊び場(プレイパーク)	生涯学習課	子どもたちの協調性、自主性、創造性等の「生きる力」を養うことを目的とする遊び場。



◇ 地域の特性に応じた交流の場の提供

まちづくりセンター等において、各地域の特色に応じた住民の交流の場を提供

【 主な事業や取組（まちづくり分野等）】

事業名等	所管課等	事業概要
「あさひばりビング」の設置	秋津まちづくりセンター	まちづくりセンター(公民館)のロビーの一部を地域交流スペースとして開放し、多様な地域住民が利用しているという場所の特性とスペースを有効活用することで新たなコミュニティを生み、地域の活性化とまちづくりのアイデアを引き出す。
地域交流スペースの設置	花園まちづくりセンター	
花のまちカフェ(まちづくり活動支援事業)	幸田まちづくりセンター	各種団体や地域住民を対象として参加者ごとにテーマを決め、公民館にて交流を深めるカフェを開催することで、人材の発掘や個々の資質の向上など担い手の育成を図る。あわせて、和やかな雰囲気の中で地域の生の声を拾うことにより、情報の共有化や協働で課題解決に取り組むことができるつながりづくりを行う。
学習スペースの提供	北部まちづくりセンター	北部まちづくりセンターの空きスペースを活用し、学習スペースとして解放することで子どもの居場所づくりを行う。

◇ 開催にかかる各種支援の実施

住民主体の交流を促進するための各種支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型通所サービス (介護予防・日常生活支援総合事業)	高齢福祉課	介護保険の要支援 1.2 及び総合事業対象者を中心に実施する、住民主体の通いの場の運営及び送迎に対し支援を行う。
子どもの未来応援基金助成事業	子ども政策課	子育てや児童を支援する活動や、子ども食堂の運営を行う個人・団体に対し、活動資金の一部を助成。(※子ども食堂を対象とする助成は、令和元年度(2019年度)から実施)
あつまっふる作成	東区保健子ども課	子育て中の保護者に必要な地域情報(育児サークル、相談先一覧、お出かけマップ等)を盛り込んだあつまっふるを作成し、赤ちゃん訪問や区の転入手続き来所者等に配布している。令和元年度(2019年度)には改訂を行い、防災情報を追加。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等）】

事業名等	所管課等	事業概要
サロン活動支援マッチング事業	東部まちづくりセンター	サロン実践者、サポート側のそれぞれに向けレクリエーション教室を実施するとともに、同時開催することでそれぞれのマッチングも行う。

【参考】地域支え合い型サービスの実践例①

～だっでんかっでんよんなっせ「ほたほたの家」(託麻北校区)～
(通所サービス)

【実施主体】だっでんかっでんよんなっせ応援プロジェクト
実行委員会

【対象者】地域住民だれでも

【開放日】毎週木曜～土曜日 10時～16時

【活動内容】

地域の方が立ち寄れる場所として自宅を開放。
毎週金曜日は健康体操を中心に展開しており
地域の方10名程度が参加。
通えない方については送迎も実施。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ より身近な地域での交流の場の確保【市・市社協】
- ◇ 様々な世代の住民の交流促進【市・市社協】
- ◇ 市ホームページやSNSを活用した開催情報の発信や好事例の共有化【市・市社協】

参加者や活動内容の固定化という課題については、まちづくり分野等とも連携し、様々な情報発信手段等を活用することによる開催の周知や、サロン活動等を活発に開催している地域の先進的な取組を把握・整理し、好事例について共有化することで、活動の活性化を図ります。

あわせて、住民の交流の場の整備や活動にかかる経費については、熊本県とも連携し、県が実施する「地域福祉総合支援事業補助金」等の積極的な活用を推進します。

また、今後、高齢化の進展に伴い、運転免許の返納率が上昇することが予測され、住民が歩いて行ける、より身近な地域での交流の場の充実が求められるため、空き家等の利活用を含めた検討を行うとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、多分野・多世代の住民の交流促進を図ります。



【 連携する取組（費用）】



事業名等	所管課(組織)	事業概要
地域福祉総合支援事業補助金	熊本県健康福祉政策課	地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所となるよう、地元にある公民館等の地域資源を活用して、歩いて行ける日常生活圏に、地域の皆さんが立ち寄って交流できる「地域の縁がわ」づくりを推進する。(「第3期熊本県地域福祉支援計画」参考) ※ハード面・ソフト面への補助制度あり

【 連携する取組（拠点）】



事業名等	所管課(組織)	事業概要
空き店舗・テナント活用事業	中央区まちづくりセンター	ショッピングセンター等の空きテナントを活用し、子育て層や高齢者層が買い物ついでに立ち寄れる交流の場づくりを推進する。
地域活動拠点施設のあり方検討	市民局	公設公民館や地域コミュニティセンター、老人憩の家等の地域活動拠点施設のあり方を検討する。
出前講座	空家対策課	“空き家のあれこれ”について出前講座を実施。

【 参考「平成30年度に行った空家実態調査の結果(ランク別集計結果)」】

平成30年度に行った空家実態調査の結果(ランク別集計結果)							ランク分類表	
	A	B	C	D	E	合計	ランク	内容
北区	462	139	39	7	7	654	A	目立った損傷は認められない
西区	632	109	31	15	14	801	B	危険な損傷は認められない
中央区	686	152	58	9	12	917	C	部分的に危険な損傷が認められる
東区	536	132	20	1	2	691	D	そのまま放置すれば、近く倒壊の危険が高まる
南区	402	126	69	14	24	635	E	危険な損傷が著しく、倒壊の危険があると思われる
合計	2,718	658	217	46	59	3,698		

(建物数)

熊本市都市建設局住宅部空家対策課調べ



【地域の主体的な取組】

～ 「サロン大交流会」 ～

サロン活動を推進するための住民主体の取組

(託麻原校区)



各町内にあるそれぞれの「ふれあい・いきいきサロン」では、保健師や近隣大学の学生、ささえりあ、福祉事業所等の連携のもと、特色のある取組を実施し、サロンを運営しています。

年に1回は、各サロンの情報交換等を目的に「サロン大交流会」を実施し、先駆的な取組を紹介するとともに、交流会には高校生や中学生も参加し、若い世代のアイデアも活かしたサロンの活性化を図っています。

このような取組により、サロン活動を活性化することで、生活課題や地域ニーズの把握や関係者の良好な関係づくりにつなげています。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域住民の交流促進	行政	・市ホームページや SNS 等を活用し、地域団体等のイベント開催情報の発信や活動活性化のための好事例の紹介を実施 ・より身近な地域での交流の場の充実の検討
	市社協	・「ふれあい・いきいきサロン」等の開催や新規開設への支援
	校区社協	・住民主体の交流の場の開催
	民生委員	・住民主体の交流の場の開催への協力
	地域団体	・住民主体の交流の場の開催
	地域住民	・交流の場への積極的な参加

基本方針Ⅱ－1－(2)

～ 地域における見守りネットワークの充実 ～

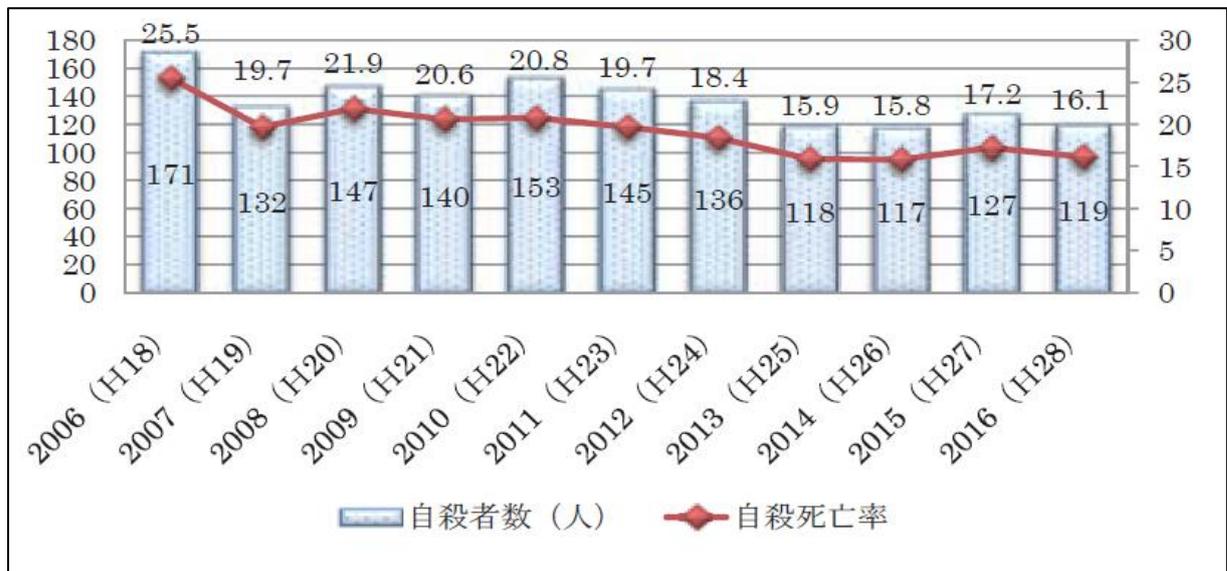
現状と取組における課題

全国的な傾向と同様に、本市においても、住民のライフスタイルの変容等に伴い、高齢の単身世帯は引き続き増加すると予測されています。

あわせて地域においては、高齢者に限られない、自殺対策や虐待の問題等の早期に発見することが重要となる課題や(図表26)、課題を抱えていても周囲になかなか相談することができない「ひきこもり」等の課題が存在します。

そのような人が抱える課題については、地域で実際に生活していたり、課題を抱えている人の身近にいたりしなければ早期発見が難しい場合がほとんどであり、地域において見守り支援を充実させる必要があります。

【 図表26 熊本市の自殺者数と自殺死亡率の推移 】



熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課精神保健福祉室調べ

実施中の主な事業や取組

地域における見守り活動を充実させるため、以下の事業や取組を行っています。



◇ 地域団体等と連携した見守り活動の実施

- ・ 地域における各種団体と連携した見守り活動の推進

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者見守り事業(地域包括ケアシステム推進経費)	高齢福祉課	高齢者の実態把握を、高齢者支援センターささえりあと民生委員・児童委員等との協働により実施している。高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく。
ジュニアヘルパー養成事業（再掲）	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅や住民主体の通いの場等を訪問し、話し相手や簡単な手伝い等の見守り活動を行い、日常生活を通じた世代間交流を図る。
こんにちは赤ちゃん事業	子ども政策課	委託を受けた地域団体等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児を健やかに育成できる環境整備を図る。
オレンジリボンサポーター養成(再掲)	子ども政策課	児童虐待に対する市民の関心と理解を深めることによって、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応につなげることを目的としたオレンジリボンサポーター養成講習会(各区毎)や、11月の児童虐待防止推進月間には講演会を実施。また、希望する団体には無料で講習会の講師を派遣。
地域の見守り担い手育成事業	北区(総務企画課・福祉課・保健子ども課)	委託により、恒久的な住まい移行後の被災者の見守りや健康支援等を実施するとともに、見守りボランティアの担い手育成を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等）】

事業名等	所管課等	事業概要
ちょこっとパトロール	託麻まちづくりセンター ちょこっとパトロール実行委員会	地域住民の方々が日常的に行っているジョギングやウォーキング、ペットの散歩等のついでに「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動。参加者には特典として、オリジナル着衣等を提供。
校区青少年健全育成協議会での見守り活動	各区総務企画課 各校区青少年健全育成協議会	「いい育成の日」に全市一斉でのあいさつ運動や「夏の青少年健全育成市民総ぐるみ運動」等を実施。
交通安全活動	生活安全課	交通安全日(1日、10日、20日)や交通安全運動週間及び各地域の行事等にて交通指導を行い、交通事故の防止及び地域住民の交通安全意識の高揚・啓発を図る。
防犯巡回パトロール	防犯協会	地域や子どもの見守り活動、徒歩や青パトによる防犯パトロールを実施。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
地域生活支援員	熊本市社会福祉協議会	専門的な知識を有する職員の指示を受け、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する。
ふれあいランチ給食サービス	熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会等	地域内の見守り活動の一環として、在宅の高齢者等への給食サービスを通して地域で見守るネットワークづくりを支援する。



◇ 早期発見から支援へとつなぐネットワークの整備

- ・ 専門機関からのアウトリーチや協議の場を構築することで、虐待や引きこもりを早期に発見し、適切な支援へとつなぐネットワークを整備

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者権利擁護事業	高齢福祉課	熊本市と熊本県高齢者・障害者虐待専門職チームとの間で業務委託契約を結び、高齢者支援センターささえりあや区福祉課等が虐待対応を行う際に専門的な助言をもらう。
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業)	障がい保健福祉課	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。
ひきこもり支援センター	こころの健康センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。
児童相談所	—	子どもの健やかな成長を願って、子どもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。
要保護児童対策事業管理経費 (要保護児童対策地域協議会)	子ども政策課	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成。各区保健子ども課(児童支援班)が調整担当機関となり、個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方、関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関等の責任体制を明確化している。
子育てほっとステーションネットワーク会議	子ども支援課 総合子育て支援センター	市全体や各区毎などに会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会などを実施。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
配偶者暴力相談支援センター事業	男女共同参画課 子ども政策課 各区福祉課 各区保健子ども課	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。
業務中に虐待が疑われる事例があった場合の関係機関への情報提供	消防局救急課	救急業務中に虐待が疑われる事例があった場合、速やかに関係機関(搬送医療機関、各区役所保健子ども課、児童相談所)に報告するとともに、消防局児童虐待防止チェックリストを活用し、虐待の早期発見に努めている。あわせて、児童虐待防止対応フローを定め、組織内連絡体制を職員に周知している。



◇ 緊急時等への対応

- ・ 日常的な見守り活動等のみに限らない、緊急時等への対応としての取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課	事業概要
緊急通報システム	健康福祉政策課 高齢福祉課 障がい保健福祉課	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課	事業概要
命のバトンの推進	熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会	持病やかかりつけの病院、緊急時の連絡先等の情報を入れたケースを冷蔵庫に保管し、急病等で急に助けが必要となったとき消防署の救急隊員等にその情報をいち早く確実に伝達する「命のボタン」の取組を推進する。

◇ 総合的な自殺対策の推進

- ・ 「熊本市自殺対策総合計画」を策定し、総合的な自殺対策を推進

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
「熊本市自殺総合対策計画」	精神保健福祉室	平成28年の自殺対策基本法の改正を受け、改めて全市をあげて自殺対策に取組むうえで地域の課題を整理し、今後の方針等を定めるために策定。令和元年度(2019年度)からの5ヶ年計画。
熊本市自殺対策連絡協議会	精神保健福祉室	熊本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。
ゲートキーパー養成(再掲)	精神保健福祉室 こころの健康センター	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人=ゲートキーパー」の養成を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等による日常的な見守り活動の推進【市・市社協】
- ◇ 各種専門機関によるアウトリーチの実施【市】

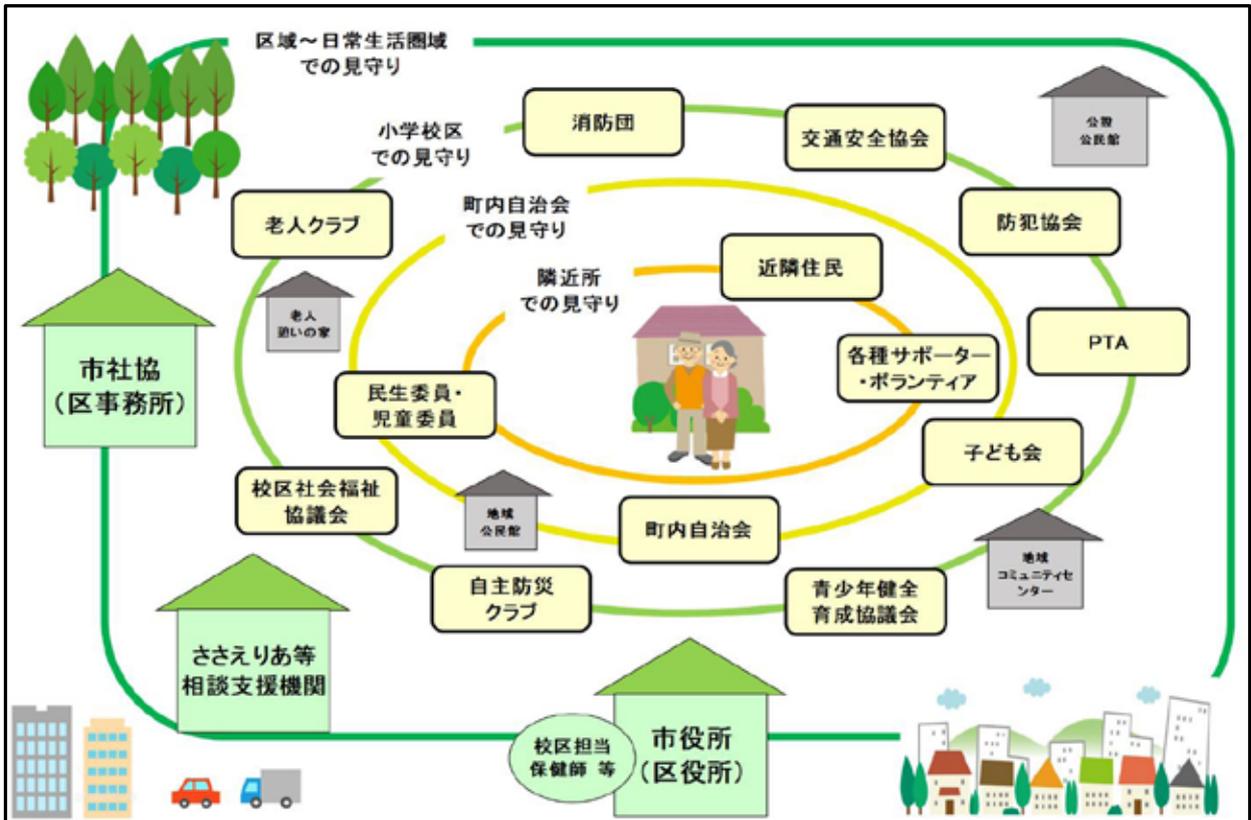
早期に発見が必要な課題を抱えている人に気づき、必要な支援へとつなぐためには、地域住民の交流を促進することで、住民相互のネットワークを構築し、ちょっとした異変に気づくことができる環境づくりを行うとともに、地域団体等による日常的な見守り活動の推進や各種専門機関が行うアウトリーチなど、あらゆる手法を組み合わせで見守り支援を実施します。

加えて、今後、増加するひとり暮らし高齢者に対して、多様な見守り手法についても検討していきます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域における見守りネットワークの充実	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等への活動支援 ・各種専門機関によるアウトリーチの実施 ・多様な見守り手法についての検討
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等と連携した見守りネットワークの構築
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な見守り活動の推進 ・地域住民から受けた相談の関係機関へのつなぎ等
	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な見守り活動の推進 ・地域住民から受けた相談の関係機関へのつなぎ等
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な見守り活動の推進
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」の推進

【参考】「地域における見守りネットワーク」のイメージ





基本方針Ⅱ－1－(3)

～ 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実 ～

現状と取組における課題

これまで、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会などが把握した個人や地域の課題のうち、地域のみでは解決が困難な課題については、本市が設置した高齢者分野、障がい者分野、子ども・子育て分野など、それぞれの分野毎の相談窓口や相談支援機関、または校区担当保健師等の課題に応じた適切な支援先への引継ぎや、連携した支援を行うことで、その解決が図られてきました。

しかし、近年、複合的な課題や「制度の狭間」にある課題を抱える対象者は増加しており、このような状況においては、住民主体の見守り活動によって発見された複合的な課題や、複雑化した課題を抱える地域住民から民生委員・児童委員等が受けた相談について、状況に応じた対応への支援やバックアップを行うための体制を整備する必要があります。

また、「地域共生社会」の実現に向けては、より多くの地域住民等が主体的に課題を把握し、解決を試みることができる課題については、その解決に向けて取り組んでいくことが重要ですが、そのために様々な仕組みづくりや、新たな資源との連携を促進させるコーディネート機能の存在が求められています。

実施中の主な事業や取組

地域と連携した相談支援体制を充実させるため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 相談窓口や相談支援機関の整備

- ・ 高齢者分野、障がい者分野、子ども・子育て分野など、それぞれの福祉分野毎に相談窓口や相談支援機関等を設置

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括支援センター (高齢者支援センター ささえりあ)	高齢福祉課	地域の介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を担う、地域包括ケアシステムの中核的機関である地域包括支援センター。本市では、「高齢者支援センターささえりあ」という名称で日常生活圏域ごとに27箇所設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)、生活支援コーディネーターを配置。
認知症コールセンター	高齢福祉課 (熊本県と共同事業)	コールセンターの設置や、相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種相談に応じるとともに、関係機関が行う支援へ適切につなぐ。



障がい者相談支援センター	障がい保健福祉課	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業) (再掲)	障がい保健福祉課	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。
障がい者福祉相談所	—	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ持った施設で、医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士等が、身体及び知的に障がいのある方に、専門的な立場からの支援を行う。
こころの健康センター	—	市民のこころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援等を行う。
ひきこもり支援センター (再掲)	こころの健康センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。
子ども発達支援センター	—	0歳から18歳までの子どもの発達に関するさまざまな相談に応じ、発達に遅れや障がいのある子ども、またはその疑いのある子どもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え、援助していく。
発達障がい者支援センター	子ども発達支援センター	関係機関等と連携し、発達障がいのある方々に対して相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発や研修活動を行う。
子ども・若者総合相談センター	—	子どもや若者(39歳までの方)から電話・メールであらゆる相談を受け付け、必要に応じて助言、情報の提供、専門機関の紹介を行う。その他、不登校や非行の複雑かつ困難な問題に対応するため、専門的な知識及び当事者としての経験を有する個人または団体による特別相談事業等を実施。
児童相談所 (再掲)	—	子どもの健やかな成長を願って、子どもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点施設)	子ども支援課	地域社会全体で子育てを支援する拠点として、子育てに関する相談や情報の提供、親子の交流等を行う子育て支援センターを設置。
・熊本市生活自立支援センター ・熊本市福祉相談支援センター	保護管理援護課 中央区福祉課	中央区役所内に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課(中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置)にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。

【 主な事業や取組(まちづくり分野等) 】

事業名等	所管課等	事業概要
まちづくりセンター	—	地域の相談窓口としてまちづくりに関する相談受付及び関係部署等への取次ぎを行う。
配偶者暴力相談支援センター事業 (再掲)	男女共同参画課 子ども政策課 各区福祉課 各区保健子ども課	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。
熊本市消費者センター	—	商品やサービス等についての相談や苦情など、消費生活に関する様々な相談を受け付ける。
Saflant(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口	住宅政策課	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
熊本市社会福祉協議会(本所、区事務所)	—	行政、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関と連携し、住民の福祉相談窓口として、各種の福祉サービスや貸付関係、各種相談受付・対応及び関係機関等への取次ぎ、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などの地域福祉活動を実施。
地域心配ごと相談所	熊本市社会福祉協議会	校区社会福祉協議会等の協力により、住民に身近な相談所として設置し、アウトリーチによる相談支援体制の充実を図る。

◇ 各分野におけるコーディネート機能の充実

- ・ 高齢者分野における「生活支援コーディネーター」やまちづくり分野における「地域担当職員」など、コーディネート機能の充実を図り、ネットワーク構築や地域資源の掘り起こし等を図る

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
生活支援コーディネーター	高齢福祉課 高齢者支援センター ささえりあ	平成 27 年度(2015 年度)から各高齢者支援センターささえりあに配置された、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を担う職員。
地域支援員	障がい保健福祉課 障がい者相談支援センター(社会福祉法人等)	平成 30 年度(2018 年度)から地域で生活する障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に地域生活を継続していくために、地域の関係機関や多様な社会資源との連携による障がい者の地域生活支援体制を構築するための各種取組みを実施し、支援体制の充実・強化を図る職員。
訪問指導事業	各区保健子ども課	校区を担当する保健師が、乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等）】

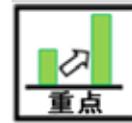
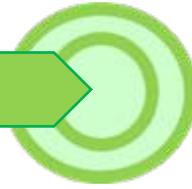
事業名等	所管課等	事業概要
地域担当職員の配置	まちづくりセンター	平成 29 年度(2017 年度)から、各まちづくりセンターに、概ね2小学校校区に1名の地域担当職員を配置。地域担当職員は、地域力の向上を目的に、地域からの相談対応、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援等を行うとともに、地域課題解決に向けた取組を通じて、地域の自主自立のまちづくりを推進する。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	熊本市社会福祉協議会	権利擁護・総合相談として、日常生活における判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス利用援助、後見人の受任等を行う権利擁護事業、生活福祉資金等の貸付けや民間賃貸住宅への入居時の保証等の総合相談事業を通じて多様な生活課題を抱えている方々が地域で安心して生活を送るための支援を行うとともに、地域福祉活動支援として、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等からの相談対応、事業支援等を通じて地域福祉活動の活性化に向けた支援を実施。



第4次計画における方針と主な取組



主な取組

- 重点** 地域住民による主体的な支え合い活動を推進するための体制づくり【市・市社協】
- ◇ 分野を越えた各相談支援機関等の連携推進【市】

民生委員・児童委員等が受け止めた複雑化・複合化した課題については、地域の身近な相談窓口である「高齢者支援センターささえりあ」をはじめとした、各相談支援機関等の引き続きの充実を図ることで、その解決に向けた包括的な支援を図るとともに、各相談支援機関等においては、個人や世帯が抱えた課題の状況に応じた適切な支援が可能となるよう、分野を越えた研修会等を開催するなど、連携を促進していきます。

また、地域住民が解決を試みることができる課題について、主体的にその解決に取り組むにあたっては、まちづくり分野等が実施する取組や新たな資源との連携を図っていく機能が必要となります。

このような機能を担う機関として、これまで民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会や地域ボランティア等と連携し、分野にとらわれない包括的な取組を実施し、地域福祉を推進してきた「熊本市社会福祉協議会」を位置づけ、住民主体の課題解決力向上に資する取組を実施することで、住民主体の支え合い活動推進の体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
支え合い活動推進のための コーディネート機能充実	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関等の充実 ・分野を越えた各相談支援機関等の研修会等の実施推進 ・市社協と連携した支え合い活動推進のための環境整備
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携した「支え合いの体制づくり」に向けたコーディネートの実施 ・コミュニティソーシャルワーク機能の充実
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協、民生委員・児童委員等と連携した支え合い活動の実施
	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協、校区社協等と連携した支え合い活動の実施
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・校区社協、民生委員・児童委員等が実施する支え合い活動への協力

施策方針2

住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり

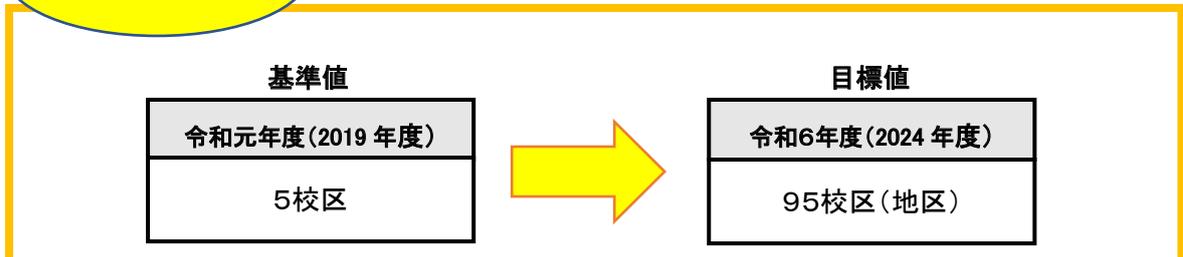
地域では様々な方が、様々な課題を抱えて生活を送っており、今後、高齢化等の進展に伴い支援を必要とする方は益々増加していくことが予測されます。

そのような状況のなか、周囲の地域住民が抱える課題に気づき、それぞれの課題や多様なニーズに応じた支援を実施していくには、その住民がまさに生活する地域でしか成し得ないことであり、住民主体の「支え合い活動」をこれまで以上に活性化することで、課題解決に取り組んでいくことが重要となってきます。

そのためには、地域福祉を推進するための人材を確保し、住民相互のつながりの醸成によるネットワークを構築するとともに、「地域における様々な課題を把握・共有」し、「住民主体での解決方法の検討」を試みる取組を支援することや、地域団体等の課題解決に向けたノウハウ共有を図ること等も必要です。

成果指標

行動計画を策定した校区社会福祉協議会数



基本方針Ⅱ-2-(1)

～ 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり ～

現状と取組における課題

本市の地域福祉の推進にあたっては、従来から小学校区単位で、健康づくりや子育て支援ネットワークの推進等に取り組んでおり、その校区の特性に応じた住民主体の取組を行ってきました(エリア型アプローチの推進)。

また、まちづくり分野においては、各地域にまちづくりセンターを設置し、校区自治協議会をはじめとした地域が主体的に取り組む「自主自立のまちづくり」を推進しています。



しかし、これらの取組を住民が主体的に実施していく中では、「何が住んでいる地域の課題であるか分からない」、「自分は違うと思っても、いつも積極的に発言する人の意見に引きずられてしまう」といった地域課題等の客観的な把握の問題や、取組に関わる民生委員・児童委員をはじめとした地域団体等の実施主体のみならず、行政や関係機関についても関係者が重複しているといった課題も挙げられています。

地域共生社会の実現に向けては、これらの取組をより一体的に推進し、効果的に連携させることで、住民が地域における様々な課題を主体的に解決する仕組みづくりを構築する必要があります。

実施中の主な事業や取組

地域における課題を把握し、地域特性に応じた取組を住民主体で推進するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制の構築を目指し、取組を実施

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括ケアシステム推進会議	高齢福祉課	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム（地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。）の推進を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルで設置。
地域ケア計画	高齢福祉課 高齢者支援センターささえりあ	高齢者支援センターささえりあに配置した生活支援コーディネーターが中心となり、小学校区ごとに地域資源を整理したもの。地域ケア計画を基に高齢者支援センターささえりあと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援につなげる。

◇ 市民と協働した健康まちづくりの推進

- ・ 校区担当保健師やまちづくりセンターをはじめとした多様な主体の連携により、校区の健康課題や健康づくりの目標を市民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取組を推進

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
校区単位の健康まちづくり（再掲）	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	誰もが住み慣れた地域で、健康で暮らし続けることを目指し、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。現在、住民とともに校区の特性・健康課題に応じた活動の推進を図るためのツールとして「校区健康カルテ・校区健康データ集」の作成を行っている。

◇ 校区を基盤とした子育て支援等の実施

- ・ 小学校区単位に担当保健師を配置し、地域コミュニティと連携した子育て支援ネットワークの構築や子育て世代に対する訪問支援等を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
子育て支援ネットワーク推進事業	子ども政策課 各区保健子ども課等	各小学校区の子育て支援ネットワークに対して、各地区(校区)の特性に応じた「地域の子育て支援を考え、実践する仕組み」を作るために、各区役所保健子ども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携しながら、各地域(校区)を支援していく活動を推進する。
訪問指導事業(再掲)	各区保健子ども課	乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。

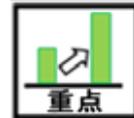
◇ 「校区社協行動計画」の策定推進

- ・ 令和元年度(2019年度)においては、各区1校区、合計5校区でモデル的に校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社協行動計画」を策定

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課(組織)	事業概要
校区社協行動計画の策定	健康福祉政策課 熊本市社会福祉協議会 校区社会福祉協議会	地域福祉活動の中心を担う校区社協の活動指針となる「校区社協行動計画」を策定。計画はWG会議を経て、住民座談会を開催し策定する。関係組織は、市社協を事業実施のコーディネーターとし、健康福祉政策課、健康づくり推進課、各区役所(総務企画課、まちづくりセンター、福祉課、保健子ども課)、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センターが参加。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

重点

「校区社協行動計画」策定の推進【市・市社協】

- ◇ 地域課題の「見える化」の推進【市】
- ◇ 「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」等にかかる取組の一体的な推進【市】

今後の「地域共生社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」など、それぞれの取組の持つ目的や役割のもと、「小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり」を目標に掲げ、多様な主体の連携により、各取組をより一体的に推進していきます。

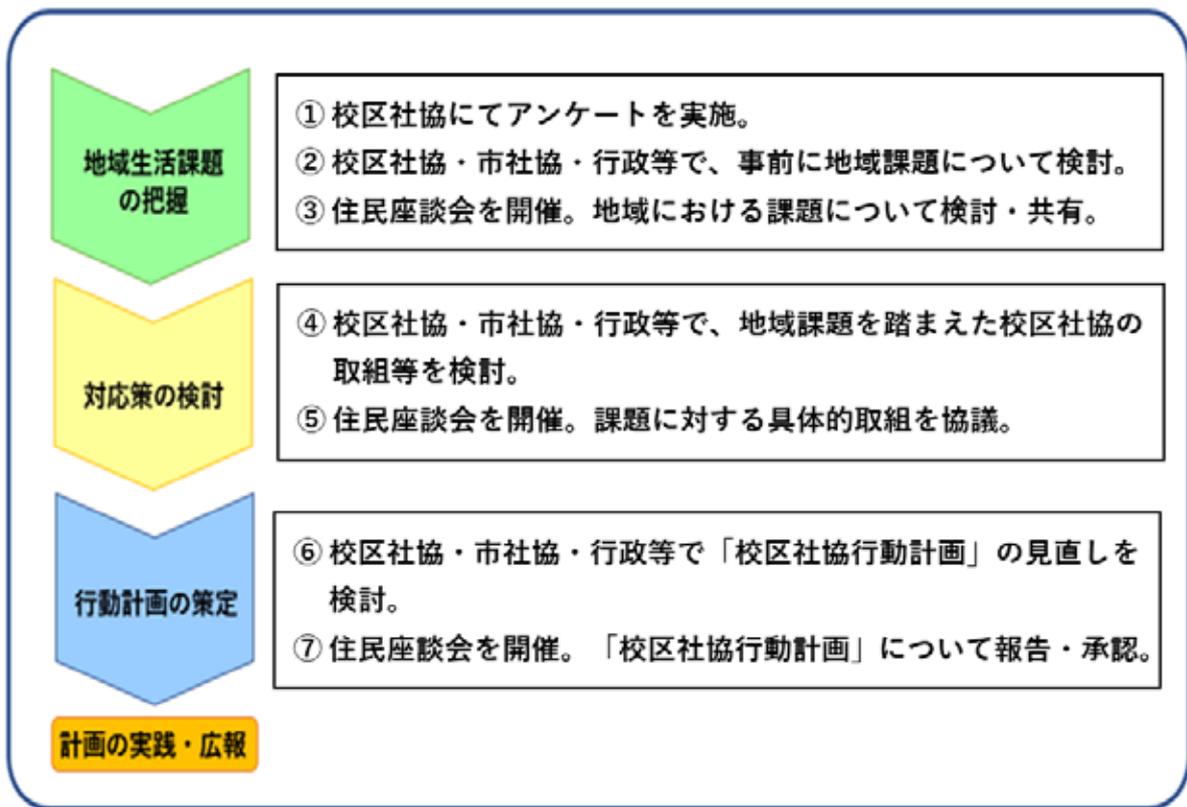
あわせて、住民の主体的な地域活動を推進するためには、住民が地域の特性について知り、また何が課題であるかをわかりやすく把握することが重要になるため、これまで地域の特性を住

民と共有しながら、住民との協働により推進してきた「校区単位の健康まちづくり」の取組を充実させ、地域課題の「見える化」に取り組みます。

さらに、校区社会福祉協議会が課題解決に向けて主体的に行動する計画である「校区社協行動計画」策定を、熊本市社会福祉協議会と連携して推進することで、住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる仕組みを構築するなど、地域の課題解決力の向上を図ります。

【 参考 】「校区社協行動計画」策定事業概要(モデル校区)

策定関係者	校区社協を主体とした関係組織（行政（健康福祉政策課・健康づくり推進課・区役所）、市社協、相談支援機関（ささえりあ、障がい者相談支援センター））
実施場所・数	託麻原校区(中央区)、画図校区(東区)、城山校区(西区)、豊田校区(南区)、弓削校区(北区)の計5校区
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査やヒアリング調査等による地域ニーズの把握（校区社協が実施） ・住民座談会での計画の策定・承認（座談会前に策定関係者でのワーキング会議を行い、座談会で報告）



※モデル校区での取組詳細については、資料編 P156～P162 に掲載しています。



【 連携する取組 】



◇ まちづくりセンターを中心とした地域の「自主自立のまちづくり」の推進

- ・ 地域特性に応じた「自主自立のまちづくり」の推進

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課(組織)	事業概要
まちづくり懇話会	各区総務企画課	区民の参画によって、各区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「校区社協行動計画」策定の推進 ・地域にかかる各種データ等をグラフ化すること等でわかりやすく表し、地域課題の「見える化」を推進 ・「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」と等にかかる取組の一体的な推進(健康や地域福祉にかかるデータの集約化、地域における各種協議体の見直しの検討 など)
	市社協	・住民座談会の開催支援等の「校区社協行動計画」策定への各種支援
	校区社協	・「校区社協行動計画」の主体的な策定
	民生委員	・「校区社協行動計画」策定における校区社協との連携
	地域団体	・「校区社協行動計画」策定における校区社協との連携
	地域住民	・「校区社協行動計画」策定への協力(住民座談会参加やアンケートへの協力)

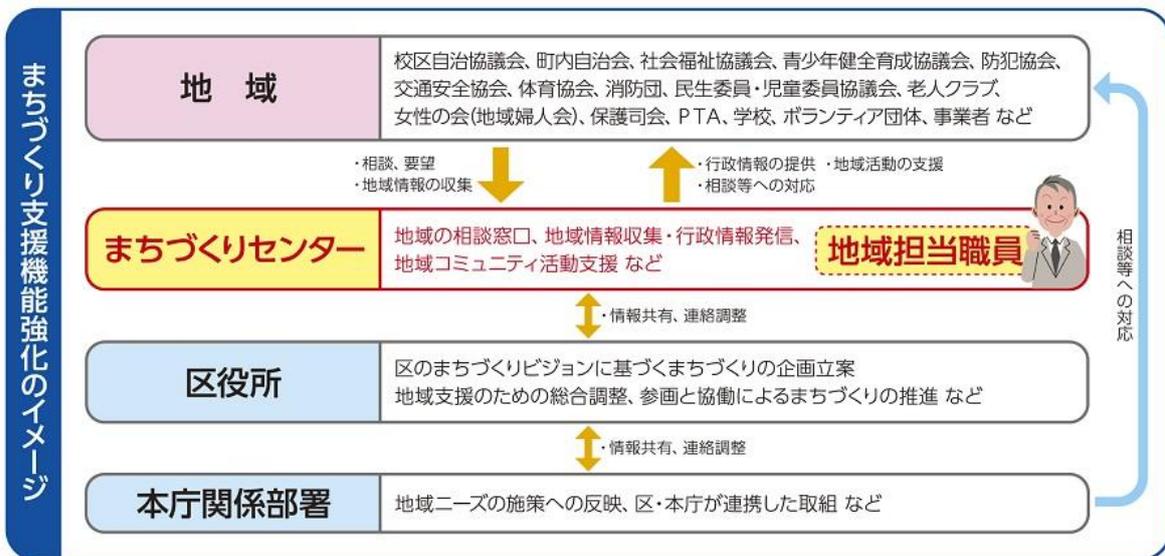
【参考】 自主自立のまちづくりの推進

平成 29 年(2017 年)4 月に、地域力の維持・向上を図り、地域の「自主自立のまちづくり」を推進するための拠点として「まちづくりセンター」を市内17箇所に設置するとともに、地域支援専任の職員(地域担当職員)を配置し、本庁・区役所等の支援体制を強化しました。

また、地域の「自主・自立のまちづくり」が進むよう、地域コミュニティ活動の支援等を積極的に推進しています。

○地域担当職員の役割

- ①相談窓口
⇒地域に積極的に向向くことで、地域の様々な要望・相談の窓口となり、適切な部署につなぐことで、迅速な対応を図る。
- ②地域情報の収集と行政情報の発信
⇒地域情報の収集、現状・課題の整理を行い、また、地域の実情等を把握し、地域に役立つ行政情報を発信する。
- ③地域コミュニティ活動の支援
⇒様々な地域課題解決に向け、地域団体や NPO、学校等が連携した取組を支援する。



【 高齢者支援センターささえりあの圏域の見直し 】

平成 30 年度(2018 年度)には、地域包括ケアシステムの中核的機能を担う機関として、市内 27 箇所の日常生活圏域ごとに設置している高齢者支援センターささえりあともまちづくりセンターの管轄圏域を整合させることで、効果的な連携体制の構築を図りました。



基本方針Ⅱ－2－(2)

～ 課題を解決するためのノウハウの共有 ～

現状と取組における課題

地域住民が主体的に課題を解決していくにあたっては、その課題を解決するためのノウハウ等を習得することが必要となります。

ノウハウを習得するには、同様な活動や先進的な活動を行う地域団体等の活動事例を参考にすることが有効ですが、第4次計画の策定に際して校区社会福祉協議会に対して行ったアンケート調査においては、そのような事例紹介を望む声が多く挙げられています。

また、活動にあたっては、補助金等の各種制度の手続きが必要となることもあり、そのための書類作成にはパソコンの操作技術等も求められてきますが、同じく校区社会福祉協議会へのアンケート調査によると、「事務作業を行うにあたっての困りごと」という質問に対し、「パソコン操作等の事務処理が課題」との声も挙げられました。

実施中の主な事業や取組

活動にかかるノウハウの習得や事例を共有するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 各種会議や研修会での事例の共有

- ・ 各種会議や研修会、報告会の場等で各校区が行っている取組等を紹介

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
健康まちづくり報告会	北区保健子ども課	各校区の健康まちづくりの取り組みを報告、情報共有や意見交換を通じて健康まちづくりの推進・拡大を図る。あわせて関係各課との協働により、事業の拡大を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
自主自立のまちづくり事例の紹介	地域政策課	地域住民自らの手による魅力あるまちづくりの事例を熊本市ホームページで順次紹介する。
自主自立のまちづくり推進プロジェクト	各まちづくりセンター	各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減を図る。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 各種会議や研修会での事例の共有化の推進【市・市社協】
- ◇ 地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知【市・市社協】
- ◇ パソコンの操作技術等のスキル向上促進【市】

各種会議や研修会での事例の報告等について、これまでどおり推進していくとともに、「校区社協行動計画」の策定を通して得た各校区の独自の取組等を全市的に紹介することで、地域福祉活動にかかるノウハウや事例の共有化を図ります。

また、まちづくり分野とも連携し、講座の開催等を行うことで、パソコンの操作技術等のスキル向上を図ります。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域リーダー応援事業	中央区まちづくりセンター	地域が負担と感じている文書作成や収支計算について、パソコンを使って手早く簡単に作成できるスキルアップ講座を開催し、地域の負担軽減を図る。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
課題を解決するためのノウハウの共有	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会、報告会の場等にて各校区が行っている取組等を地域団体等へ報告し、事例を共有化することで住民主体の課題解決を推進 ・市社協と連携し、地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知 ・パソコンの操作技術向上のための研修の実施
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、地域独自の取組や好事例について全市的に広報・周知(地域福祉にかかるシンポジウムの開催検討 など)
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の取組や好事例について行政等への情報提供
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の取組や好事例について行政等への情報提供



基本方針Ⅱ－2－(3)

～ 地域特性に応じた取組を促進するための支援 ～

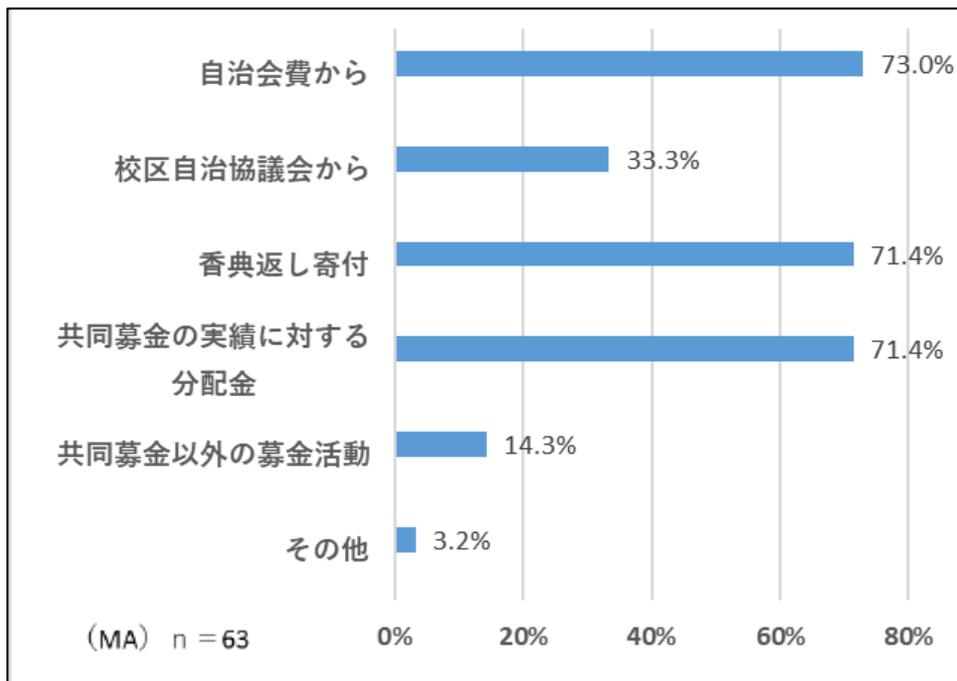
現状と取組における課題

地域住民等が主体的に地域福祉活動に参加し、地域における課題を解決していくためには、人材確保やノウハウの共有等とあわせて、その活動にかかる財源も必要です。

しかし、地域福祉活動の推進において重要な役割を担う校区社会福祉協議会においては、長年、その活動財源を「香典返し寄付」に頼ってきたという側面や、近年、自治会への加入率が低下していること等から、財源面においては非常に不安定な状態に置かれています(図表27)。

今後、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくにあたっては、その財政状況を安定化させることはもとより、その活動に応じた支援を充実させていく必要があります。

【 図表27 校区社協活動にかかる主な収入源 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

実施中の主な事業や取組

地域福祉活動推進のための財源支援として、以下の事業や取組を行っています。



◇ 地域福祉を推進する団体等に対する運営費補助金等の交付

- ・ 地域団体等の活動や運営にかかる経費に対し支援を行うことを目的とし補助金等を交付

【 主な事業や取組（福祉分野）】

事業名等	所管課等	事業概要
民生委員活動等経費（再掲）	健康福祉政策課	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給。
校区社会福祉協議会活動支援経費	健康福祉政策課	市内に95団体ある校区社会福祉協議会の基礎的な活動にかかる経費について支援を行う。
老人クラブ団体助成	高齢福祉課	年間9ヶ月以上（新規結成クラブは6ヶ月）の活動実績がある、概ね30人以上の会員を有する老人クラブに対し助成を行う。
熊本各地区保護司会運営事業補助金	保護管理援護課	社会奉仕の精神を基調として、罪を犯した者の改善と更生を援護するとともに犯罪予防の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉と安定に寄与することを目的として、防犯、非行防止等の浄化活動に対する協力・援助や犯罪をなくし、社会を明るくする運動の展開、保護司の資質を高めるための研修等を行っている。

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
いきいき市民福祉基金	熊本市社会福祉協議会	在宅福祉の充実、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加と自立促進、ボランティア活動の促進、児童福祉の向上、その他、地域福祉の推進に寄与する事業で、民間団体等が実施する対象事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。
共同募金委員会助成	熊本市共同募金委員会（熊本市社会福祉協議会）	「赤い羽根共同募金」への募金を原資とし、民間団体等が実施する事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等の活動状況に応じた補助制度等の広報・周知【市】
- ◇ 「赤い羽根共同募金」等の推進による地域福祉活動への支援の充実【市社協】

地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくにあたり、地域における課題は様々です。

その解決に向けた支援を行うには、用途が限定された公的財源の支援のみならず、「いきいき市民福祉基金」等、全般的な地域福祉活動に活用できる財源について、これまで以上に活用が行われるよう周知を行うとともに、それぞれの地域特性に応じた取組に対して補助を行うまちづくり分野の制度の活用について、校区社会福祉協議会をはじめとした地域団体等への情報提供を



行っていきます。

あわせて、今後の「地域共生社会」の実現に向けては、地域団体等の活動規模がより大きくなっていくことが予測されるため、「赤い羽根共同募金」等の募金活動を推進するなど、その主体的な活動を支援する財源の確保に努めます。



【 連携する取組 】

事業名等	所管課等	事業概要
くまもと・わくわく基金 (熊本市市民公益活動支援基金)	地域活動推進課	市民からの寄付を財源として、公益的な活動に対して助成する制度。団体からの助成申請に基づき、基金運営委員会が審査(書類審査・プレゼンテーション審査)をして、熊本市が助成を決定する。
地域コミュニティづくり支援補助金	各区総務企画課	地域が自ら行う地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援する。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
地域特性に応じた取組を促進するための支援	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域コミュニティづくり支援補助金」等、地域特性に応じた取組に対して行われる補助制度等の地域団体等への情報提供 ・「赤い羽根共同募金」活動の推進への協力
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき市民福祉基金」の利用促進に向けた広報の実施 ・「赤い羽根共同募金」活動の推進
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携した「赤い羽根共同募金」活動の推進
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力
	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力

基本方針Ⅲ

～ 多様な主体の連携・協働の推進 ～

本市が経験した平成28年熊本地震においては、最大11万人に及ぶ市民が避難し、支援や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦や外国人等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされました。

発災後、3年が経過し、最大約12,000世帯が入居されていた応急仮設住宅は、既に9割を超える世帯が退去されるなど、被災者の住まい再建は着実に進んでいます。

一方で、新たな地域での生活を始めたことに対する地域コミュニティからの孤立について不安を感じる方もおり、被災者の生活再建に向けた継続的な支援が必要です。

また、熊本地震により顕在化した住宅確保要配慮者の課題や、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方への支援、今後の高齢化の進展による認知症高齢者の増加など、社会情勢を踏まえた課題への対応や、熊本地震の教訓を活かした災害対応力の強化等、多くの課題についても対応が求められています。

「地域共生社会」の実現に向けては、若い世代を含む多様な主体がこれらの課題解決に向けて「我が事」として参画し、「丸ごと」つながる連携・協働により、包括的な支援や取組を実施していく必要があります。

施策方針1

連携による支援の充実

熊本地震の発生から3年が経過し、被災者の住まい再建は着実に進んでいます。

一方で、新たな地域での生活を始めたことに対する地域コミュニティからの孤立について不安を感じる方もいらっしゃいます。

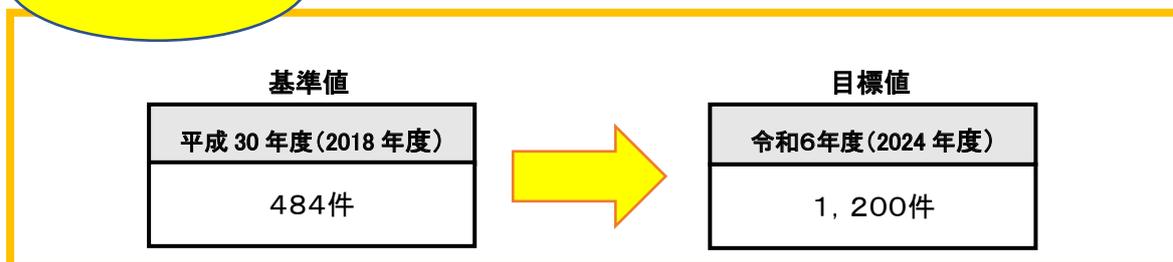
また、熊本地震の際には、社会的な孤立等を背景とした保証人の不在等による住宅確保に課題を抱えた方々の顕在化をはじめとし、生活困窮者等の複合的な課題を抱えた方から多くの相談が寄せられました。

あわせて、今後の高齢化の進展により、ゴミ出しや買い物等、ちょっとした日常生活の行動や判断能力に関して課題を抱える方が増加していくことが予測されます。

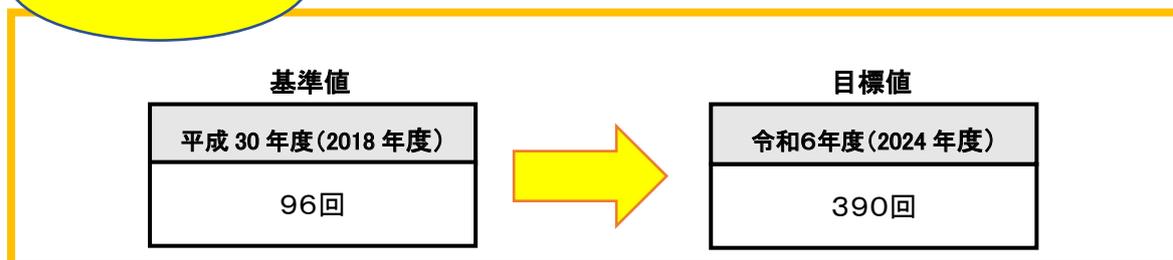
「地域共生社会」の実現に向けては、これらの課題を抱えた方が、安心して生活を送るために、多様な主体の連携により支援を充実させていくことが必要です。



成果指標① 「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)



成果指標② 住宅確保要配慮者への見守り訪問件数(年間)



基本方針Ⅲ－1－(1)

～ 被災者の生活再建に向けた継続的な支援 ～

現状と取組における課題

被災者に対する支援について、東日本大震災の被災地における健康調査を実施したところ、仮設団地に住んでいる被災者よりも、復興住宅等に転居した被災者の方が孤立を感じ、健康状態が悪くなる傾向があるという研究結果が報告されています。

本市においても、被災者の住まい再建が進んでいますが、新たな地域で住まい再建をされる方も多く、その中には地域コミュニティからの孤立について不安を感じている方もいらっしゃいます。

これらの被災者が新たな地域での生活再建を円滑に推し進めるためには、地域団体等と連携した孤立防止への支援や、一人ひとりの状況に合わせた心のケアを含め、切れ目のない健康支援の実施が必要です。



実施中の主な事業や取組

新たな地域コミュニティで生活を始めた被災者の孤立防止等に向けて、以下の事業や取組を行っています。

◇ 孤立防止に向けた支援

地域団体等や相談支援機関と連携した孤立防止に向けた支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者見守り事業(地域包括ケアシステム推進経費) (再掲)	高齢福祉課	高齢者の実態把握を、高齢者支援センターささえりあと民生委員・児童委員等との協働により実施している。高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく。
ふれあい・いきいきサロン事業 (再掲)	高齢福祉課 (熊本市社会福祉協議会)	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施。
地域介護予防活動支援事業(くまもと元気くらぶ) (再掲)	高齢福祉課	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う。
子育てサークル(再掲)	各区保健子ども課	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う。
校区単位の健康まちづくり(再掲)	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	住民同士の交流促進によるつながりづくりや、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。
障がい者相談支援センター (再掲)	障がい保健福祉課	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。
ゲートキーパー養成(再掲)	精神保健福祉室 こころの健康センター	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人＝ゲートキーパー」の養成を行う。
緊急通報システム(再掲)	健康福祉政策課 高齢福祉課 障がい保健福祉課	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。

◇ 応急仮設住宅入居者に対する生活状況把握と校区保健師による健康支援

応急仮設住宅入居者に対し、アンケート調査を実施し、アンケート調査の結果、支援が必要と判断される場合には、校区担当保健師等の訪問等による支援を実施(令和元年度(2019年度)まで応急仮設住宅入居者に対するアンケート調査は熊本県が実施)。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等や相談支援機関と連携した孤立防止に向けた支援【市・市社協】
- ◇ アンケート調査による状況把握・校区保健師による健康支援【市】

新たな地域で生活再建を行う被災者が、不安を感じることなく、地域コミュニティに円滑に移行できるよう、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センター等と連携して引き続きの支援を行います。

あわせて、地域で孤立している被災者の有無を確認するため、応急仮設住宅退去者に対し、アンケート調査を実施し、アンケート調査の結果、支援が必要と判断される場合には、校区担当保健師等による訪問を行うなど、応急仮設住宅退去後も切れ目のない心のケアを含めた健康支援を行います。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
被災者の生活再建に向けた継続的な支援	行政	・アンケート調査による応急仮設住宅退去者の生活状況把握 ・必要に応じた校区保健師等の訪問による健康支援の実施
	市社協	・校区社協等と実施する地域住民の交流の場の開催への支援
	校区社協	・「ふれあい・いきいきサロン」等の地域住民と応急仮設住宅退去者の交流の場の開催を推進
	民生委員	・地域に住む応急仮設住宅退去者(高齢者等)への見守り

基本方針Ⅲ－1－(2)

～ 複合的な課題に対する相談窓口の充実 ～

現状と取組における課題

課題を抱える方の中には、それぞれの福祉分野単独の課題だけでなく、雇用や心身の健康、家族や社会との関係性等の複合的な課題を抱えている方もいます。

熊本地震後には、本市が設置した「地域支え合いセンター」等には、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方から、生活再建にかかる多くの相談がありました。

そのような複合的な課題を抱えた方に対しては、本人や世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っていくことが必要ですが、本市がそのような方への相談窓口として設置している「熊本市生活自立支援センター」については、設置が中央区1か所のみという状況から、相談者がアクセスしづらいといった課題や、潜在的な利用者のニーズがあるにも関わらず、体制が不十分であるため、積極的な周知・広報やアウトリーチによる早期発見の取組が十分に行えていないといった課題がありました。

実施中の主な事業や取組

生活困窮者等の複合的な課題を抱える人に対し、以下の事業や取組を行っています。

◇ 包括的な支援相談窓口の設置

・複合的な課題を抱えた方の相談窓口として「熊本市生活自立支援センター」を設置

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
・熊本市生活自立支援センター ・熊本市福祉相談支援センター（再掲）	保護管理援護課 中央区福祉課	中央区役所内に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課（中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置）にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。

◇ 一時的に生活資金等を必要とする人への支援

・離職等により、一時的に生活資金等を必要とする方への支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
生活福祉資金貸付	熊本県社会福祉協議会 熊本市社会福祉協議会	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として貸付及び相談支援を実施。

福祉金庫貸付	熊本市社会福祉協議会	民生委員・児童委員の援護活動に際し、生活保護世帯や生活困窮者の自立更生を目的として実施するもので、生活のつなぎ資金や就職に就くまでの必要資金及び家族の急病等特別な事情がある場合に貸付を実施。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	子ども支援課	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して資金を貸し付けることにより、資格取得を促進し、自立促進を図る。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども支援課	母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。
住居確保給付金	保護管理援護課	離職中で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住む家を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則3ヶ月間（状況に応じて最長6か月延長可能）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

◇ 「貧困の連鎖」防止に向けた取組

・「貧困の連鎖」防止に向け、子どもに対し学習支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
学習支援事業	保護管理援護課	親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯の子ども（中学生）を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行う。

◇ 多様な機関や地域と連携した支援の実施

・「熊本市生活自立支援センター」等にて策定した、自立に向けた支援プランに基づき、多様な機関や地域と連携した支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
生活困窮者自立相談支援事業	保護管理援護課	「熊本市生活自立支援センター」では、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、生活困窮者本人及びその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を行い、必要に応じて生活困窮者の支援プランを作成した上で、プランに沿った包括的な支援を計画的に行っている。
就労準備支援事業	保護管理援護課	就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・ボランティア等を行うことで、日常・社会生活自立のための訓練を行う。
家計改善支援事業	保護管理援護課	家計収支等に関する課題の評価・分析をし、相談者の状況に応じた支援計画を作成する。また、法テラス等の関係機関の案内・手続きの支援や貸付の斡旋を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

重点

「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実【市】

◇

多様な機関や地域との連携による自立に向けた支援の実施【市】

複合的な課題を抱えた方に対しては、その時々本人や世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っていく必要があります。

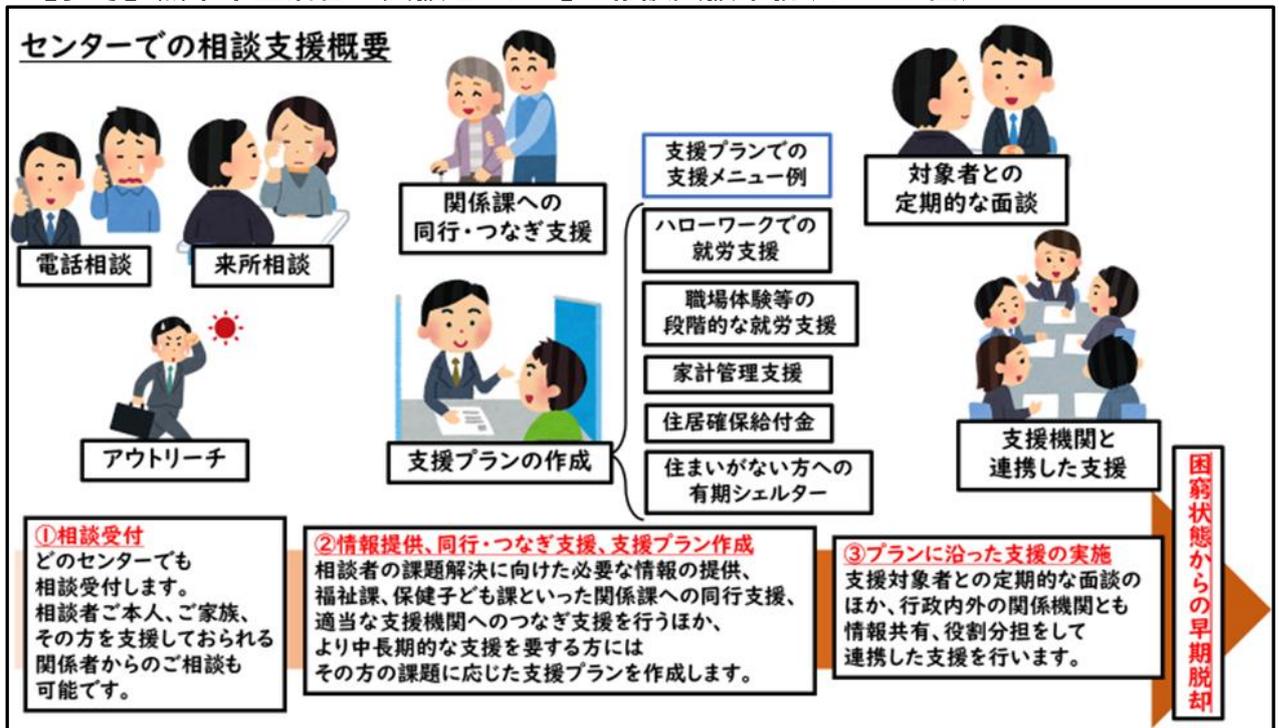
それについて、支援中の定期的な来所面談や支援終了後の見守り支援には、相談者の身近な各区役所等での支援体制の構築が必要であることに加え、課題を抱えた方を早期に発見するためのアウトリーチの実施や、災害公営住宅へ入居した被災者については、継続的なフォローアップの実施など、重点的な支援が求められていたことを踏まえ、「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、引き続き NPO 法人や法テラス、ハローワーク等の多様な機関や地域と連携し、複合的な課題を抱えた方への就労の場や参加の場といった「出口」づくりに努めることで、生活自立に向けた支援を実施します。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
複合的な課題 に対する相談 窓口の充実	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実 ・災害公営住宅へ入居した被災者についての継続的なフォローアップ等 ・NPO法人や法テラス、ハローワーク等の多様な機関や地域と連携した自立に向けた各種支援の実施

【参考】「熊本市生活自立支援センター」の相談支援業務(イメージ図)



基本方針Ⅲ－1－(3)

～ 住宅確保要配慮者への支援 ～

現状と取組における課題

本市では、高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、外国人といった、住宅を確保する際に課題を抱える方(以下、「住宅確保要配慮者」という。)から、「熊本市居住支援協議会」等に対し、住み替えに関する相談が多数寄せられています(図表28)。

そのような方の多くは、社会的な孤立等を背景とした保証人の不在や、入居に際してのマッチング等に課題を抱えていますが、そのような状況に対し、民間賃貸住宅では、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居に対する不安を抱いていることが、住宅を確保するに際しての大きなハードルとなっています(図表29)。

特に熊本地震の際に、多くの方がそれまで生活していた住まいに居住できなくなり、新たな住まいの再建を行って行く中で、そのような課題についての相談が多く寄せられました。

被災者の住まい再建が進んだことで、入居相談数自体は減少の傾向にありますが、依然として、入居後においても賃貸人が課題を抱えた入居者の生活状況に不安を抱いている状況があります。

加えて、今後については引き続き高齢の単身世帯等が増加していくことが予測されるため、住宅確保要配慮者への支援の充実が求められています。

【 図表28 住宅確保要配慮者の相談対応状況 】

○ Saflanet(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口への相談件数

相談対応実績	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
相談会等 ^{※1} (人)	28	124	86	140	161	141	307	160	133	1,280
フォロー対応 ^{※2} (件)	7	167	77	312	517	746	463	799	456	3,544
成約件数 ^{※3} (件)	0	12	15	30	41	33	63	27	19	240

※1：相談会及び電話相談窓口における相談人数

「熊本市居住支援協議会」調べ

※2：相談を受けてから、相談者へ物件紹介等の対応を行った累計数

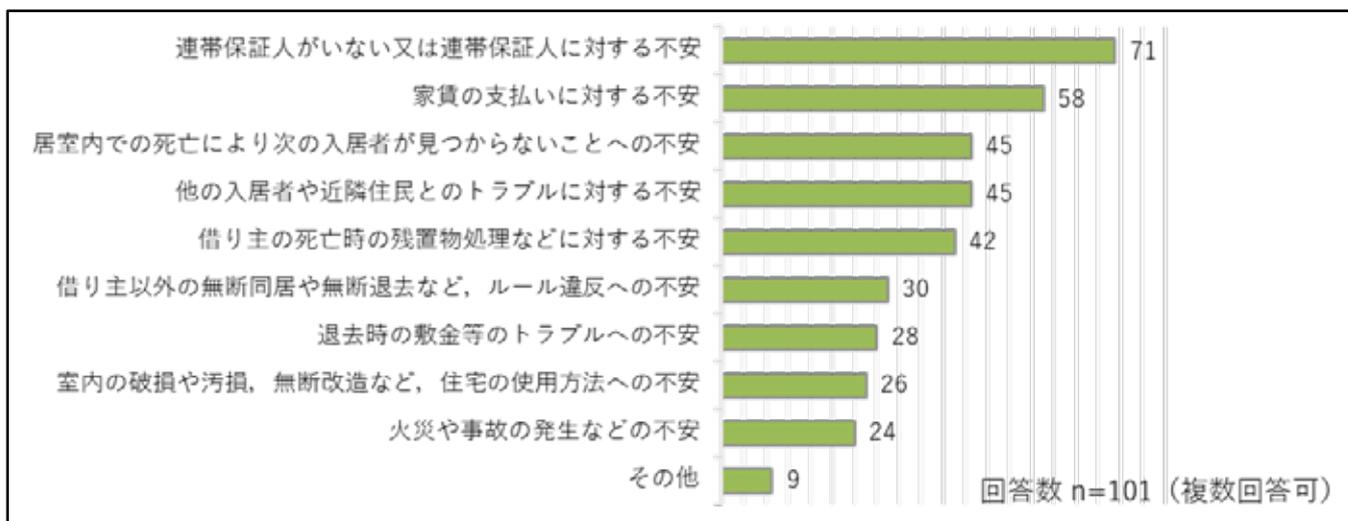
※3：物件紹介を行ったものの中で、成約に至った件数

○ 熊本市社会福祉協議会への相談件数(住宅確保要配慮者支援事業)

	H29	H30	合計
相談者数(人)	601	331	932

「熊本市社会福祉協議会」調べ

【 図表29 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を断る主な理由 】



民間賃貸住宅の管理状況等に関するアンケート調査結果(H30(2018) 熊本市都市建設局住宅部住宅政策課)

実施中の主な事業や取組

住宅を確保する際に課題を抱える方に対し、以下の事業や取組を行っています。

◇ **住宅確保要配慮者への支援の実施**

- ・ 住宅確保に課題を抱える方に対する支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
居住の安定確保支援事業	保護管理援護課 (熊本市社会福祉協議会)	保証人がいないことで賃貸借契約ができない恐れがある生活保護受給者を対象として、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、公営住宅のほか、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、住み替え前後での社会資源へのつなぎ、熊本市社会福祉協議会が実施する「住宅確保要配慮者支援事業」(保証人代行業)へのつなぎや住み替え後の訪問等による定着支援まで、住み替えにかかる包括的な支援を行う。
住居確保給付金(再掲)	保護管理援護課	離職中で、あつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住む家を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則3ヶ月間(状況に応じて最長6か月延長可能)、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
Saflenet(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口(再掲)	住宅政策課	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。



住宅セーフティネットに関わる民間住宅の登録促進	住宅政策課	民間住宅を、セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅)や、居住支援協議会への協力物件としての登録を促進する。
市営住宅の供給	市営住宅課 (熊本市市営住宅管理センター)	計画的な整備や入居管理の適正化を行い、真に住宅に困窮する世帯へ住宅を供給する。

【 主な事業や取組 (熊本市社会福祉協議会) 】

事業名等	所管課等	事業概要
住宅確保要配慮者支援事業	熊本市社会福祉協議会	住宅確保要配慮者の地域生活の安定化に向けて、住まいを確保するための保証人となるとともに、関係機関の連携強化による継続的な見守り支援を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 住宅確保要配慮者への見守り支援等の充実【市・市社協】
- ◇ 居住支援に関する情報共有と協議の実施【市・市社協】

これまで、住宅確保要配慮者への支援事業として、生活保護世帯については、本市が「居住の安定確保支援事業」を、また、熊本市社会福祉協議会が「住宅確保要配慮者支援事業」をそれぞれ実施してきましたが、それらの支援について一体的に推進し、被災者を含めた住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。

あわせて、民間賃貸住宅において円滑な入居を実現するためには、賃貸人の不安を解消する必要があるため、見守り支援等の充実を図るとともに、不動産関係者、居住支援団体及び本市等により構成される「熊本市居住支援協議会」において、居住支援に関する情報共有を行い、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するために必要な施策について協議を行います。

また、近年、増加する外国人居住者(図表30)については、多言語での相談対応等が必要となるため、「熊本市外国人総合相談プラザ」と連携し、その支援を図ります。

【 連携する取組 】

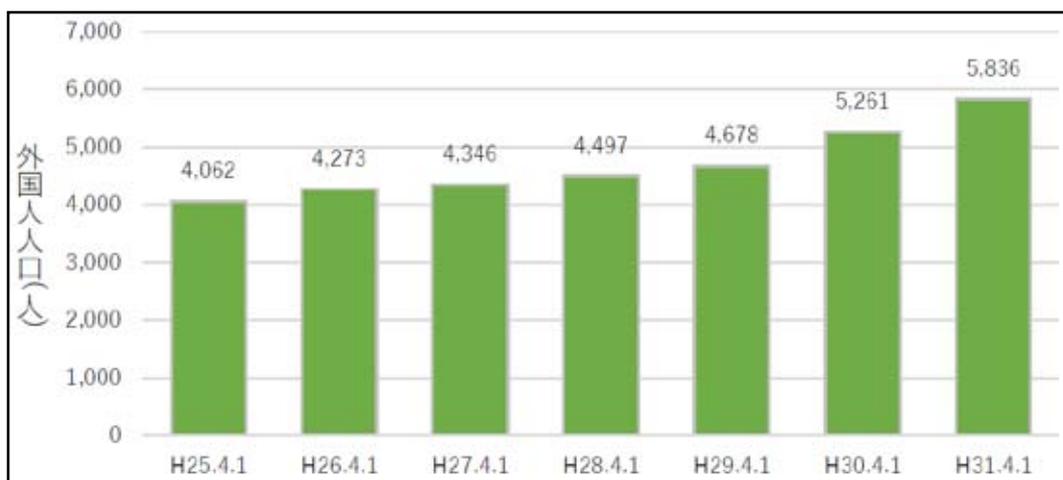


事業名等	所管課等	事業概要
外国人受入環境整備事業	国際課	外国人に対し、受入れ環境の整備を行うことにより、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、行政・生活全般の情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口として「熊本市外国人総合相談プラザ」を設置。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
住宅確保要配慮者への支援	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者に関する各事業の一体的推進 ・「熊本市外国人総合相談プラザ」においての多言語での対応 ・居住支援に関する情報共有と協議の実施
	市社協 (居住支援法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅契約時に求められる保証を行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援の実施 ・住宅確保要配慮者への見守り支援の実施 ・居住支援に関する情報共有と協議の実施
	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援に関する情報共有と協議の実施 ・住宅確保要配慮者の入居に関しての理解と協力

【図表30 本市に居住する外国人人口の推移】



熊本市総務局行政管理部総務課調べ

基本方針Ⅲ－1－(4)

～ 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進 ～

現状と取組における課題

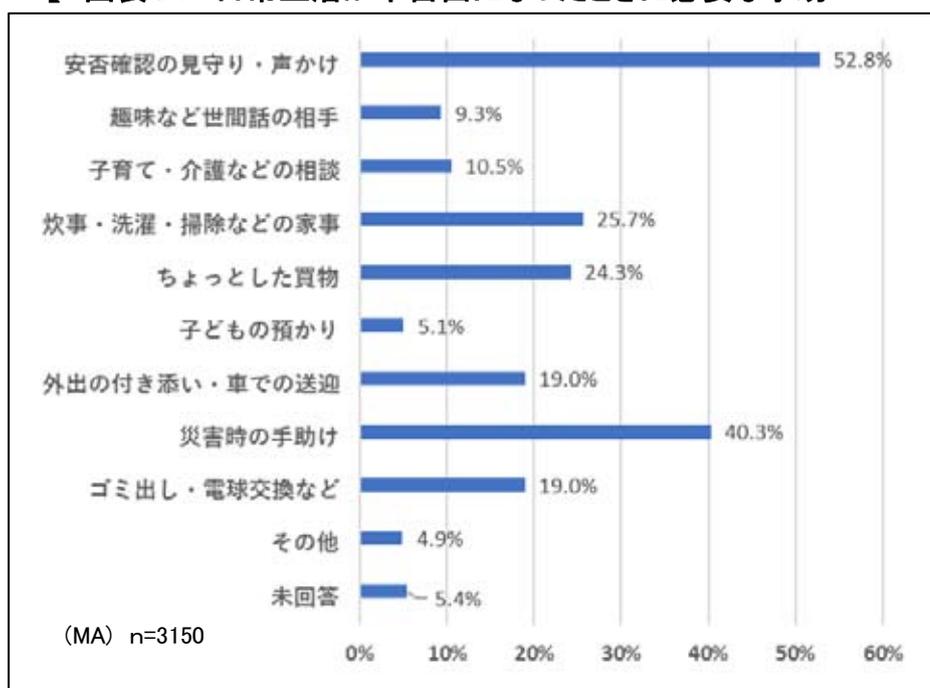
日常生活に課題を抱える地域住民等を支援していくには、住民主体で課題の解決を行う取組と、行政等の実施する公的なサービスや民間企業等が実施する取組を連携させた生活支援サービスを提供していく必要があります。

第4次計画の策定において行った市民アンケート調査においては、「日常生活が不自由になったときに必要な手助け」として、「安否確認の見守り・声かけ」、「災害時の手助け」に続き、日々、生活を送っていく中で必要な支援として、「炊事・洗濯・掃除」や「買物」、「ゴミ出し、電球交換など」のちょっとした家事への支援や「外出時の移動支援」が上位に挙げられました(図表31)。

また、今後の高齢化等の進展に伴い、認知症高齢者など、様々な場面での判断能力に不安を抱える方が増加することも予測されます。

このように、今後、課題を抱える方の生活支援サービスについては、その需要が拡大していくことが予測されますが、その一方、事業を実施するにあたっての人手不足や広報周知が課題として挙げられています。

【 図表31 日常生活が不自由になったときに必要な手助



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果



実施中の主な事業や取組

日常生活に関する課題を抱える方等への支援として、以下の事業や取組を行っています。

◇ 日常生活において移動に困難を抱える方等への支援

- ・ 日常生活において移動に困難を抱える方等に対し、通院等にかかる支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型移動支援サービス	高齢福祉課	主に介護保険の要支援 1.2 及び総合事業対象者が通院や買い物等をする場合において、地域住民が主体的に送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎を実施。
福祉有償運送	健康福祉政策課	タクシー等の運送事業者が以下の要件該当者の移送を行う(利用目的は自由)。本市は事業者の新規登録・更新、実績報告等にかかる「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」の運営(事務局)を実施。 【対象者】単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方 ・要介護3～5認定者、18歳以上の第1種身体障がい者、18歳未満の身体障害者手帳所持者、18歳以上の療育手帳A所持者、18歳未満の療育手帳所持者※その他、例外条件あり

【参考】 地域支え合い型サービスの実践例②

～ みんないっしょクラブ乗り合い号（託麻南2町内 自治会）～
(移動支援サービス)

【実施主体】みんないっしょクラブ

【対象者】みんないっしょクラブに加入する 75 歳以上の総合事業対象者・要支援者

【活動内容】

月1～2回開催される圏域内のサロンやおしゃべり会の会場での送迎サービスを平成 31 年(2019 年)3月より開始。利用料金は無料。運転は5人で担当し、運転者講習を受講。





◇ 高齢者や障がい者の社会参加の促進

- ・ 高齢者や障がいのある人に対し、外出時の移動に関する支援を行うことで、社会参加を促進

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

おでかけ IC カード	健康福祉政策課	市内を運行する路線バス、電車(JR 除く)、市電について、障がい者の方は 1 割、高齢者の方は 2 割の負担で利用することができる。※通勤・通学には利用不可。
障がい者福祉タクシー利用券	障がい保健福祉課	重度の障がいのある方々の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部について助成する「障がい者福祉タクシー利用券」を交付。
障がい者燃料費助成券	障がい保健福祉課	1人で外出ができず、熊本市優待証(さくらカード)、障がい者福祉タクシー利用券の利用ができない重度の障がい者の社会参加を促進するため、自家用車向けの燃料費助成券を交付。

◇ 日常生活(家事・ゴミ出し・買い物など)に課題を抱える方への支援

- ・ 要介護認定や障がいのある人、育児等を行うことが困難な家庭等に対して、日常生活に関する支援を実施

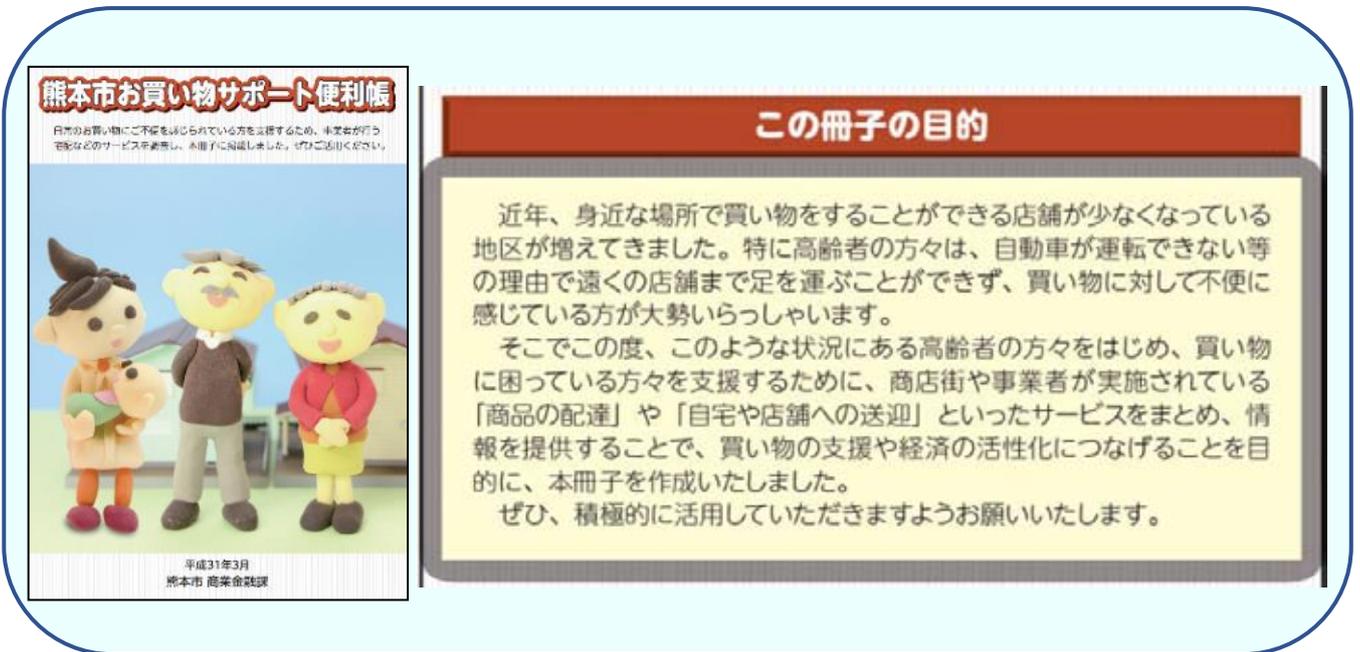
【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型訪問サービス	高齢福祉課	介護予防を目的とし、住民ボランティア等の地域住民が主体的に、主に介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者に対し、居宅において生活援助等の多様な支援を実施。
産後ホームヘルプサービス事業	子ども政策課	出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
養育支援家庭訪問事業	子ども政策課	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師又はホームヘルパー等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子ども支援課	子育てのお手伝いをお願いしたい『依頼会員』と子育てのお手伝いをしたい『協力会員』が登録し、相互の援助活動を行う。また、活動に必要な知識を習得するための講習会の実施及び希望する活動内容に合う会員同士のマッチングを行い、子育て援助活動の支援を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども支援課	母子家庭・寡婦及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ふれあい収集	廃棄物計画課 各クリーンセンター 各区総務企画課	要介護認定者や障がい者等のうち、ごみ出しが困難な世帯を対象に、それぞれの世帯の玄関先までごみを収集に向う。
買い物弱者支援事業	商業金融課	平成 30 年度(2018 年度)に買物弱者の利便性向上に資する取組状況(実施主体・実施手法等)を調査し、地域における買い物手段・手法の“ガイドブック(手引き)”を作成。令和元年度(2019 年度)に同ガイドブック「お買い物サポート便利帳」の配布を実施。
買い物難民の解消に向けた地域説明会	北部まちづくりセンター	今後、さらに進行する高齢化社会に向け、買い物難民などの地域の困りごとを地域と共有することで、地域の意識向上に繋げ、課題解決に向けて地域と取り組む。

【 参考 】 ～「熊本市お買い物サポート便利帳」～



◇ 地域を基盤とした認知症高齢者等への支援

- ・ 判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、生活上の問題を抱えた方の支援を地域と連携して実施

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会）】

事業名等	所管課等	事業概要
日常生活自立支援事業	熊本市社会福祉協議会	高齢、障がい等の理由により日常生活を送るにあたって必要な判断能力が不十分な方々の権利擁護に資するため、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理等により支援する。
地域生活支援員（再掲）	熊本市社会福祉協議会	専門的な知識を有する職員の指示を受け、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 生活支援サービスの広報周知や事業実施における連携体制の構築【市・市社協】
- ◇ 判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助の推進【市社協】



日常生活に関する課題を抱える方への支援については、これまで行政や地域住民等、または民間事業者等がそれぞれ取り組んできたところですが、今後の高齢化等の進展によってその需要は拡大していくことが予測されます。

今後、これらの取組を推進していくにあたっては、地域住民や民間事業者を含めた連携を推進していくとともに、それぞれの制度の利用状況等を踏まえ、役割分担についても検討を行っていきます。

あわせて、判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助等について、「日常生活自立支援事業」を推進するとともに、同事業の今後の展開については、増加が予測される需要に対して継続的なサービスを提供するため、その提供主体である地域住民中心の「地域生活支援員」の担い手確保に向けて取り組みます。

※ 権利擁護の推進に関して、「熊本市成年後見制度利用促進計画」については本計画の第5章に掲載しております。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
生活支援サービスの充実と権利擁護の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域支え合い型サービス」等の地域団体等と連携した住民主体の生活支援サービスの運営支援や「福祉有償運送」等の事業者と連携した生活支援サービスの提供 ・生活支援サービスの広報周知 ・各主体の事業実施や広報周知等における連携体制の構築
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助(「日常生活自立支援事業」)の推進 ・「地域生活支援員」の担い手確保
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供 ・団体独自に実施するゴミ出し支援サービス等の推進
	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供 ・団体独自に実施するゴミ出し支援サービス等の推進
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援員」への登録(研修への参加) ・周囲の困っている方へのちょっとした手助け
	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉有償運送」等の行政と連携した生活支援サービスの提供 ・移動販売等の実施

施策方針2

協働で取り組む災害対応力の強化

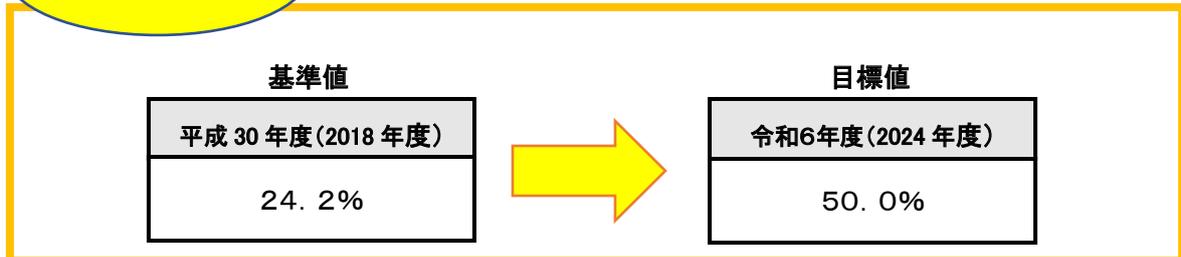
熊本地震においては、その災害規模の大きさから、行政が整備する名簿を使用しての十分な避難行動支援が行われなかったことや、特段の配慮を要する方の避難所の受け入れ態勢など、多くの課題が残りました。

その一方、避難所運営等においては、多くの市民が主体となり、地域の中で自主的なつながりを見せ、互いに支え助け合う「共助」の必要性、重要性が再認識されました。

熊本地震の教訓を踏まえ、発災時に地域力を最大限に活かした実効性のある支援が行えるよう、平常時から地域と協働で取組を推進していくことが求められています。

成果指標

避難行動要支援者数に占める災害時要援護者数の割合



基本方針Ⅲ－2－(1)

～ 避難行動支援の仕組みづくり ～

現状と取組における課題

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、災害時に実効性のある避難行動支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

本市においても、「避難行動要支援者名簿」を作成・配備するとともに、災害時の安否確認や声かけ等により円滑な避難行動支援を実施するための「災害時要援護者避難支援制度」の充実を図ってきましたが、熊本地震においては、その災害規模の大きさから、名簿を活用した安否確認等、十分な避難行動支援が行われなかったこともあり、さらなる支援体制の構築を行い、制度を推進していくことが求められています。



しかしながら、一方で「災害時要援護者避難支援制度」の登録者数は平成27年度(2015年度)以降伸び悩んでおり、登録者の増加に向け新たな切り口での登録推進の取組が必要です(図表32、図表33)。

加えて、災害時の情報伝達手段である「防災無線」については、立地条件等によりその目的が十分に果たせていないといった課題も挙げられており、年々増加する外国人についても、避難勧告等の災害情報を把握することが困難であるため、的確な避難行動のための仕組みづくりが必要となっています。

【図表32 「災害時要援護者避難支援制度」登録者数の推移】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録者数	7,576人	9,724人	9,409人	9,696人	9,325人

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ

【図表33 「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	26.8%	25.3%	23.9%	24.2%

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ(※「第3次熊本市地域福祉計画」成果指標)

実施中の主な事業や取組

高齢者・障がい者等への災害時の円滑な避難行動支援を目的として、以下の事業や取組を行っています。

◇ **災害時に備えた名簿の整備**

- ・「避難行動要支援者名簿」を区役所等に配備

【 主な事業や取組 (福祉分野・まちづくり分野等) 】

事業名等	所管課等	事業概要
避難行動要支援者名簿	危機管理防災総室 健康福祉政策課	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、要件に該当する方が登録された「避難行動要支援者名簿」を本市が町内会単位で作成・保管し、避難支援等関係者へは非常時のみ同名簿の提供を実施することで、迅速な避難行動支援につなげる。



◇ 「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨

- ・ 「災害時要援護者避難支援制度」の周知および制度への登録勧奨を推進

【 主な事業や取組（ 福祉分野・熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害時要援護者避難支援制度	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉協議会)	申請者の情報を市で名簿化して地域関係者に提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援体制の整備を行う。 【対象者】災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症・寝たきり高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い方 【依頼先】自治会長、自主防災クラブ長、民生委員・児童委員、校区社協長 等

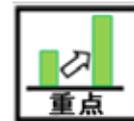
◇ 災害時の避難情報等の伝達

- ・ 災害時に円滑な避難行動を促すため、「防災無線」等により災害情報を発信

【 主な事業や取組（ まちづくり分野等 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
防災行政無線及び緊急告知ラジオ	危機管理防災総室	避難勧告・指示、避難所開設状況等の情報を防災行政無線及び緊急告知ラジオで情報を発信する。緊急告知ラジオは有償配布。
エリアメールによる緊急情報の配信	危機管理防災総室	本市域を対象として発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報を、通信キャリアよりスマートフォン等に配信する。
災害時外国人支援システム(K-SAFE)	国際課	在住外国人・訪日外国人の事前登録者に対して、ホームページやメールでの多言語による災害支援情報の配信等を行う。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

- 重点** 「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨を推進 【市・市社協】
- ◇ 災害時に備えた名簿の整備 【市】
 - ◇ 対象者に応じた災害情報の適切な伝達手段の確保 【市】

引き続き、災害時に備えた名簿の整備を行うとともに、災害情報の伝達に課題を残す対象者については、対象者に応じた伝達手段の確保について取り組んでいきます。

また、災害時の声かけ等による高齢者・障がい者等の円滑な避難行動支援を実施するための制度である「災害時要援護者避難支援制度」については、これまで主に対象者へ郵送にて案内文を送付し、登録を促してきましたが、登録者数が伸び悩んでいるため、各種相談支援機関や地域団体等と連携し、直接、対象者へ働きかけを行うことで、登録の推進を図ります。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
避難行動支援の仕組みづくり	行政	・災害時に備えた名簿の整備(「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者避難支援制度」における登録者名簿) ・対象者への郵送等及び地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨 ・対象者に応じた災害情報の適切な伝達手段の確保
	市社協	・地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨
	校区社協	・市が実施する「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨への協力
	民生委員	・市が実施する「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨への協力
	地域住民	「災害時要援護者避難支援制度」への登録(※制度の対象で、避難行動に支援を要する方)

【 参考 】 災害時要援護者避難支援制度のご案内

災害時要援護者避難支援制度のご案内

この制度は、ご自身の情報をお住まいの地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの地域関係者(団体)に提供し、市と地域で情報を共有することで、日頃の見守りや、災害時の支援体制づくりを行うものです。

1 対象となる方

災害時要援護者の申請の対象となる方は、次に掲げる人のうち、災害時に自力で避難することに支障のある**在宅の方**が対象となります。

- ① ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)、高齢者のみの世帯
寝たきりの高齢者、認知症高齢者
- ② 障がいのある方
- ③ 妊産婦
- ④ 乳幼児
- ⑤ 医療依存度の高い方
(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者等)

2 登録申請方法

登録を希望される方は申請書をご記入のうえ、専用の封筒でご郵送いただくか、裏面の相談窓口へご提出ください。

3 代理申請について

登録を希望される方が、障がい等の理由で申請書の記入・提出が困難である場合、ご本人の同意のもとに、親族の方等による申請が行えます(代筆可、押印要)。

4 登録内容の確認・変更

登録申請書を提出される際には、緊急連絡先や避難支援者の方に予め提出することの了承を受けておいてください。

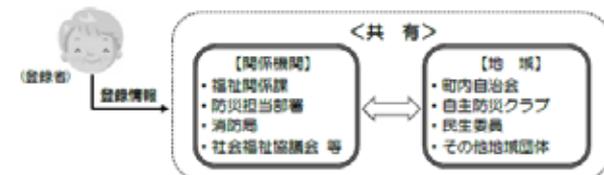
また、登録申請いただいた内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要となりますので、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【変更手続きを要する場合(例)】

- ① 登録者本人の連絡先の変更
- ② 施設入所や家族との同居により支援が必要でなくなった場合
- ③ 身体状況の変化により避難所までの誘導が必要となった場合
- ④ 避難支援者の方、緊急連絡先の変更 等

5 登録情報を共有し災害等に備えます

制度に登録された方の情報は、地域関係者(団体)や市関係機関等で共有化を図り、災害時に備えます。そのため、本制度の登録には、関係先への情報提供に関する同意が必要となります。



6 登録を希望される方へのお願い

この制度は、地域の助け合い(共助)による制度です。本制度に登録したからといって、災害時に必ず支援が行われるものではないことをご理解ください。

そのため、登録を希望される方も、避難支援者等による支援を待つだけではなく、基本的には「自らの身は自らで守る。」の心構えが必要です。そのためには、平常時から次のようなことを心がけるようにしましょう。

- ① 地域との積極的な交流
- ② 必要な支援内容の伝達
- ③ 避難経路の確認
- ④ 非常持ち出し品などの準備

また、登録申請時に、ご近所の方などで避難時の支援者になって頂ける方がおられましたら、申請書の「4 避難支援者」欄にご記入ください。

7 相談窓口

制度に関するご相談や申請受付は、下記窓口で行っております。

窓 口	住 所	連絡先
中央区役所 福祉課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2312
東区役所 福祉課	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9127
西区役所 福祉課	熊本市西区小島 2 丁目 7-1	096-329-5403
南区役所 福祉課	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4129
北区役所 福祉課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1118
健康福祉政策課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2340 (FAX)096-351-2183

(表面)

(裏面)

基本方針Ⅲ－2－(2)

～配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備～

現状と取組における課題

「福祉避難所」は、指定避難所等での避難生活を送ることが困難な特段の配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等のための二次的避難先であり、「災害救助法」適用時に、協定を締結した社会福祉施設等において開設されます(図表34)。

熊本地震においては、広報・周知不足により、受入れの対象とならない一般の方が福祉避難所へ避難したことで、特段の配慮を要する方の受け入れができなかった事例や、福祉避難所への物資の供給・搬送に時間を要したことなど、多くの課題が明らかとなりました。

また、一次避難先である指定避難所等においても、専用スペースを確保するためのルールづくりなど、配慮を要する方が安心して避難生活を送るための取組が求められています。

【 図表34 福祉避難所等施設数(協定締結数)の推移 】

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
福祉避難所等施設数 (福祉子ども避難所含む)	176	176	176	193

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ

実施中の主な事業や取組

指定避難所等において避難生活を送ることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の避難所の生活環境整備を目的として以下の事業や取組を行っています。

◇ 「福祉避難所」の広報・周知

- ・ 本市ホームページにて「福祉避難所」への広報・周知を実施

◇ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」の整備

- ・ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を改定し、社会福祉施設関係者への周知を実施

◇ 教育機関と連携した避難先の整備

- ・ 市内の特別支援学校と協定を締結し、新たに「福祉子ども避難所」を設置



【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
福祉避難所	健康福祉政策課	災害発生時、特に配慮を要し、通常の避難所での避難生活が困難な者が避難生活を送ることができるように、障がい者福祉施設や高齢者福祉施設と協定を締結し、避難環境の整備を行う。 ※福祉避難所への避難にあたっては、市職員による判定が必要。
福祉子ども避難所	障がい保健福祉課	指定避難所等での生活が困難と判断される障がい児等とその家族を滞在させることを想定し、福祉避難所の一種として本市が定めたもので、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、事前に協定を締結した熊本市内にある特別支援学校内に設置する。
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	精神保健福祉室	精神科医療機関の被災、それに伴う入院患者の移送、避難所での診療の必要性など、被災地域における精神保健医療の支援を行う。

◇ 配慮を要する方の避難先の充実

- ・「災害救助法」適用時以外にも、配慮を要する方の利用が可能な避難先の充実を推進

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
自主避難サポート事業(旧:高齢者SOSサービス事業)	熊本市社会福祉協議会	事前に登録した高齢者等を対象に、強風や大雨等の災害に際し、近隣の社会福祉施設等への一時的な避難先を確保する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練の実施【市】
- ◇ 避難生活に特段の配慮を要する方の避難先の確保【市・市社協】
- ◇ 「福祉避難所」等の広報・周知の推進【市】

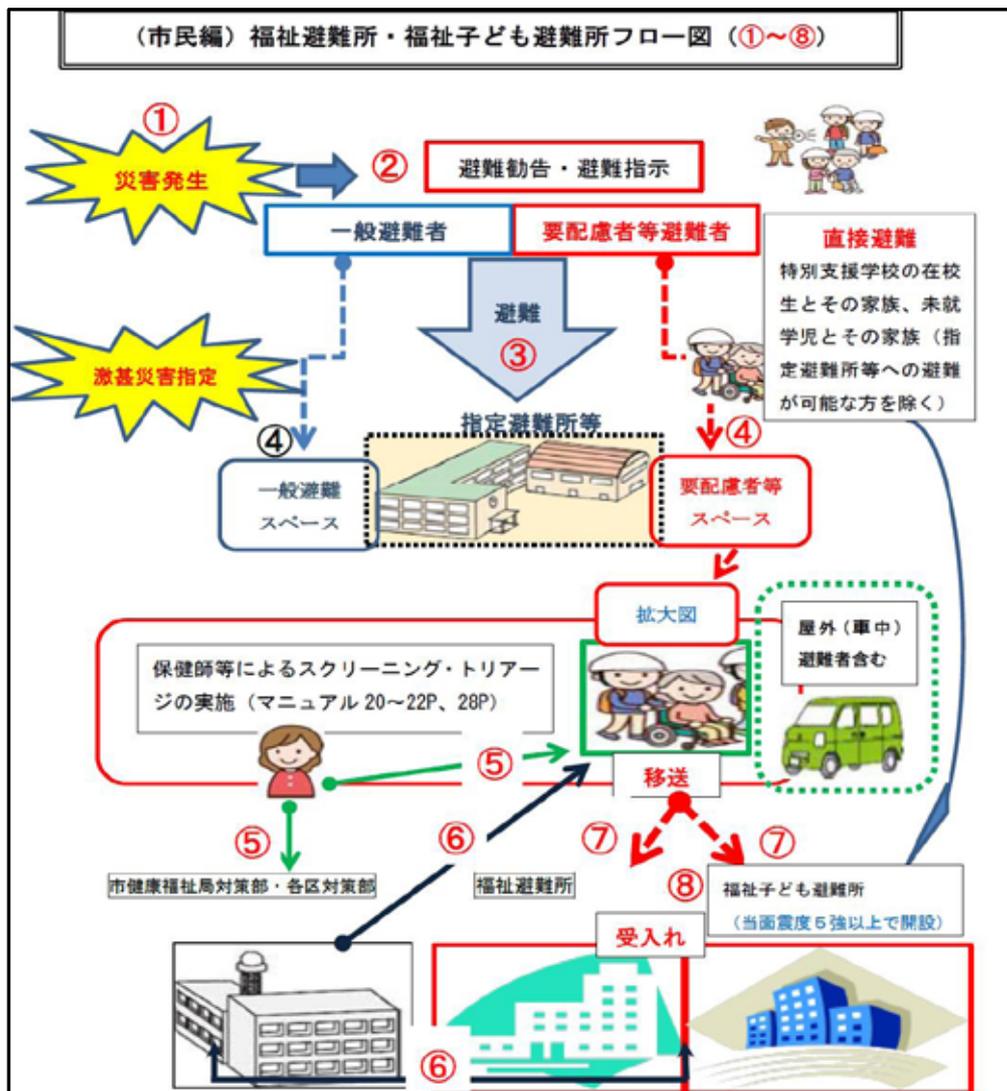
熊本地震の経験を踏まえた制度の見直しや新設等を行っていますが、災害発生時において配慮を要する方に対する確かな対応を行うには、継続的な訓練を実施し、それを踏まえたマニュアルの整備等を行っていくことが必要です。

また、高齢化の進展が見込まれる状況においては、避難生活に特段の配慮を要する方の増加が予測されるため、「福祉避難所」についての理解促進のための広報・周知を推進するとともに、引き続き、社会福祉施設等に働きかけを行うことで、避難先の確保を図ります。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
た避難所の生活環境の整備 配慮を要する方の状況に応じ	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練の実施 ・「福祉避難所」等にかかる協定締結施設の新規確保 ・「福祉避難所」等の広報・周知
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主避難サポート事業」にかかる避難先の確保
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練への協力 ・災害時の避難生活に特段の配慮を要する方の受入れへの協力
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉避難所」等への理解

【 参考 】 (市民編)福祉避難所・福祉子ども避難所フロー



「福祉避難所等の設置運営マニュアル」(熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課)より抜粋



基本方針Ⅲ－2－(3)

～ 多様な主体の協働による災害支援体制の構築 ～

現状と取組における課題

災害時に設置する「災害ボランティアセンター」について、熊本地震の際は、本震の発災から6日後に開設され、約7ヶ月間で約38,000人の個人ボランティア等を受け入れることで、行政等のみではなし得ない、多くの力を集結させた協働での災害復旧支援が行われました。

また、本市が推進する「災害時要援護者避難支援制度」は、発災時に高齢者・障がい者等の円滑な避難行動支援が実施されることを目的とした制度ですが、その目的を十分に達成するには、災害時要援護者と地域との日常的なつながりづくりが重要となります。

あわせて本市においては、熊本地震の経験を踏まえ「校区防災連絡会」の設置を推進することで、災害時に迅速な避難所の開設・運営ができるよう、日頃からの防災体制の強化に取り組んでいます。

このように、災害に対しては、発災時のみならず平常時から様々な主体が連携し、協働で取組を推進していく必要があります。

【参考】「校区防災連絡会」の設置を推進

災害時に迅速な避難所の開設・運営ができるよう、平成29年度(2017年度)から小学校区ごとに「校区防災連絡会」の設置を推進することで、地域在住の市職員と地域(校区自治協議会等)、避難所の施設管理者が、日ごろから「顔の見える関係づくり」を目指すとともに、「避難所運営委員会」を組織し、地域の特性を活かした「避難所運営マニュアル」を作成することで、平常時からの防災体制の強化に取り組んでいます。





実施中の主な事業や取組

災害時の備えを目的として、平常時から以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」の推進

- ・ 地域団体等と連携し、登録者の避難支援方法等を記載した個別避難支援プランの作成を実施

【 主な事業や取組（ 福祉分野・熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害時要援護者 避難支援制度 (再掲)	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉 協議会)	申請者の情報を市で名簿化して地域関係者に提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援体制の整備を行う。 【対象者】災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症・寝たきり高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い方 【提供先】自治会長、自主防災クラブ長、民生委員・児童委員、校区社協長 等

◇ 災害時の備えについて研修会等での情報提供を実施

- ・ 健康づくりに関するイベントや研修会においてリーフレット配布等を実施し、災害時の備えについての情報を提供

【 主な事業や取組（ 福祉分野 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
歯と口の健康週間事業	健康づくり推進課	イベント等において「災害時の口腔ケアコーナー」等を設置し、水がない時の口腔ケア方法や災害の備えについて情報提供を行う。
健康フェスティバル	健康づくり推進課	
食生活改善推進事業(地区組織活動支援)	東区保健子ども課	非常時の食の備えについて、研修会等で情報提供を行う。
子どもの食育推進ネットワーク東エリアを活用した食育の推進事業	東区保健子ども課	食料備蓄やパッキング等について啓発するためのリーフレットを作成し活用する。

◇ 「災害ボランティアセンター」の取組

- ・ 災害時に設置する「災害ボランティアセンター」の役割について、関係者が共通認識を持ち、災害時に迅速かつ効果的な運営が行える体制づくりを推進

【 主な事業や取組（ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害ボランティアセンター	熊本市社会福祉協議会 地域活動推進課	災害時に市からの依頼により設置し、災害ボランティアの受け入れ・マッチングを行い、(ニーズに応じた)日常生活復旧へ向けた被災者支援活動等を行う。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 「校区防災連絡会」等と連携した要配慮者支援体制の構築【市・市社協】
- ◇ 災害時に迅速かつ効率的に「災害ボランティアセンター」を運営する仕組みづくり【市社協】

発災時に円滑な避難行動支援を実施するためには、地域における防災訓練等において、「災害時要援護者避難支援制度」における登録者名簿等を活用し、名簿への登録者を含めた要配慮者の避難行動支援を想定した取組を実施していくこと等が重要であるため、「校区防災連絡会」等との連携を推進することで、その支援体制の構築を図ります。

また、「災害ボランティアセンター」については、災害時に迅速かつ効率的な運営ができるよう、継続的な訓練の実施等に取り組むとともに、災害ボランティアのより円滑な受け入れを図るため、受付時のアプリの導入等について検討を行います。

【 連携する取組 】



事業名等	所管課等	事業概要
校区防災連絡会開催支援	危機管理防災総室	校区防災連絡会の設立支援、会議開催支援、防災訓練等への支援を行う。
避難所運営委員会の設置推進	危機管理防災総室	避難所運営委員会の設立支援、会議開催支援、防災訓練等への支援を行う。
地域版ハザードマップの作製	各区総務企画課	地域住民が災害を自分自身の問題ととらえ、災害発生や避難の視点から地域(町内)の問題点の検証を行い、住民のつながりや地域防災力を高めるためのハザードマップ作成を支援する。
防災組織(校区防災連絡会、自主防災クラブ等)による防災訓練の実施	各区総務企画課	防災訓練や啓発活動等を通じ、防災情報の紹介や避難行動について住民に周知する。
みんながつながる「わがまち」支援事業	飽田まちづくりセンター	子どもから大人までが共に楽しく防災を学べる機会を提供することで、地域での相互交流を深め、安心して暮らすことができる「共助意識」の築かれた地域コミュニティの活性化を図る。

【地域の主体的な取組】

～ 地域で取り組む要配慮者への支援 ～

(託麻原校区)

託麻原校区では、地域で作成したハザードマップに、「災害時要援護者避難支援制度」の登録者や登録者以外にも地域で気にかけている方とそれに対する支援者をマッピングし、各町内自治会長と協働で、要配慮者ごとの指定避難所までのルートを作成しています。



表記については、地域住民にもわかりやすいように心掛け、日頃から災害時に備えた準備を校区全体で取組んでいます。

またマップには、非常時の持ち出し品の確認等、災害時に慌てずに行動できるよう留意事項等を掲載しています。

この活動を通じて日頃の見守りと地域防災力向上を目指しています。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
多様な主体の協働による災害支援体制の構築	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難行動支援を想定した訓練等の実施 ・地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害ボランティアセンター」の設置にかかる訓練の実施 ・災害ボランティアのより円滑な受入れ方法の検討(受付時のアプリの導入 など)
	校区社協	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難行動支援を想定した訓練等への協力 ・「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力 ・見守り活動等による潜在的な要配慮者の把握
	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動等による潜在的な要配慮者の把握 ・「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力
	地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「校区防災連絡会」の設置や「避難所運営委員会」による平常時からの防災体制の強化 ・「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害訓練等への積極的な参加 ・災害に備えた備蓄や避難経路の確認



施策方針3

包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築

「地域共生社会」の実現に向けては、「住民に身近な地域での支え合い体制」を構築するとともに、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方や認知症高齢者の支援、災害対応力の強化等について、包括的な取組を実施していく必要があります。

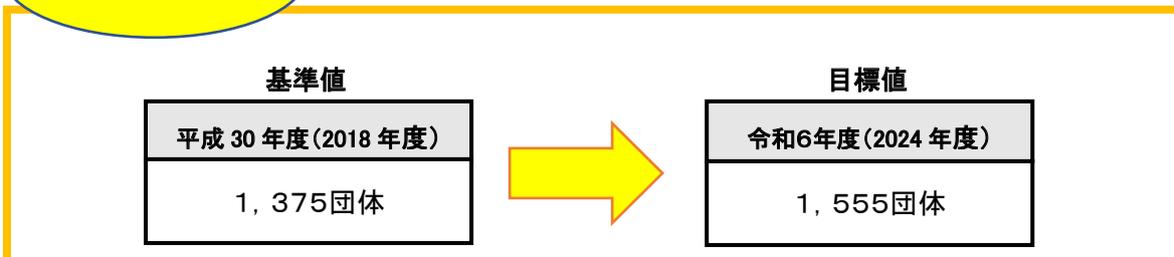
また、先般、改正された社会福祉法においては、その重点的な項目として社会福祉法人の「地域貢献」が盛り込まれ、地域福祉の分野において、その果たす役割には大きな期待が寄せられています。

あわせて、これまで本市では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」等の取組において、医療機関や研究機関、民間事業者等と連携し、地域に密着した取組を展開してきました。

本市における「地域共生社会」の実現に向けては、これらの様々な主体の連携・協働を促進し、その実現に向けて取り組むことが重要となります。

成果指標

「赤い羽根共同募金」を行った団体数(年間)



基本方針Ⅲ－3－(1)

～ 包括的な支援を実現するための協議体の整備 ～

現状と取組における課題

本市における「地域共生社会」に向けて、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた個人や世帯への支援、熊本地震の教訓を活かした災害対応力の強化等については、分野に捉われず、様々な主体が連携し、それぞれが実施する取組や活用が可能な資源を適切に組み合わせ



て取り組んでいく必要があります(テーマ型アプローチの推進)。

取組を推進するにあたり、組み合わせが想定される取組等は膨大な数に及びますが、そのような状況において、それらの数多くの取組や資源等のなかで、真に連携が必要なものについて、また新たに構築が必要な仕組み等について総合的に検討し、推進していく体制が必要となります。

実施中の主な事業や取組

市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域における様々な課題に対し、新たな仕組み等の検討を行う協議体の整備

- ・ 高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野毎に市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するための協議体を整備

【 主な事業や取組 (福祉分野) 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括ケアシステム推進会議(再掲)	高齢福祉課	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム(地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。)の構築を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルそれぞれで設置。
生活困窮者関係機関等連絡会議	保護管理援護課	地域における生活困窮者への支援体制に関する課題について、庁外を含めた関係機関と情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。 【庁外関係機関】熊本市社会福祉協議会、社会福祉法人 グリーンコープ、法テラス熊本、熊本市地域包括支援センター連絡協議会、熊本市居住支援協議会、熊本市公共職業安定所、くまもと若者サポートステーション、熊本市民生委員児童委員協議会
熊本市障がい者自立支援協議会	障がい保健福祉課	障がい者及び障がい児が、能力及び適性に応じ、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することを目的として設置する。
熊本市障害者施策推進協議会	障がい保健福祉課	障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議等を行う。
精神障がい者地域移行支援部会	精神保健福祉室	精神障がい者を対象とし、課題について情報を共有し、関係機関との連携により、精神障がい者への支援体制を整備することを目的に協議等を実施する(熊本市障がい者自立支援協議会へ意見等を反映する)。
地域精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉室	精神障がい者の社会復帰及び自立、並びに社会参加の促進を図るため、熊本市精神保健福祉連絡協議会を設置する。
熊本市自殺対策連絡協議会(再掲)	精神保健福祉室	熊本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。
子育てほっとステーションネットワーク会議(再掲)	子ども支援課 総合子育て支援センター	市全体や各区毎などに会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会などを実施。



校区単位の健康まちづくり（再掲）	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	誰もが住み慣れた地域で、健康で暮らし続けることを目指し、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。
熊本市社会福祉審議会	健康福祉政策課	社会福祉法に基づき設置する、社会福祉に関する事項を調査審議する附属機関。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域ニーズ反映の仕組み	地域政策課	まちづくりセンター等が把握した地域ニーズのうち重要課題について、区役所関係課と各局事業所管部署で協議を行い、事業化・予算化・制度化につなげる仕組み。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

- ◇ 「地域共生社会」の実現に向けた支援や新たな仕組み等の継続的な検討【市】
- ◇ 様々な課題に対して包括的な支援を実施するための協議体の整備【市】

「地域共生社会」の実現に向けては、分野に捉われず、個人や世帯、地域が抱える課題や解決に向けて必要とする支援を包括的に検討し、整理や新たな仕組みづくりを行うとともに、様々な主体が協働して支援を実施するための推進体制が必要になります。

そのために、これまで子育てや高齢者福祉等、分野毎に設置してきた既存の協議体間の情報共有を促進するとともに、機能拡充や構成メンバーの見直し等について検討していきます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
協議体の整備 実現するための 包括的な支援を	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現に向けた支援や新たな仕組み等の継続的な検討 ・包括的な支援実施のための、各種協議体の機能拡充や構成メンバーの見直し等の検討

基本方針Ⅲ－3－(2)

～ 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築 ～

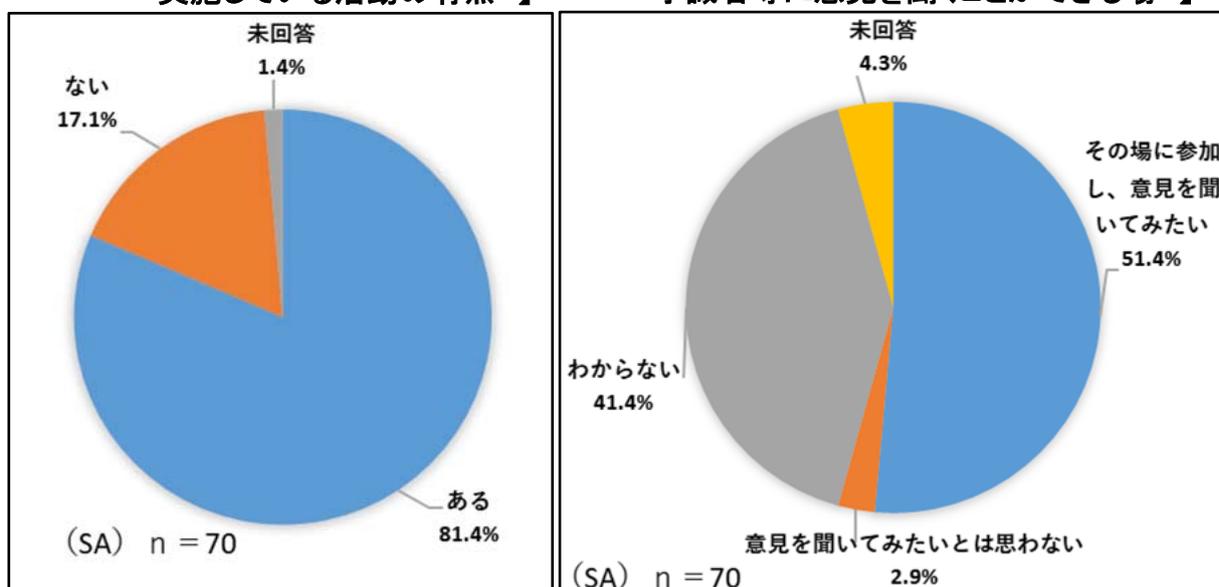
現状と取組における課題

社会福祉事業の担い手である社会福祉法人は、これまで地域福祉活動を推進するための様々な取組を行ってきました。

先般の社会福祉法の改正では、社会福祉充実残額を有する社会福祉法人については、社会福祉事業または地域公益事業等を実施し、地域に還元・貢献をすることについて新たに規定がなされ、地域福祉の分野において、その果たす役割には大きな期待が寄せられています。

社会福祉法人においても、地域との連携した取組について、連携方法の一層の検討がされており(図表35、図表36)、今後、人口減少や高齢化により、地域福祉活動を支える社会資源の減少が見込まれる状況に対し、社会福祉法人と連携して新たな社会資源を創出することで、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

【 図表35 地域の団体や住民と連携して実施している活動の有無 】 【 図表36 地域との連携の在り方等について学識者等に意見を聞くことができる場 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

実施中の主な事業や取組

社会福祉法人の活動支援や地域における新たな社会資源の創出等を目的として以下の事業や取組を行っています。



◇ 「地域協議会」の設置

- ・ 「地域協議会」を新たに設置し、社会福祉法人が地域公益事業を行うにあたり、学識経験者や地域福祉活動関係者への意見聴取を行うことが出来る場を設置

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域協議会	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉協議会)	社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が、地域公益事業(住民に対し無料・低額料金で需要に応じた福祉サービスを提供する事業)を行う場合に、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取するために開催する。

【 参考 】 地域協議会について

1. 地域協議会とその目的

- 「地域協議会」とは改正社会福祉法(平成29年4月1日施行)によって設置が求められた、地域公益事業を行う社会福祉法人がその取組内容に対する意見聴取を行う場である。
- 法人の取組内容に対して、円滑かつ公正な意見聴取が行われ、地域の福祉ニーズが的確に反映されることを目的とする。

※地域公益事業とは

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じて提供する福祉サービス

- ＜例＞・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
⇒介護保険制度外の通院支援、見守り支援、家事支援など
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
⇒低所得者への相談支援、就労支援など

2. 地域協議会の構成員等



3. 協議内容

- ①地域の福祉課題や福祉ニーズについて
 - ②把握した課題や福祉ニーズが取組内容に適切に反映されているかについて
 - ③実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働して取組を実施することの検討・調整など)
- (※ただし、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要)

～ 社会福祉法人の地域公益事業について ～

◆第1回地域協議会で協議した取組(託麻会の取組)

【法人名】社会福祉法人 託麻会

【事業名】高齢者等支援事業

【事業目的】託麻6地区民児協と連携して高齢単身者、
高齢夫婦、低所得世帯の見守り活動、通院、
買い物同行等の支援を原則無料で実施。

【事業内容】①在宅で家族等の方が不在となる時間帯の
見守り支援

②通院や買い物等の外出の際の同行支援

③定期的な巡回見守り

など地域ニーズを踏まえて内容は充実していく。

対象者:介護保険の対象外であること。低所得者や
独居、高齢夫婦など、地区担当の民生委員・
児童委員が支援が必要と判断した方。

託麻地域の高齢者等 のみなさんへ

社会福祉法人託麻会では、だれもが住み慣れた地域で健康で安心
した生活ができるよう、ご高齢の方など福祉的な支援を必要とする
方のお世話をする「地域支援室」を設置しました。

お気軽にご相談ください。

☞どんなことが頼めるのですか？



病院にいくから、おじちゃんを見てくださいませんか？



久しぶりで葬儀の会に行きたいので送迎していただけますか？



天気いいから久しぶり散歩でもしたいわ



お買い物、ありがたう。



2階の布団を下ろしたいのですが、階段を上げられなくて...



この夏、暑いので暑がり暮らしの父が心配で、時々見回っていただけますか？

***** お困りごとがあったら *****

ちょっとしたとき、ちょっとしたことにお気軽にご利用ください。

◆第2回地域協議会で協議した取組(愛誠会の取組)

【法人名】社会福祉法人 愛誠会

【事業名】学童保育・健康体操・出張演劇事業

【事業目的】①家族形態の変化や共働き等により保護者が昼間家庭にいない状況となる小学生の健全な育
成を図る。

②高齢者が「身近な場所で」「仲間と一緒に」「運動を中心とした」活動に参加することで、心身機能の維持改善を図る。

③地域住民の集いの場等において、出張演劇を通じて馴染みの関係を築くことで、ご自身や家族の健康不安から介護保険制度に関することまで相談しやすい施設づくりを行い、早期に必要なサービスへつなげることで住民が住み慣れた地域で安心した生活が継続できる体制づくりを進める。

【事業内容】①老人ホームの空きスペースを
活用した学童保育
(屋内遊びや学習支援等の実施)

②老人会・自治会との合同による
健康体操教室

③地域交流のための「健康相談」・
「介護保険制度」をテーマとした
出張演劇





第4次計画における方針と主な取組



主な取組

重点 社会福祉法人と連携して地域づくりに取り組むための場の充実【市・市社協】

◇ 「共生型サービス」についての制度周知【市】

社会福祉法人が「地域公益事業」を実施する際に、学識経験者や地域住民等から意見聴取を行う場である「地域協議会」の機能を拡充し、地域公益事業を実施する場合に限らず、地域と連携した活動を推進するにあたっての意見聴取や、社会福祉法人が抱える地域福祉の取組に関する課題への対応について協議が行えるようにすることで、社会福祉法人が地域貢献や地域ニーズを反映した取組を推進しやすい環境づくりを行います。

あわせて、障がい者と高齢者について、切れ目のない支援の提供を行うことを目的とする「共生型サービス」については、その制度周知を図ります。

【参考】共生型サービス

- ◆法改正(平成30年(2018年)4月1日施行)により、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、障がい児(者)と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」を創設。
- ◆障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするもの。
- ◆本市においては平成30年度(2018年度)に初めて本サービスを実施する事業所を指定。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築	行政	・「地域協議会」における協議事項の拡充(地域公益事業を実施する場合に限らず、地域と連携した活動を推進するにあたっての意見聴取や、社会福祉法人が抱える地域福祉の取組に関する課題への対応についての協議 など) ・「共生型サービス」についての制度周知
	市社協	・各社会福祉法人の地域公益事業を促進するための情報提供
	社会福祉法人	・「地域公益事業」の実施など、地域貢献の推進



基本方針Ⅲ－3－(3)

～ NPOや民間事業者等との連携推進 ～

現状と取組における課題

これまでも本市においては、民間企業等による CSR(企業の社会貢献活動)等、多様な主体が行う活動と連携した様々な取組が行われており、まちづくりセンター等においても、地域の民間企業やNPO法人との協働による地域づくりを行ってきました。

また熊本地震の際には、避難所となった本市内の各大学において、大学生がその運営の中心の主体となり、LINE(ライン)等の SNS サービスを活用した効率的な運営を行うなど、非常に大きな役割を果たしました。

「地域共生社会」の実現に向けては、このような若い世代が持つアイデアや行動力等をはじめとし、従来の地域福祉の推進主体だけでは持ち合わせない、多様な主体が持つ資源やノウハウ等を取り入れながら、連携して地域づくりを推進していく必要があります。

実施中の主な事業や取組

地域の活性化や新たな社会資源の創出等を目的として以下の取組を行っています。

◇ 多様な主体と連携・協働による取組の推進

- 大学や民間企業、NPO法人と連携し、健康づくりや防犯、まちづくり等、連携・協働による取組を推進

【 主な事業や取組（福祉分野・まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ちょこっとパトロール (再掲)	託麻まちづくりセンター ちょこっとパトロール実行委員会	地域住民の方々が日常的に行っているジョギングやウォーキング、ペットの散歩等のついでに「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動。参加者には特典として、オリジナル着衣等を提供。
西区魅力アップチャレンジプログラム事業	西区総務企画課	西区役所と民間企業で実行委員会を立ち上げ、事業が軌道に乗るまでの3年間、本市より負担金を支払い、その後は当該企業が事業を継続。平成30年度(2018年度)から始まり、令和元年度(2019年度)は釣り大会とキャンプを実施。
大学連携まちづくり推進経費	西区総務企画課 西区内まちづくりセンター	東海大学・崇城大学・熊本学園大学と地域住民が連携し、地域の魅力発信や地域課題の解決に向け、新たな手法を活用したまちづくりに取り組む。
子育て世代からのアンチエイジング事業	北区保健子ども課	熊本保健科学大学と提携し、幼児健診対象児の保護者に対して、骨密度や血糖を測定することで健康づくりのきっかけを図る。検査結果は熊本保健科学大学が集積・分析し、その後の政策に活かす。



幸田まちづくりサポーター (まちづくり活動支援事業)(再掲)	幸田まちづくりセンター	幸田地区内の人材を発掘し、まちづくりサポーターとして地域活動に携わるきっかけをつくり、将来的な担い手の育成へと繋げる。
協働委託(地域委託)の実施	地域政策課 各事業課	NPO法人の持つ専門性や、町内自治会等地域団体の持つ地域力などを活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、NPO法人や地域団体と行政が契約を結び事業を実施する手法であり、主に地域の公園管理や、相談事業等の業務委託を実施。

【 主な事業や取組 (熊本市社会福祉協議会) 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害ボランティア事業	熊本市社会福祉協議会	3 大学(熊本大学、熊本保健科学大学、熊本県立大学)との連携訓練として、隔年ごとに開催する「災害ボラセン設置・運営訓練」を実施。協定締結先である防災士会、青年会議所及び周辺市町村社協(山鹿市・上益城 5 町)との連携訓練も兼ねて実施。

【 多様な主体と連携した地域福祉の推進 】

～ 大学と連携した災害対応訓練の実施 ～

(市社協、熊本大学、熊本保健科学大学、熊本県立大学)



平成 24 年(2012 年)7 月の九州北部豪雨災害を契機に災害ボランティアセンター(市社協)と大学の連携の必要性が高まりました。

その後、熊本市内の医療、福祉系の大学と連携のあり方を模索し、平成 26 年度(2014 年度)には熊本大学、令和元年度(2019 年度)には熊本保健科学大学の会場を借り、大学生と一緒に訓練を実施しています。

また、協定締結先である防災士会や青年会議所、周辺市町村社協とも合同で訓練に参加していただいています。

熊本地震を経験し、若い人材の養成と多様な業種とも連携や協定を進め、防災力、受援力の向上を目指しています。





第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 多様な主体のアイデアや技術等を活かした地域福祉活動の推進【市・市社協】
- ◇ 「赤い羽根共同募金」等の募金活動への協力依頼【市社協】
- ◇ 企業活動の一環として地域福祉活動を推進する仕組みづくり【市・市社協】

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの健康づくり分野等が行ってきた研究機関等との連携に加え、まちづくり分野等が行ってきた協働での地域づくりの取組や視点を取り入れることで、行政等では持ち合わせない様々な主体のアイデアや技術等を活かした地域福祉活動の推進に取り組むことが必要となります。

また、大学生をはじめとした若い世代に対しては、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、積極的に連携して取組を実施することで、若い世代が持つ力を活かした地域福祉の推進を図ります。

あわせて、民間事業者等に対しては、地域福祉活動についての理解促進を働きかけ、地域団体等の活動財源確保のため「赤い羽根共同募金」等の募金活動に一層の協力を依頼するとともに、企業活動の一環として地域福祉活動を位置づけ、推進する仕組み等についても検討を行います。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
NPOや民間事業者等との連携推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等との連携による地域づくりの推進 ・大学生等に対する意識の醸成と連携した取組の実施 ・企業活動の一環として地域福祉活動を推進する仕組みづくり
	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根共同募金」活動の推進 ・大学生等に対する意識の醸成と連携した取組の実施 ・企業への地域福祉活動参加の働きかけ
	NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟性・機動性・専門性を活かした、効果的できめ細かな取組の実施
	教育機関・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市社協と連携した取組の実施 ・専門的知見を活かした地域福祉や地域づくりの推進
	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力 ・企業活動の一環として地域福祉活動の推進

【 成果指標一覧 】

	施策方針	成果指標	基準値	目標値
基本方針Ⅰ	1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	95.1% (H30)	100% (R6)
		ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数（年間）	98人 (H30)	640人 (R6)
	2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数（年間）	46回 (H30)	70回 (R6)
基本方針Ⅱ	1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	住民主体の通いの場（定期的 に介護予防活動等を行うための場）の数	711箇所 (H30)	811箇所 (R6)
		支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	現状値なし (R1)	100% (R6)
	2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	行動計画を策定した校区社会福祉協議会数	5校区 (R1)	95校区 (地区) (R6)
基本方針Ⅲ	1 連携による支援の充実	「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数（年間）	484件 (H30)	1,200件 (R6)
		住宅確保要配慮者への見守り訪問件数（年間）	96回 (H30)	390回 (R6)
	2 協働で取り組む災害対応力の強化	避難行動要援護者数に占める災害時要援護者数の割合	24.2% (H30)	50.0% (R6)
	3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	「赤い羽根共同募金」を行った団体数（年間）	1,375団体 (H30)	1,555団体 (R6)



第5章 熊本市成年後見制度利用促進計画



I 熊本市成年後見制度利用促進の背景等について

1 成年後見制度利用促進計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上的障がいにより判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して、少ない状況です。

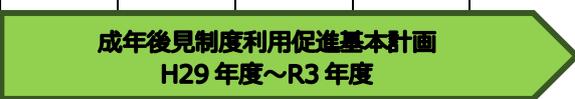
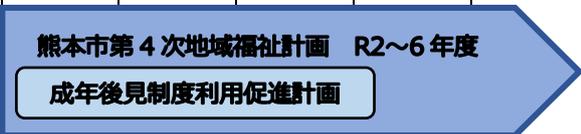
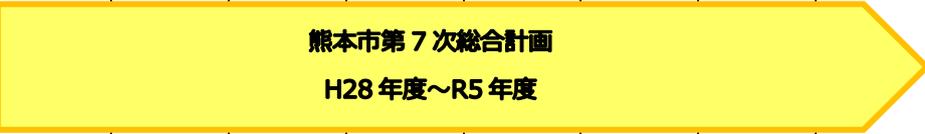
このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においては、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するため、本章を熊本市成年後見制度利用促進計画に位置づけ、成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

なお、この章において、「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「本人」、家庭裁判所に後見等開始の審判申立を行う人を「申立人」と表記します。

2 計画期間

計画期間は、第4次地域福祉計画と同じく、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

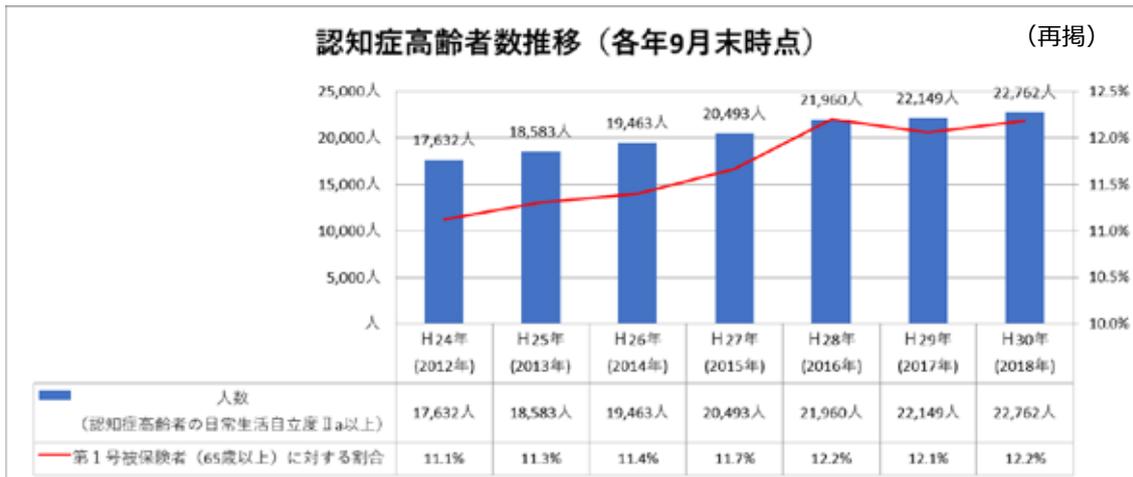
年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
国		 成年後見制度利用促進基本計画 H29年度～R3年度							
市					 熊本市第4次地域福祉計画 R2～6年度  成年後見制度利用促進計画				
	 熊本市第7次総合計画 H28年度～R5年度								

II 現状と課題

1 熊本市・熊本県・全国における成年後見制度の利用状況等

(1) 認知機能の低下がみられる高齢者の推移 ※熊本市

- 認知機能の低下がみられる高齢者は増加傾向にあり、高齢者の約 12%を占める。
- 平成 24 年(2012 年)と比較して、令和 7 年(2025 年)にはさらに 1.5 倍程度に増加すると見込まれている。



(2) 年齢階層別障害者手帳所持者数の推移(知的・精神障がい児・者) ※熊本市

- 平成 30 年度(2018 年度)の知的障がい児・者は平成 26 年度(2014 年度)と比較して約 1,000 人増加しており、約 15%伸びている。特に、中・軽度(B1・B2)の手帳所持者の増加が顕著である。
- 平成 30 年度(2018 年度)の精神障がい児・者は平成 26 年度(2014 年度)と比較して約 1,500 人増加しており、約 20%伸びている。特に、2級の手帳所持者の増加が顕著である。
- 今後も、知的・精神障がい児・者は増加していくものと考えられる。





等級別の療育手帳所持者数 (人)

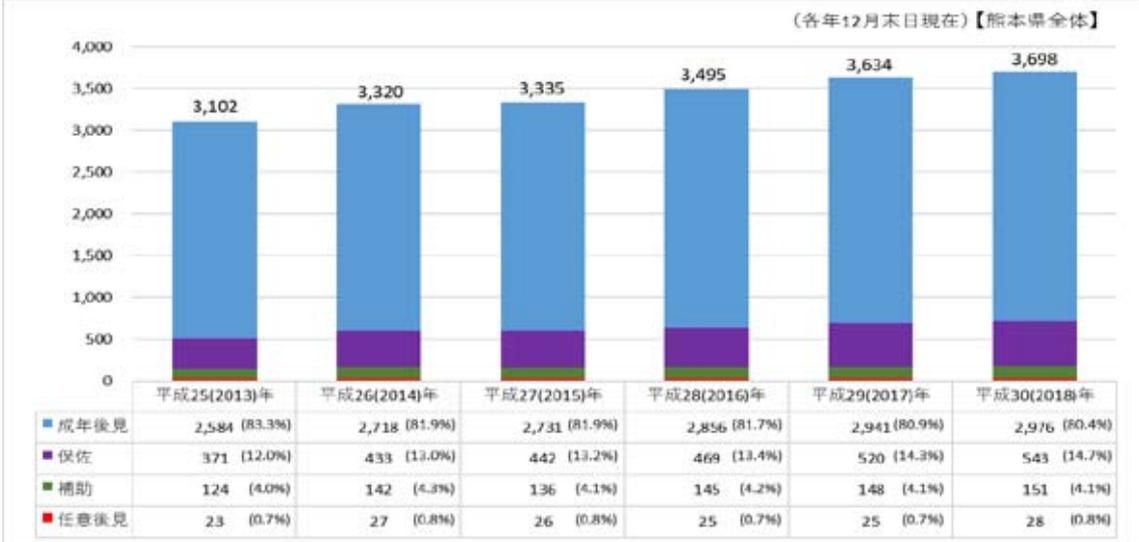
等級	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
A1・A2	2,342	2,377	2,422	2,444	2,482
B1・B2	3,727	3,952	4,178	4,370	4,522
計	6,069	6,329	6,600	6,814	7,004

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

等級	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
1級	1,171	1,158	1,138	1,154	1,147
2級	5,207	5,485	5,688	6,069	6,264
3級	1,039	1,285	1,375	1,397	1,507
計	7,417	7,928	8,201	8,620	8,918

(3) 成年後見制度の利用者数の推移 ※熊本県全体

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が80.4%、保佐の割合が14.7%、補助の割合が4.1%、任意後見の割合が0.8%である。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数や知的・精神障がい者数と比較して、成年後見制度の利用者数は少なく、十分に制度が活用されていない可能性がある。

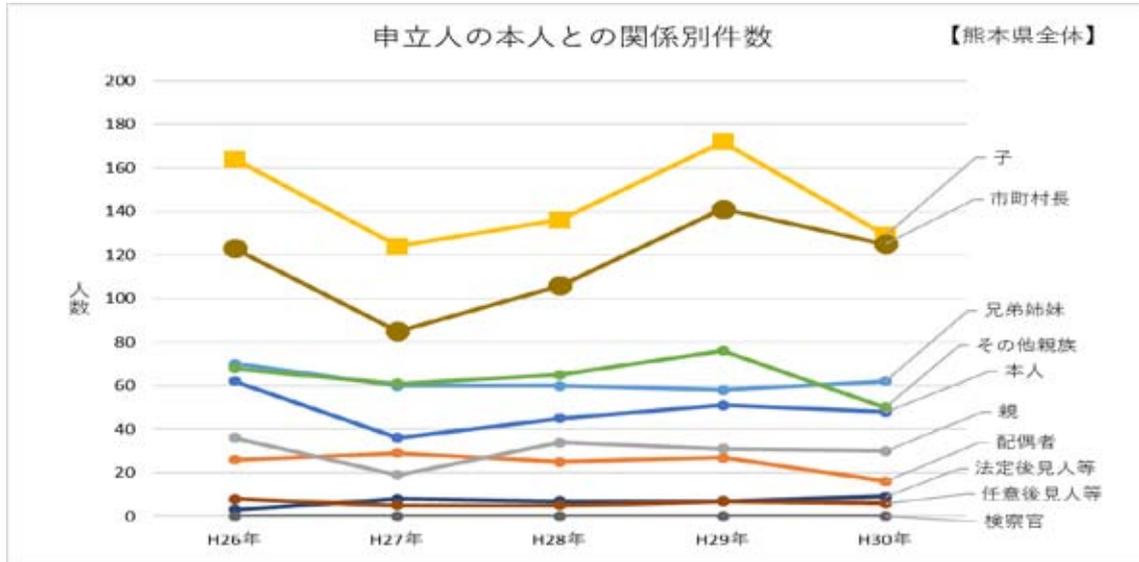


※平成30年(2018年) 熊本市の利用者数 1,388人
 (後見:1,022人 保佐:270人 補助:81人 任意後見:15人)



(4) 申立人の本人との関係別件数 ※熊本県全体

○ 申立人については、本人の子が最も多く、次いで市町村長であり、平成 30 年(2018 年)ではほぼ同数となっている。



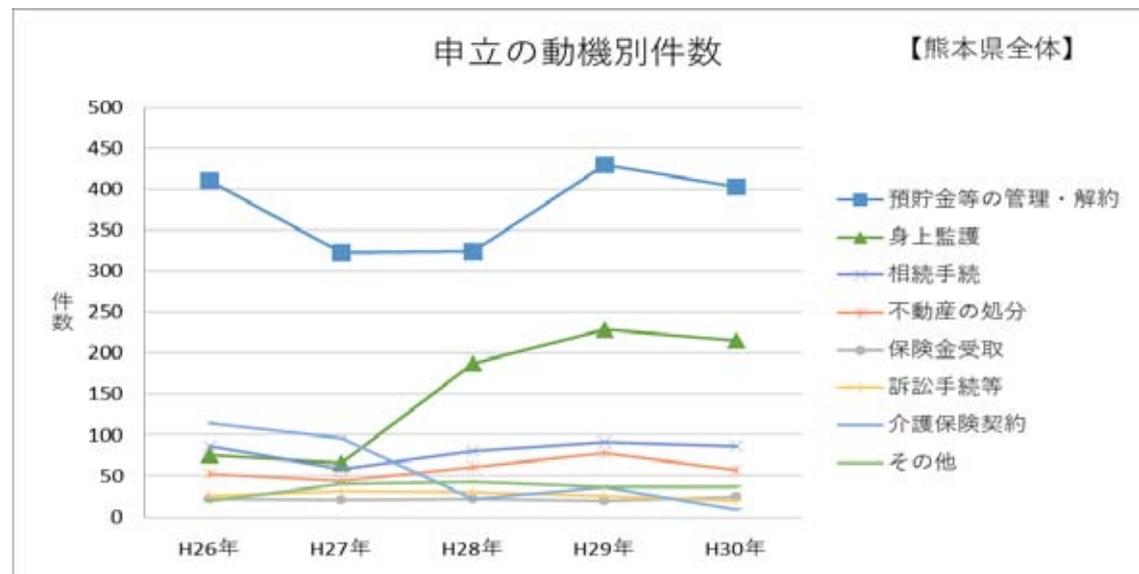
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、4親等内の親族をいう。

※熊本家庭裁判所提供データから独自作成

(5) 申立の動機別件数 ※熊本県全体

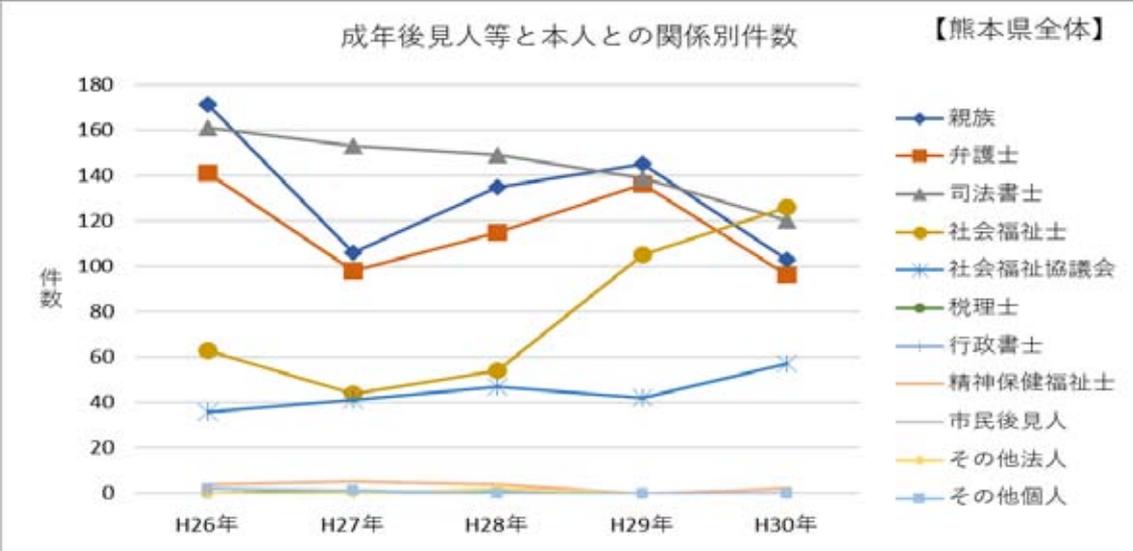
○ 主な申立の動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっており、概ね増加傾向にある。





(6) 成年後見人等と本人との関係別件数 ※熊本県全体

○ 成年後見人等と本人との関係については、平成 26 年(2014 年)は、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が最も多かったが、平成 30 年(2018 年)は、社会福祉士が最も多く、次いで司法書士、親族、弁護士の順となっている。



※熊本家庭裁判所提供データから独自作成

(7) 市長申立件数の推移(高齢・障がい合計) ※熊本県全体・熊本市

○ 県内の市長申立件数のうち、約 4 割を熊本市が占めており、概ね増加傾向にある。

(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
熊本県全体	85	106	141	125
熊本市 ()内は県全体のうち熊本市が占める割合	33 (39%)	47 (44%)	56 (40%)	52 (42%)



(8) 市民後見人養成への取組状況 ※熊本市

①市民後見人啓発セミナー

- 成年後見制度や市民後見人についての理解を深めるための講演会を実施(熊本市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に委託して実施)。
 - 平成 27 年度(2015 年度)、平成 30 年度(2018 年度)に実施し、これまで延べ 160 人が受講。
- ※平成 28、29 年度は熊本地震により中止

②市民後見人養成講座修了者

- 10 日間の研修カリキュラムで、基礎研修及び実践研修(成年後見制度の基礎、成年後見の実務、高齢者施策・介護保険制度等)を行っている(市社協に委託して実施)。
 - 平成 25 年度(2013 年度)より開始し、これまで延べ 66 人が受講。
- ※平成 28、29 年度は熊本地震により中止

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
修了者数	12	21	0	0	19

③市民後見人フォローアップ研修受講者

- 市民後見人養成講座の修了者に対し、さらに実践的な知識や技術を習得するための研修を行っている(市社協に委託して実施)。
- 平成 26 年度(2014 年度)より開始し、平成 30 年度(2018 年度)末までに延べ 74 人が受講。(実人数 37 人)※平成 28 年度は熊本地震により中止

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受講者数	14	19	/	24	17

④市民後見人バンク登録者

- 市民後見人養成講座を修了し、市社協の日常生活自立支援事業の地域生活支援員として登録され 1 年以上の活動を経験し、かつ市民後見人フォローアップ研修を受講している方のうち、希望者を市民後見人バンクに登録している(市社協が実施)。
- 令和元年(2019 年)9 月末現在、登録者数は 4 人。

⑤法人後見協力員

- 後見業務の経験を積むため、市民後見人バンク登録者の中から市社協より選任され、雇用契約を締結し、市社協が受任した成年後見人等業務の一部を担う(市社協が実施)。
- 令和元年(2019 年)9 月末現在、4 人。



(9) 報酬助成の状況(市長申立) (高齢・障がい合計) ※熊本市

○ 成年後見人等への報酬助成件数・金額ともに増加傾向にある。

	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)
件数(件)	8	10	22	39	47	55
助成額(千円)	1,370	2,000	3,926	6,290	6,702	7,693

2 成年後見制度利用にかかる課題

現在、本市においては、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所福祉課、高齢福祉課、障がい保健福祉課、市社協等が相談窓口となり、成年後見制度を含めた権利擁護に取り組んでいます。

現状をみると、本市における認知症高齢者数が約2万3千人、療育手帳所持者数が約7千人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約9千人いるのに対して、市内の成年後見制度の利用者数は約1,400人(いずれも平成30年(2018年)現在)と少なく、制度が必要であるにも関わらず利用に至っていない人が相当数いると考えられます。

また、申立に至った動機を見ると、熊本県内の傾向では、預貯金等の管理・解約といった「財産管理」が最も多く、「身上監護」はその約半数となっており、実際に寄せられる相談において福祉サービスの利用契約等の身上監護が求められるケースが多いにも関わらず、それをきっかけとする申立件数は比較的少ない状況です。

さらに、成年後見人等の本人との関係を見ると親族が減少傾向にあり、社会福祉士・司法書士・弁護士等専門職の比重が高まってきていることから、今後、制度の担い手不足が懸念されます。

本市も同様の傾向にあると考えられ、これらの背景として、次のような課題があると考えられます。

(1) 成年後見制度の認知不足

制度利用者の約8割が後見類型であることから、認知度の偏りがあり、任意後見や補助・保佐を含めた制度の認知不足であると考えられます。

(2) 相談窓口の周知不足・相談機能の整備が不十分

地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所福祉課、高齢福祉課、障がい保健福祉課、市社協等で相談を受け付けていますが、市民への周知が不十分であると考えられます。また、相談機能を充実させるため、対応する職員のさらなるスキルアップが求められています。



(3) 成年後見等の担い手の確保

成年後見人等の約8割を弁護士、司法書士、社会福祉士等といった親族以外の専門職個人が担っている状況であるうえ、受任できる数にも限度があります。そこで、成年後見等の新たな担い手として多様な専門職による受任に加え、市民後見人が期待され、現在養成に取り組んでいますが、後見業務に関する知識・経験が十分でないことや選任後のバックアップ体制が構築できていないこと等から、現在のところ家庭裁判所から選任されていない状況です。

(4) 経済的負担への不安感

申立費用や後見人への報酬を実際以上に高額に思っていたり、助成制度を知らない等、親族等が後見報酬等への認識が十分でなく、経済的負担を気にして、申立てをためらうケースがあると考えられます。



Ⅲ 計画の目標

1 目標

(1) 成年後見制度の認知度向上

判断能力が十分でない方も、制度を利用することで地域で安心して暮らしていけるよう、任意後見や補助・保佐を含め、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(2) 本人がメリットを実感できる制度の活用

成年後見制度は、財産管理などを目的として利用されることが多い現状がありますが、財産管理のみならず、身上監護の側面も重視する必要があります。

成年後見制度の理念である自己決定権の尊重と権利擁護を推進するため、その人のニーズに合った適切な成年後見人等が選任され、成年後見人等が介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して本人の意思決定支援を行い、本人が制度を利用して良かったと実感できる制度の活用を推進します。

(3) 成年後見人等を地域で連携して支える体制の構築

成年後見制度の利用の促進のためには、必要な人が身近な地域で成年後見制度を利用できることが重要です。

このため、成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの本人に関わる人が連携・協働し、チームとして本人を支えるとともに、本市、市社協、専門職団体、家庭裁判所等による地域連携ネットワークによりチームをバックアップする体制の構築を目指します。

2 成果指標

指標1 後見等申立のうち、市長申立件数

実績値 平成 30 年度(2018 年度)年間 52 件

⇒ 目標値 令和 6 年度(2024 年度) 年間 105 件

指標 2 家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

実績値 平成 30 年度(2018 年度) 0 人

⇒ 目標値 令和 6 年度(2024 年度) 9 人



IV 具体的な施策

1 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進

成年後見制度利用促進のためには、権利擁護を必要とする人を早期に発見し、相談につなげることが重要です。そこで、各専門職団体や関係機関等と連携して、まずは制度の認知度を高めるための広報や相談機能の強化を行っていくこととし、成年後見制度を利用しやすくするため、関係機関からなる「地域連携ネットワーク」を構築し、後述する「中核機関」を中心として次の取組を段階的・計画的に推進していきます。

(1) 広報・啓発の強化

各専門職団体や関係機関等と連携して、任意後見や補助・保佐を含めて成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口等を周知啓発するため、パンフレットの作成・配布、セミナーの開催等の広報啓発活動に努めます。

(2) 相談機能の強化

市民に身近な相談窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所、市社協等が相談者の制度利用の必要性に気づき、適切な制度の利用につなげることが重要です。そのためにも、研修会等により地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、区役所、市社協等の職員のさらなるスキルアップを図ります。

また、制度利用の必要性に気づいた人や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等からの相談を受け、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、必要な見守り体制に係る調整を行う地域連携ネットワーク・中核機関を整備し、相談機能の強化を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

利用者が制度のメリットを実感できるよう、家庭裁判所等と連携して、利用者のニーズに合った適切な成年後見人等の選任となるよう、親族後見人候補者や市民後見人候補者へのアドバイス等の支援や受任者調整を行う体制の構築を検討します。

また、成年後見等の担い手の育成・活動への支援として、現在市社協で取り組んでいる市民後見人の研修・育成・活用を促進し、選任後のバックアップ体制を構築するとともに、多様な専門職団体等に働きかけ、受任体制の整備に取り組みます。

(4) 成年後見人等への支援

親族後見人や市民後見人等からの相談に応じるとともに、本人及び成年後見人等を支援するチーム体制づくりや専門職団体等の協力を得られる体制づくりに取り組みます。

(5)不正防止効果

成年後見制度における成年後見人等による横領等の不正事案は、成年後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多く、チームや地域連携ネットワークでの見守り体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談等の支援を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

(6)成年後見制度の利用に関する経済的支援

経済的な理由から制度の利用を躊躇することの無いよう、申立時に要する費用や、成年後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。

※現在の本市の成年後見人等に対する報酬助成

市長が申立てを行ったもののうち、本市在住で、生活保護受給者もしくは報酬を支払うことにより生活保護基準を下回る者に対し、月額 28,000 円(施設入所者は月額 18,000 円)を上限に助成。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備

これらの取組を推進していくために、令和 3 年度(2021 年度)末までに、保健・医療・福祉・司法の専門職団体・関係機関が連携協力する、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を図ります。地域連携ネットワークでは、本人を中心とする「チーム」を支援する「協議会」とその運営・調整等を行う「中核機関」を設置し、中核機関を中心として取組を推進していきます。

○「チーム」

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や地域住民、医療機関、地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業所、障がい者相談支援センター・相談支援専門員・障害福祉サービス事業所等の、福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

○「協議会」

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。



このため、法律・福祉の専門職団体、社会福祉協議会、民生委員・自治会、医療・福祉関係団体、家庭裁判所、中核機関等の関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

○「中核機関」

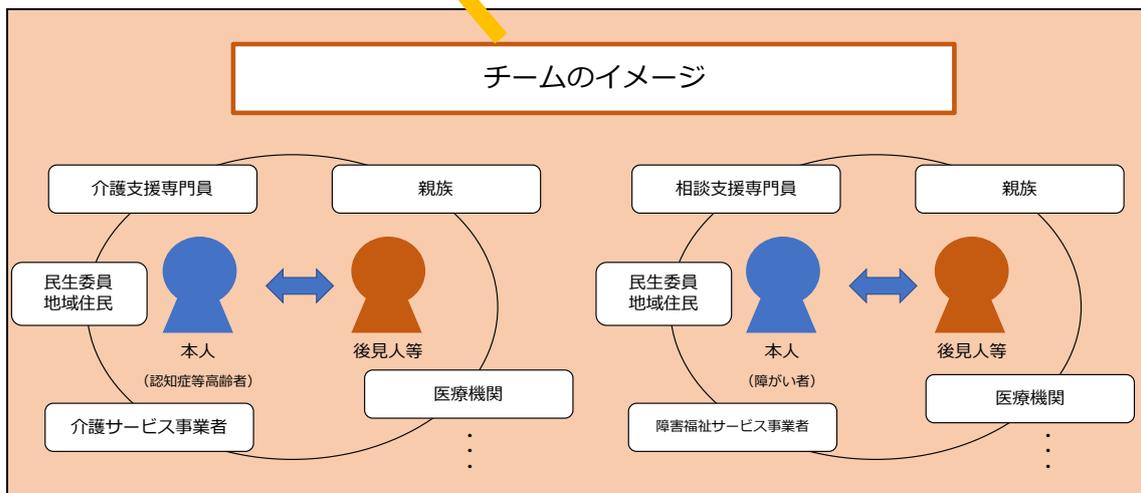
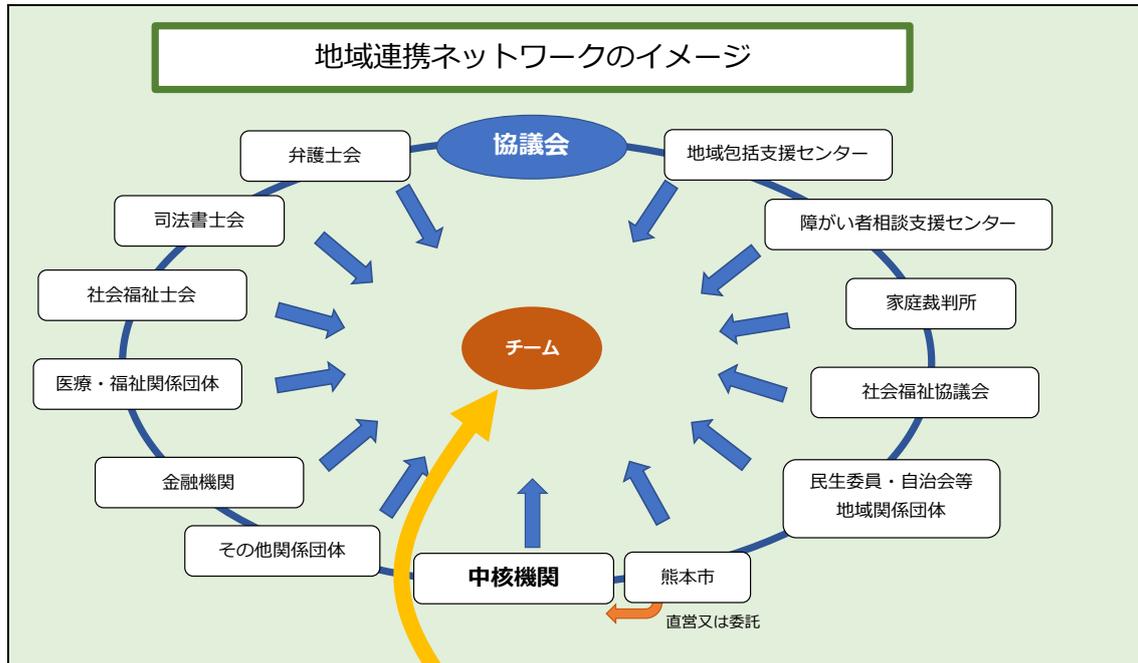
地域連携ネットワークや協議会を適切に運営していくための中核となる機関です。

中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

中核機関では、先に述べた取組のうち、次の4つの取組を中心的に担っていきます。

- (1) 広報・啓発の強化
- (2) 相談機能の強化
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 成年後見人等への支援

※(3)、(4)の取組については、関係機関と協議を行いながら、中核機関設置後、段階的に機能の充実を検討します。



第6章 計画の推進について

1 計画の進行管理にかかる基本的な考え方

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、取組については各主体の連携・協働により進めるとともに、進捗状況については、PDCA サイクルに基づいて管理します。

2 進捗状況の確認

本市と熊本市社会福祉協議会で構成する「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議(仮称)」を、毎年度開催し、関係部局や関係機関が連携を図りながら、各事業や取組の実施状況の把握を行い、成果指標の達成状況等について適切に進捗管理を行います。

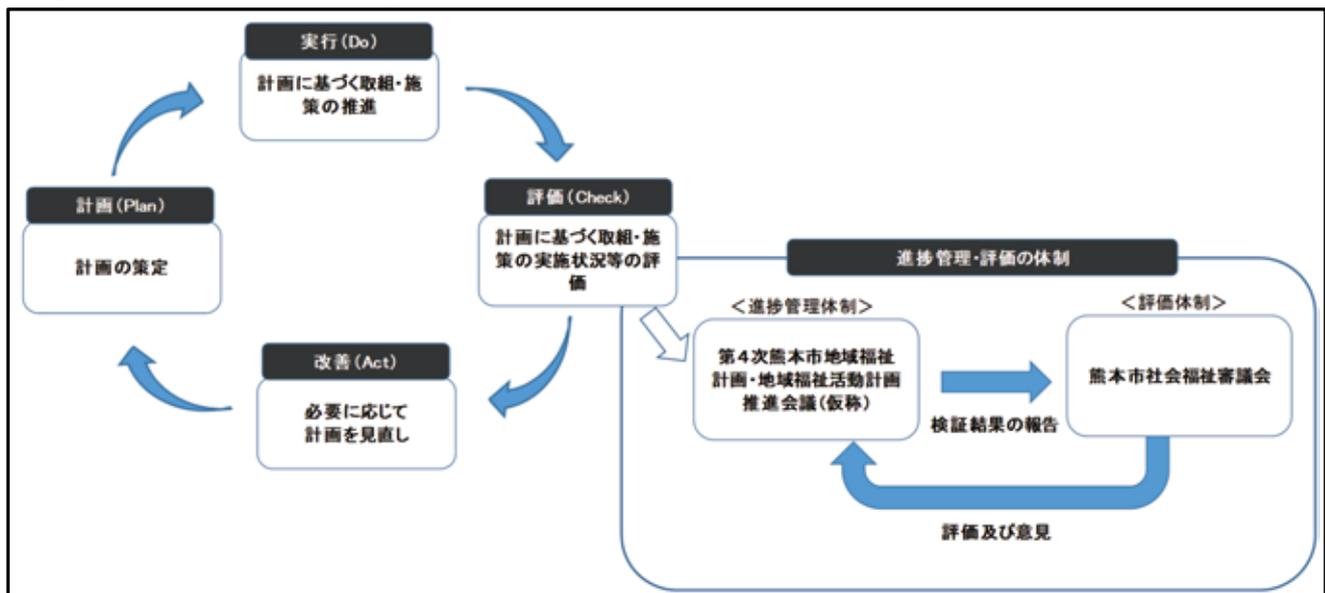
(※成果指標の一覧については P116 に掲載)

3 計画の評価

熊本市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置された機関で、委員は学識経験者、福祉事業者、福祉団体の代表者等で構成されています。

「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議(仮称)」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っていきます。

【 計画の推進イメージ 】



資料編

1 計画策定の経過

		内 容				
		策定委員会 (外部委員会)等	庁内での検討	校区社協行動計画(中央区) (※他校区はP157を参照)	アンケート調査 等	
R1年	5月		■ 庁内キックオフ会議 (5/23) ・計画策定方針及び手法 等説明		■ 社会福祉法人へのアンケート 調査(5/17～5/24) ■ 校区社協へのアンケート調査 (5/27～6/3)	
	6月			■ 第1回ワーキング会議 (6/27) ・関係者で課題について検討	■ 市民(1万人)へのアンケート 調査(6/12～7/1)	
	7月	■ 第1回成年後見制度利用 促進計画策定部会 (7/23) ■ 第1回策定委員会 (7/24) ・計画策定方針及び手法等 説明 ■ 熊本市社会福祉審議会 (8/4) ・計画策定の報告	■ 第1回庁内ワークショ ップ(7/1) ・課題の検討	■ 第1回住民座談会(7/11) ・課題について住民座談会 で検討 ■ 第2回ワーキング会議 (7/22) ・住民座談会での課題に ついて関係者で整理	■ 民生委員・児童委員へのアン ケート調査(7/1～7/19) 各種アンケート集計	
	8月		■ 第2回庁内ワークショ ップ(8/5、8/20) ・取組方向性の検討		↓	
	9月	■ 第2回策定委員会 (9/10) ・策定状況の報告		■ 第3回ワーキング会議 (9/9) ・取組について関係者で検討 ■ 第2回住民座談会(9/19) ・取組について住民座談会 で検討		
	10月	■ 第2回成年後見制度利用 促進計画策定部会 (10/1) ■ 策定委員への骨子案意 見照会		■ 第4回ワーキング会議 (10/15) ・計画案について関係者で検討 ■ 第3回住民座談会(10/31) ・計画について住民座談会で 報告・承認		
	計 画 骨 子 案 の 決 定					
	11月	■ 第3回成年後見制度利用 促進計画策定部会 (11/26)	↑			
	12月		庁内関係機関等 での素案の検討			
	R2年	1月	■ 第3回策定委員会 (1/15) ・素案の説明・意見聴取	↓		
計 画 素 案 の 決 定						
1月					■ パブリックコメントの実施 (1/18～2/9) ■ 地域説明会の実施 ・各区にて実施(計5回)	
2月		■ 第4回策定委員会 (2/17) ・成案の報告			■ 令和2年第1回定例市議会・ 厚生委員会への報告 ・成案及びパブリックコメント 結果の説明	
3月				■ パブリックコメントの結果公表		
計 画 の 決 定 ・ 公 表						

2 計画策定にかかる各種調査と課題整理

(1) 第3次計画の振り返りと課題整理

第3次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証を行いました。その中で明らかになった主な課題をまとめると以下のとおりとなります。

◇課題1 支え合い活動を推進する人材の確保

雇用年齢の延長や地域の人口減少等を背景に、地域福祉活動の担い手の確保が困難となっています。

地域福祉活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や養成してきた各種サポーターを、地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要となっています。

<各課題の具体的な状況>

- 民生委員・児童委員の欠員が恒常化している。
- 校区社会福祉協議会の活動の担い手が不足している。
- 地域生活支援員・市民後見人養成講座を受講しても、その後の活動に結びついていない。

◇課題2 住民主体の活動を活性化させる仕組みづくり

第3次計画において推進してきた住民主体の活動の中には、参加者が固定化したものや少ないものがありました。この背景には、地域住民のニーズの多様化や地域における自主的な活動の情報が伝わりにくくなっていることが考えられます。

住民主体の活動への参加を促すため、地域における様々な意見を吸い上げ、地域のニーズや課題を共有する仕組みや効果的な周知方法等について検討する必要があります。

<各課題の具体的な状況>

- 高齢者健康サロンへの参加者が固定化している。また、男性の参加者が少ない。
- 子どもたちが健やかに成長できる環境づくりの成果指標である「地域での子育て支援活動に参加した市民の割合」が、平成30年度(2018年度)では12.3%と基準値である平成25年度(2013年度)の18.2%よりも低くなっている。

◇課題3 地域福祉活動への意識の醸成

地域福祉活動の担い手が固定化し、活動に関する負担感を増加させるほか、活動の継続が困難になっています。

地域福祉活動の新たな担い手を確保するため、幅広い世代に対し研修を行うなど、地域福祉活動に関する意識啓発を行う必要があります。

<各課題の具体的な状況>

- 地域において、民生委員・児童委員が自治会長を兼務する等、地域活動の担い手が固定化している。
- 地域において食生活改善を行うボランティアである「食生活改善推進員」と歯科保健推進を行うボランティアである「8020推進員」の養成を行ってきたが、推進員の高齢化が進み、健康状態や家庭の事情により、活動の継続が困難となるケースがみられる。

◇課題4 様々な課題を包括的に受け止める相談支援体制の整備

第3次計画においては、介護保険制度や障害者総合支援法に基づくサービス、各種子育て支援制度等をはじめとした分野ごとの公的福祉サービスを提供してきましたが、「ダブルケア」や「8050問題」等、複数の分野にかかる課題を抱えた世帯への支援が、本市においても課題となっています。

また、人口減少等により、行政や福祉の専門機関の人材確保も困難となってきたことから、これらの課題の解決にあたっては、地域との協働が重要となっています。

複雑化・複合化する住民ニーズに対応するため、様々な課題を包括的に受けとめる相談支援体制の整理及び行政や専門機関のつながりの強化が急務となっています。

<各課題の具体的な状況>

- 生活困窮者の支援において、生活自立支援センターを中心とした専門機関の連携が行えるよう、個別ケースを通しての支援だけではなく、各関係機関と日頃からの関係性を構築し、連携体制をより強固にする必要がある。
- 障がいのある人の高齢化や、親なきあとを見据え、地域住民や関係機関と連携し、様々な相談を包括的に受け止める相談支援体制等の構築が必要なため、その整備に引き続き取り組む必要がある。

◇第3次地域福祉計画成果指標の達成状況◇

重点的取組1 とともに支え合い、助けあう地域福祉社会の推進

具体的施策① 高齢者を地域全体で支える環境づくり

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
65歳以上の元気な高齢者の割合 (65歳以上の人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	78.61% (H20)	78.15%	78.46% (R1)

具体的施策② 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.0% (H26)	35.0%	45.0% (H30)

具体的施策③ 子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
地域子育て支援施設利用者数	111,901人 (H25)	117,602人	123,086人 (R1)
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2% (H25)	12.3%	26.0% (R1)

具体的施策④ 市民の健康づくりを支援する環境づくり

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の数	6校区 (H23)	65校区	92校区 (H30)
健康づくり推進に関するボランティア数	1,327人 (H24)	1,674人	3,000人 (R1)
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	46.7% (H24)	41.2%	60.0% (H30)

重点的取組2 地域で支援を必要とする方への対策の充実

具体的施策① 生活困窮者への相談支援体制の整備

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
実相談受入人数	296人 (H26)	543人	411人 (R1)
支援を実施したことで新たに就労される方の数	164人 (H26)	118人	395人 (R1)
支援を実施したことで生活困窮から脱却される方の数	34人 (H26)	84人	82人 (R1)

具体的施策② 災害時避難行動要支援者への支援

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	21.9% (H26)	24.2%	50% (R1)

具体的施策③ 民生委員・児童委員の活動支援

成果指標	基準値	H 30 年度	目標値
民生委員・児童委員の定数に対する充足率	96.4% (H20)	95.1%	100% (R1)

※地域福祉活動計画については、成果指標を設定していません。

(2) 計画策定にあたっての地域生活課題の把握

地域福祉を推進するための取組と体制を明らかにするための「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたっては、地域住民が日常生活の中で率直に感じている課題や日常生活を送るうえでの困りごと(地域生活課題)を把握することが重要となってきます。

よって第4次計画の策定にあたっては、以下の調査等を実施し、地域生活課題の把握を行いました。

① アンケート調査の実施

第3次計画策定時に行った調査では、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯など、対象者となる条件を設定したうえで調査を実施しましたが、今回の調査においては、「地域共生社会」実現に向けてより幅広い市民の意見を伺うために、年齢を除き、対象者の条件を設定せず(本市在住の18歳以上の市民より無作為抽出)、調査対象人数も約4,200名から10,000名へと拡大しました。

また、第3次計画策定時調査に引き続き、地域福祉推進において重要な役割を担う、地域福祉活動の実践者(民生委員・児童委員及び校区社会福祉協議会)や福祉サービス事業者(社会福祉法人)に対してもアンケート調査を実施しました。

【 アンケート調査概要 】 ※令和元年度(2019年度)実施

①市民アンケート	
対象件数	10,000名(18歳以上の市内在住者から無作為に抽出)
調査期間	6/12～7/1
回答件数	3,203名(回答率:32%)
②校区社会福祉協議会	
対象件数	95団体
調査期間	5/27～6/3
回答数	63団体(回答率:66.3%)
③民生委員・児童委員、主任児童委員	
対象件数	1,373名(在任中の全ての民生委員・児童委員、主任児童委員)
調査期間	7/1～7/19
回答数	1,273件(回答率:92.7%)
④社会福祉法人	
対象件数	178法人(熊本市内の全社会福祉法人)
調査期間	5/17～5/24
回答数	70法人(回答率:39.3%)

市民向けアンケート調査結果(有効回答:N=3150) ※択一式等のみ掲載

I あなた自身について

- 問1 あなたの性別について教えてください。
 1. 男性 (1299人:41.2%) 2. 女性 (1851人:58.8%) 3. 回答しない (0人:0%)
- 問2 あなたの年齢について教えてください。
 →3区分で集計 18~64歳 (1833人:58.2%) 65~74歳 (694人:22.0%) 75歳以上 (623人:19.8%)
- 問3 あなたがどこにお住まいか教えてください。
 中央区:791人 東区:847人 西区:387人 南区:508人 北区:617人
- 問4 あなたのお住まいの形態について教えてください。
 1. 持ち家(一戸建て) (1880人:59.7%) 2. 借家(一戸建て) (124人:3.9%)
 3. 分譲マンション (311人:9.9%) 4. 賃貸アパート・マンション (573人:18.2%)
 5. 公営住宅 (161人:5.1%) 6. 災害公営住宅 (1人:0.0%)
 7. 仮設住宅 (0人:0.0%) 8. みなし仮設住宅 (11人:0.3%)
 9. その他 (82人:2.6%) ※未回答7人
- 問4-1 問4で「3. 分譲マンション」「4. 賃貸アパート・マンション」とお答えされた方にお尋ねします。あなたのお住まいはオートロック方式ですか。(n=884)
 1. はい (371人:42.0%) 2. いいえ (493人:55.8%) ※未回答20人
- 問5 あなたは、現在の地域にお住まいになって何年ぐらいになられるか教えてください。
 0~4年:588人(18.7%) 5~9年:361人(11.5%) 10~14年:327人(10.4%)
 15~19年:253人(8.0%) 20~24年:281人(8.9%) 25年以上:1278人(40.6%)
 ※未回答62人
- 問6 あなたは、以下の時点で本市内・本市外どちらにお住まいでしたか。あなたの現在の年齢以前のそれぞれの時点において、該当する方をお選びください。
 1. 出生時(本市内・本市外) 2. 10歳時(本市内・本市外)
 3. 20歳時(本市内・本市外) 4. 30歳時(本市内・本市外)
 5. 40歳時(本市内・本市外) 6. 50歳時(本市内・本市外)
 7. 60歳時(本市内・本市外) 8. 70歳時(本市内・本市外)
 9. 71歳以降(本市内・本市外)
 →上記1~8の回答を4区分にて集計
 市内出身-市外居住歴なし (641人:20.3%)
 市内出身-市外居住歴あり (370人:11.7%)
 市外出身-20歳以前に転入 (693人:22.0%)
 市外出身-20歳より後に転入 (961人:30.5%) ※未回答485人
- 問7 あなたが同居している家族構成について教えてください。
 あてはまるもの全てに○をつけて下さい。(詳細な回答については掲載省略)
 →同居家族「あり」(2666人:84.6%) 同居家族「なし」(438人:13.9%) ※未回答46人
- 問7-1 問7で「子」と答えられた方にお尋ねします。お子様の人数と年齢について教えてください。
 あてはまるものに○をつけて、お子様の年齢をご記入ください。(回答掲載省略)
- 問7-2 あなたには、定期的に(月1回以上程度)連絡をする別居のご家族やご親族はいらっしゃいますか。(複数回答:回答総数3631)
 1. 同じ町内にいる (337人:10.7%) 2. 同じ校区内にいる (204人:6.5%)
 3. 熊本市内にいる (1266人:40.2%) 4. 熊本市外にいる (1448人:46.0%)
 5. いない (333人:10.6%) ※未回答等43人
- 問8 あなたの就労状況について教えてください。
 なお、自営業を営みながら、パートタイムで働いている場合など、複数の就業形態で就労されている場合は、最も就労時間が長いものをお選びください。
 1. フルタイムで就労している (1070人:34.0%) 2. パートタイムで就労している (462人:14.7%)
 3. 自営業を営んでいる (274人:8.7%) 4. 就労していない (1262人:40.1%)
 ※未回答82人

問9 あなたご自身の収入状況について教えてください。あなたご自身の給与や年金などの収入(手取り)をすべて合計すると、年額ではおおよそいくらになりますか。以下の中から一つだけお選びください。

1. 60万円未満(月額5万円未満、生活保護受給中の方を含む。)(371人:11.8%)
2. 60万円～120万円未満(月額5万円～10万円未満)(657人:20.9%)
3. 120万円～180万円未満(月額10万円～15万円未満)(444人:14.1%)
4. 180万円～240万円未満(月額15万円～20万円未満)(443人:14.1%)
5. 240万円～300万円未満(月額20万円～25万円未満)(336人:10.7%)
6. 300万円～360万円未満(月額25万円～30万円未満)(217人:6.9%)
7. 360万円～480万円未満(月額30万円～40万円未満)(223人:7.1%)
8. 480万円～720万円未満(月額40万円～60万円未満)(220人:7.0%)
9. 720万円～960万円未満(月額60万円～80万円未満)(83人:2.6%)
10. 960万円以上(月額80万円以上)(45人:1.4%) ※未回答111人

問10 あなたの介護保険料(第○段階)について、以下の中から一つだけお選びください。

(65歳未満の方については、「14. 非該当」をご選択ください。)

なお、熊本市では65歳以上の方に介護保険料に関する通知書を毎年8月頃に発送しております。お手元にある方は、通知書にてご自身の介護保険料の段階をご確認下さい。通知書がお手元にない方は、()の保険料を参考にしてご回答ください。(回答掲載省略)

問11 あなたの健康状態について、あなた自身はどう思われますか。

1. 非常に健康であると思う(343人:10.9%)
2. ほぼ健康であると思う(2049人:65.0%)
3. あまり健康でないと思う(537人:17.0%)
4. 健康でないと思う(196人:6.2%)

※未回答25人

問12 あなたは、介護保険の要介護(要支援)認定を受けておられますか。

1. 受けていない(2882人:91.5%)
2. 要支援1(50人:1.6%)
3. 要支援2(36人:1.1%)
4. 要介護1(47人:1.5%)
5. 要介護2(21人:0.7%)
6. 要介護3(14人:0.4%)
7. 要介護4(9人:0.3%)
8. 要介護5(9人:0.3%)
9. わからない(44人:1.4%)

※未回答38人

問13 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。

1. 持っていない(2922人:92.8%)
2. 身体障害者手帳を持っている(160人:5.1%)
3. 精神障害者保健福祉手帳を持っている(23人:0.7%)
4. 療育手帳を持っている(10人:0.3%)
5. わからない(9人:0.3%)

※未回答26人

問14 あなたは、現在、健康上などの問題で6か月以上の長期にわたり、日常生活に何か支障を感じていますか。あてはまるもの全てをお選びください。(複数回答:回答総数3613)

1. 日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)に支障を感じている(178人:5.7%)
2. 外出の際に支障を感じている(行動できる時間や場所、範囲などが制限される)(282人:9.0%)
3. 仕事、家事などの際に支障を感じている(時間や作業量が制限される)(264人:8.4%)
4. 運動(スポーツなど)の際に支障を感じている(341人:10.8%)
5. 特に支障はない(2363人:75.0%)
6. その他(77人:3.4%) ※未回答等108人

問15 あなたはインターネットやSNS等※を利用していますか(スマートフォンを含む)。

1. 利用している(2147人:68.2%)
2. 利用していない(990人:31.4%) ※未回答13人

※SNS等:LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)等の各種サービス(以下同じ)

問15-1 問15で「1. 利用している」と回答された方にお尋ねします。どの程度の頻度で利用されていますか。(n=2147)

1. 毎日利用している(1470人:68.5%)
2. ほぼ毎日利用している(439人:20.4%)
3. 時々利用している(220人:10.2%)
4. 利用していない(11人:0.5%) ※未回答7人

問16 あなたの運転免許証の所有の有無について教えてください。

1. 持っていない(540人:17.1%)
2. 持っている(2477人:78.6%)
3. 持っていたが返納した(123人:3.9%) ※未回答10人

問17 あなたのご自宅には、あなたが外出する際に自由に利用できる自動車はありますか。

1. 自由に利用できる自動車がある(2412人:76.6%)
2. 自由に利用できる自動車はない(677人:21.5%) ※未回答61人

II 外出状況や交通機関の利用状況について

問 18 あなたの外出の状況について教えてください。

1. 毎日外出している (1690 人 : 53.7%)
2. 週 4 日～6 日程度外出している (663 人 : 21.0%)
3. 週 2～3 日程度外出している (489 人 : 15.5%)
4. 週 1 日程度外出している (181 人 : 5.7%)
5. ほとんど外出しない (104 人 : 3.3%) ※未回答 23 人

問 19 あなたが外出する際、もっとも多い移動手段はどれですか。以下の中から 1 つだけお選びください。

1. 公共交通機関 (バス・電車) (356 人 : 11.3%)
 2. 自動車 (自分で運転) (1822 人 : 57.8%)
 3. 自動車 (家族が運転) (262 人 : 8.3%)
 4. 自動車 (知人等が運転) (35 人 : 1.1%)
 5. タクシー (58 人 : 1.8%)
 6. バイク (原付バイクを含む) (97 人 : 3.1%)
 7. 自転車 (270 人 : 8.6%)
 8. 徒歩 (200 人 : 6.3%)
 9. その他 (43 人 : 1.4%)
- ※未回答 7 人

問 20 あなたのご自宅から最も近い公共交通機関 (バス・電車) の乗り場までの距離はどのくらいですか。最も近いものを 1 つお選びください。

1. 100m 未満 (747 人 : 23.7%)
2. 100m 以上 500m 未満 (1742 人 : 55.3%)
3. 500m 以上 1km 未満 (493 人 : 15.7%)
4. 1km 以上 (137 人 : 4.3%) ※未回答 31 人

問 21 あなたは通勤・通学以外の日常生活において、バスや電車の運賃支払いに何を利用していますか。最もあてはまるものを、以下の中から一つだけお選びください。

1. 熊本市が発行しているおでかけ IC カード (さくらカード) を利用している (573 人 : 18.2%)
2. 一般の IC カード※1 を利用している (856 人 : 27.2%)
3. 支払いは現金で行っている (966 人 : 30.7%)
4. 高齢者向けフリーパス券※2 を利用している (695 人 : 22.1%)
5. 公共交通機関は利用しない (695 人 : 22.1%) ※未回答 49 人

※1 一般の IC カード : くまモンの IC カード (バス事業者が販売)、でんでんニモカ (交通局が販売)、スゴカ (JR が販売) などの運賃支払いに利用できる IC カード

※2 フリーパス券 : 熊本電鉄のシニアパス 60 や九州産交のサンコーパス 65 など、熊本市及び近隣市町の路線バス等が乗り放題となる定期券

問 21-1 問 21 で「1」～「3」を選んだ方にお尋ねします。

あなたは通勤・通学以外の日常生活において、IC カードで公共交通機関 (バスや電車) をどの程度ご利用していますか。また、利用時に実際に支払う運賃について、以下の中からもっともあてはまるものを一つだけお答えください。(回答掲載省略)

問 22 あなたが公共交通機関 (バス・電車) を利用する際に、不便に思っていることは何ですか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。(複数回答 : 回答総数 4746)

1. 運行本数が少ない (1094 人 : 34.7%)
2. 遅延する (539 人 : 17.1%)
3. 車内が混雑する (366 人 : 11.6%)
4. 自宅や目的地から電停、駅、バス停などが遠い (560 人 : 17.8%)
5. 運賃が高い (290 人 : 9.2%)
6. 行先や運行ルートがわかりにくい (449 人 : 14.3%)
7. 利用する際に不便に思うことはない (590 人 : 18.7%)
8. 公共交通機関は利用しない (417 人 : 13.2%)
9. その他 (224 人 : 7.1%) ※未回答 217 人

III 日常生活の課題について

問 23 あなたは「福祉に関する情報」をどこから得ることが多いですか。あてはまるもの全てを選んでください。(複数回答 : 回答総数 8235)

1. 市政だより (2063 人 : 65.5%)
2. テレビやラジオ (1442 人 : 45.8%)
3. 新聞、雑誌 (1082 人 : 34.3%)
4. パンフレットやチラシ、ポスター (424 人 : 13.5%)
5. まちづくりセンター (64 人 : 2.0%)
6. 市役所 (区役所) の窓口 (122 人 : 3.9%)
7. 相談支援機関 (ささえりあ等) (157 人 : 5.0%)
8. ケアマネジャー等 (206 人 : 6.5%)
9. 福祉サービス事業者 (91 人 : 2.9%)
10. 医療機関 (274 人 : 8.7%)
11. NPO (7 人 : 0.2%)
12. 熊本市社会福祉協議会 (34 人 : 1.1%)
13. 校区社会福祉協議会 (68 人 : 2.2%)
14. 民生委員・児童委員 (89 人 : 2.8%)
15. 自治会 (277 人 : 8.8%)
16. 友人・知人、近所の人 (475 人 : 15.1%)
17. 同居の家族・親族 (338 人 : 10.7%)
18. 別居の家族・親族 (194 人 : 6.2%)
19. インターネット (市役所ホームページ等) (495 人 : 15.7%)
20. SNS 等 (188 人 : 6.0%)
21. その他 (86 人 : 2.7%) ※未回答 59 人

問 24 あなたは、自身に届く福祉に関する情報量は十分だと思いますか。

1. 十分だと思う (1762 人 : 55.9%)
2. 十分だとは思わない (1043 人 : 33.1%) ※未回答 345 人

問 25 あなたが毎日の生活の中で、困っていることや悩みごとがあれば教えてください。

あてはまるもの全てを選んでください。(複数回答：回答総数 5060)

1. 自分の健康状態 (837 人：26.6%)
 2. 家族や親族との関係 (282 人：9.0%)
 3. 生活費等経済的なこと (783 人：24.9%)
 4. 日常的なお金の管理 (201 人：6.4%)
 5. 財産に関すること (180 人：5.7%)
 6. 近所づきあい (156 人：5.0%)
 7. 家事や買い物 (209 人：6.6%)
 8. 家族の介護に関すること (375 人：11.9%)
 9. 子育てに関すること (272 人：8.6%)
 10. 仕事に関すること (397 人：12.6%)
 11. 特になし (1167 人：37.0%)
 12. その他 (115 人：3.7%)
- ※未回答 86 人

問 26 あなたは、日常生活で心配ごとや悩みごとがあるとき、誰に相談していますか。

あてはまるもの全てを選んでください。(複数回答：回答総数 5630)

1. 同居している家族・親族 (1988 人：35.1%)
 2. 別居している家族・親族 (1226 人：21.8%)
 3. 友人・知人 (1330 人：23.6%)
 4. 近所の人 (101 人：1.8%)
 5. 町内自治会 (自治会長、隣保班長など) (33 人：0.6%)
 6. 地域の民生委員・児童委員 (28 人：0.5%)
 7. 校区社会福祉協議会 (3 人：0.0%)
 8. 熊本市社会福祉協議会 (6 人：0.1%)
 9. 相談支援機関 (ささえりあ等) (64 人：1.1%)
 10. かかりつけの医療機関 (259 人：4.6%)
 11. まちづくりセンター (5 人：0.0%)
 12. 市役所 (区役所) の窓口 (60 人：1.1%)
 13. NPO (4 人：0.0%)
 14. 相談先がわからない (79 人：1.4%)
 15. 相談しない (311 人：5.5%)
 16. その他 (91 人：1.6%)
- ※未回答 42 人

問 27 あなたは、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。3つまでお選びください。(複数回答：回答総数 6815)

1. 安否確認の見守り・声かけ (1663 人：24.4%)
 2. 趣味など世間話の相手 (294 人：4.3%)
 3. 子育て・介護などの相談 (332 人：4.9%)
 4. 炊事・洗濯・掃除などの家事 (809 人：11.9%)
 5. ちょっとした買物 (765 人：11.2%)
 6. 子どもの預かり (160 人：2.3%)
 7. 外出の付き添い・車での送迎 (597 人：8.8%)
 8. 災害時の手助け (1270 人：18.6%)
 9. ゴミ出し・電球交換などの簡単な手伝い (600 人：8.8%)
 10. その他 (155 人：2.3%)
- ※未回答 170 人

問 28 地域の高齢者や障がい者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支えあいとして、あなた自身ができそうなことは何ですか。あてはまるもの全てを選んでください。

(複数回答：回答総数 7767)

1. 安否確認の見守り・声かけ (2140 人：27.4%)
 2. 趣味など世間話の相手 (745 人：9.6%)
 3. 子育て・介護などの相談 (254 人：3.3%)
 4. 炊事・洗濯・掃除などの家事 (231 人：3.0%)
 5. ちょっとした買物 (1067 人：13.7%)
 6. 子どもの預かり (235 人：3.0%)
 7. 外出の付き添い・車での送迎 (351 人：4.5%)
 8. 災害時の手助け (1351 人：17.4%)
 9. ゴミ出し・電球交換などの簡単な手伝い (996 人：12.8%)
 10. その他 (157 人：2.0%)
- ※未回答 240 人

IV 地域課題について

問 29 次の団体や施設について、あなたがご存知なものをすべてを選んでください。

(複数回答：回答総数 21504)

1. まちづくりセンター (913 人：4.2%)
 2. 児童相談所 (1296 人：6.0%)
 3. 地域支え合いセンター (420 人：1.9%)
 4. 福祉相談支援センター (541 人：2.5%)
 5. 地域子育て支援センター (838 人：3.9%)
 6. 地域包括支援センター (ささえりあ) (1339 人：6.2%)
 7. 障がい者相談支援センター (662 人：3.1%)
 8. 熊本市社会福祉協議会 (1013 人：4.7%)
 9. 校区社会福祉協議会 (673 人：3.1%)
 10. 民生委員・児童委員 (1593 人：7.4%)
 11. 老人クラブ (1171 人：5.4%)
 12. 校区自治協議会 (714 人：3.3%)
 13. 町内自治会 (2264 人：10.5%)
 14. 防犯協会 (847 人：3.9%)
 15. 体育協会 (782 人：3.6%)
 16. 青少年健全育成協議会 (470 人：2.2%)
 17. 公民館 (公設) (1702 人：7.9%)
 18. 地域コミュニティセンター (1566 人：7.3%)
 19. 老人憩いの家 (779 人：3.6%)
 20. 地域公民館 (1436 人：6.7%)
 21. 市民活動支援センター・あいぽーと (291 人：1.3%)
- ※未回答 194 人

問 30 次の団体や施設について、あなたが利用したり、関わったりしたことがあるものをすべて選んでください。(複数回答：回答総数 7454)

1. まちづくりセンター (236 人：3.2%)
2. 児童相談所 (108 人：1.4%)
3. 地域支え合いセンター (43 人：0.6%)
4. 福祉相談支援センター (74 人：1.0%)
5. 地域子育て支援センター (253 人：3.4%)
6. 地域包括支援センター (ささえりあ) (492 人：6.6%)
7. 障がい者相談支援センター (118 人：1.6%)
8. 熊本市社会福祉協議会 (164 人：2.2%)
9. 校区社会福祉協議会 (132 人：1.8%)
10. 民生委員・児童委員 (381 人：5.1%)

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 1. 老人クラブ (266 人 : 8.4%) | 1 2. 校区自治協議会 (193 人 : 6.1%) |
| 1 3. 町内自治会 (1283 人 : 40.7%) | 1 4. 防犯協会 (139 人 : 4.4%) |
| 1 5. 体育協会 (318 人 : 10.1%) | 1 6. 青少年健全育成協議会 (95 人 : 3.0%) |
| 1 7. 公民館 (公設) (681 人 : 21.6%) | 1 8. 地域コミュニティセンター (671 人 : 21.3%) |
| 1 9. 老人憩いの家 (195 人 : 6.2%) | 2 0. 地域公民館 (753 人 : 23.9%) |
| 2 1. 市民活動支援センター・あいぼーと (56 人 : 1.8%) | ※未回答 803 人 |

問 31 あなたの住んでいる地域についてお尋ねします。以下の (1) ~ (3) のそれぞれの問について、最もあてはまるものをお選びください。

- (1) あなたの地域の人々は、一般的に信用できると思いますか。
- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. とても信用できる (318 人 : 10.1%) | 2. まあ信用できる (1688 人 : 53.6%) |
| 3. どちらともいえない (926 人 : 29.4%) | 4. あまり信用できない (100 人 : 3.2%) |
| 5. 全く信用できない (30 人 : 1.0%) | ※未回答 88 人 |
- (2) あなたの地域の人々は、多くの場合、他の人の役に立とうとしますか。
- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. とてもそう思う (223 人 : 7.1%) | 2. まあそう思う (1495 人 : 47.5%) |
| 3. どちらともいえない (1022 人 : 32.4%) | 4. あまりそう思わない (273 人 : 8.7%) |
| 5. 全くそう思わない (45 人 : 1.4%) | ※未回答 92 人 |
- (3) あなたの現在住んでいる地域にどの程度愛着がありますか。
- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. とても愛着がある (620 人 : 19.7%) | 2. まあ愛着がある (1541 人 : 48.9%) |
| 3. どちらともいえない (632 人 : 20.1%) | 4. あまり愛着がない (241 人 : 7.7%) |
| 5. 全く愛着がない (57 人 : 1.8%) | ※未回答 59 人 |

問 32 あなたは、「近所」の範囲を、どの程度だと思えますか。

- | |
|---|
| 1. 隣近所程度 (1299 人 : 41.2%) |
| 2. 同じ集合住宅 (アパート、マンションなど) 内 (390 人 : 12.4%) |
| 3. 歩いて 5 分 (おおよそ 200~300m) 程度 (775 人 : 24.6%) |
| 4. お住まいの町内程度 (515 人 : 16.3%) |
| 5. お住まいの小学校区程度 (111 人 : 3.5%) |
- ※未回答 60 人

問 33 あなたとご近所との日頃の付き合いについて教えてください。最も近いもの一つをお選びください。

- | |
|--|
| 1. 困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合いをしている (125 人 : 4.0%) |
| 2. 簡単な頼み事や、物の貸し借りなどをしあう付き合いをしている (199 人 : 6.3%) |
| 3. 立ち話や情報交換をしあう付き合いをしている (878 人 : 27.9%) |
| 4. 顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらゐの付き合いをしている (1590 人 : 50.5%) |
| 5. ほとんど付き合いがない (328 人 : 10.4%) |
- ※未回答 30 人

問 34 あなたとまわりの人の「たすけあい」についてお伺いします。以下の (1) ~ (3) のそれぞれの問について、あてはまるもの全てをお選びください。

- (1) あなたの心配事や愚痴 (ぐち) を聞いてくれる方はどなたですか。(複数回答 : 回答総数 6440)
- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 1. 配偶者 (1791 人 : 56.9%) | 2. 同居の子ども (641 人 : 20.3%) |
| 3. 別居の子ども (799 人 : 25.4%) | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 (1325 人 : 42.1%) |
| 5. 近隣 (182 人 : 5.8%) | 6. 友人 (1462 人 : 46.4%) |
| 7. その他 (103 人 : 3.3%) | 8. そのような人はいない (137 人 : 4.3%) |
- ※未回答 31 人
- (2) 反対に、あなたが心配事や愚痴 (ぐち) を聞いてあげる方はどなたですか。(複数回答 : 回答総数 6765)
- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 1. 配偶者 (1749 人 : 55.5%) | 2. 同居の子ども (800 人 : 25.4%) |
| 3. 別居の子ども (822 人 : 26.1%) | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 (1437 人 : 45.6%) |
| 5. 近隣 (250 人 : 7.9%) | 6. 友人 (1502 人 : 47.7%) |
| 7. その他 (83 人 : 2.6%) | 8. そのような人はいない (122 人 : 3.9%) |
- ※未回答 50 人
- (3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる方はどなたですか。(複数回答 : 回答総数 4610)
- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. 配偶者 (1908 人 : 60.6%) | 2. 同居の子ども (733 人 : 23.3%) |
| 3. 別居の子ども (523 人 : 16.6%) | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 (930 人 : 29.5%) |
| 5. 近隣 (31 人 : 1.0%) | 6. 友人 (193 人 : 6.1%) |
| 7. その他 (75 人 : 2.4%) | 8. そのような人はいない (217 人 : 6.9%) |
- ※未回答 29 人

問 35 あなたは、「たすけあい」をすることができる「地域」の範囲をどの程度だとお考えですか。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 隣近所程度 (1546 人 : 49.1%) | 2. 歩いて 5 分 (おおよそ 200~300m) 程度 (753 人 : 23.9%) |
| 3. お住まいの町内程度 (519 人 : 16.5%) | 4. お住まいの小学校区程度 (103 人 : 3.3%) |
| 5. お住まいの中学校区程度 (15 人 : 0.5%) | 6. お住まいの区域程度 (53 人 : 1.7%) |
| 7. 熊本市内 (66 人 : 2.1%) | ※未回答 95 人 |

問 36 あなたがお住まいの地域における問題は何だと思いますか。該当するもの全てを選んでください。
(複数回答：回答総数 6794)

1. 地域におけるつながりや助け合いの意識の希薄化 (1286 人：40.8%)
2. 地域における福祉的活動などを行う人材の不足 (723 人：23.0%)
3. 行政や地域活動を行う団体などの関係者間の連携が不十分であること (361 人：11.5%)
4. 福祉などの課題に対して専門的な知識を有した人材の不足 (421 人：13.4%)
5. 地域住民や関係者が福祉などに関する適切かつ十分な情報が得られないこと (465 人：14.8%)
6. 地域住民や地域活動を行う団体が集える拠点の不足 (169 人：5.4%)
7. 地域活動を行う団体などの財源の問題 (203 人：6.4%)
8. お住まいの地域でのゴミや騒音など具体的な問題 (410 人：13.0%)
9. 地域における災害への取り組みについての問題 (294 人：9.3%)
10. 一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること (1212 人：38.5%)
11. 子育てに関する問題 (161 人：5.1%)
12. 困りごとについて相談先がわからないこと (527 人：16.7%)
13. その他 (230 人：7.3%) ※未回答 332 人

問 37 あなたは、地域における問題について、誰に相談していますか。あてはまるもの全てを選んでください。(複数回答：回答総数 3839)

1. 町内自治会 (自治会長、隣保班長など) (980 人：31.1%)
2. 地域の民生委員・児童委員 (194 人：6.2%)
3. 校区社会福祉協議会 (26 人：0.8%)
4. 熊本市社会福祉協議会 (20 人：0.6%)
5. 相談支援機関 (ささえりあ等) (103 人：3.3%)
6. まちづくりセンター (40 人：1.3%)
7. 市役所 (区役所) の窓口 (281 人：8.9%)
8. かかりつけの医療機関 (90 人：2.9%)
9. NPO (10 人：0.3%)
10. 相談先がわからない (547 人：17.4%)
11. 相談しない (1197 人：38.0%)
12. その他 (197 人：6.3%) ※未回答 154 人

V 地域活動やボランティア活動について

問 38 あなたは現在、以下のような会やグループにどのくらいの頻度で参加していますか。(1)～(5) それぞれのグループについて、最もあてはまるものをお選びください。

- (1) ボランティアのグループ
 1. 週4回以上 (15 人：0.5%)
 2. 週2～3回 (38 人：1.2%)
 3. 週1回 (31 人：1.0%)
 4. 月1～3回 (119 人：3.8%)
 5. 年に数回 (266 人：8.4%)
 6. 参加していない (2491 人：79.1%) ※未回答 190 人
- (2) スポーツ関係のグループやクラブ
 1. 週4回以上 (68 人：2.2%)
 2. 週2～3回 (145 人：4.6%)
 3. 週1回 (159 人：5.0%)
 4. 月1～3回 (130 人：4.1%)
 5. 年に数回 (147 人：4.7%)
 6. 参加していない (2324 人：73.8%) ※未回答 177 人
- (3) 趣味関係のグループ
 1. 週4回以上 (31 人：1.0%)
 2. 週2～3回 (104 人：3.3%)
 3. 週1回 (137 人：4.3%)
 4. 月1～3回 (233 人：7.4%)
 5. 年に数回 (180 人：5.7%)
 6. 参加していない (2289 人：72.7%) ※未回答 176 人
- (4) 学習・教養サークル
 1. 週4回以上 (10 人：0.3%)
 2. 週2～3回 (28 人：0.9%)
 3. 週1回 (56 人：1.8%)
 4. 月1～3回 (120 人：3.8%)
 5. 年に数回 (103 人：3.3%)
 6. 参加していない (2619 人：83.1%) ※未回答 214 人
- (5) 特技や経験を他者に伝える活動
 1. 週4回以上 (7 人：0.2%)
 2. 週2～3回 (26 人：0.8%)
 3. 週1回 (25 人：0.8%)
 4. 月1～3回 (44 人：1.4%)
 5. 年に数回 (101 人：3.2%)
 6. 参加していない (2727 人：86.6%) ※未回答 220 人

問 39 あなたは、以前に地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。

1. 参加したことがある (1559 人：49.5%)
2. 参加したことがない (1530 人：48.6%)
- ※未回答 61 人

問 39-1 問 39 で「1. 参加したことがある」を選ばれた方にお尋ねします。どのような活動に参加されましたか。あてはまるもの全てを選んでください。(n=1559 複数回答：回答総数 4200)

1. 健康づくりに関する活動 (183 人：11.7%)
2. 高齢者に関する活動 (212 人：13.6%)
3. 障がい児・者に関する活動 (119 人：7.6%)
4. 子育てに関する活動 (191 人：12.3%)
5. 医療に関する活動 (75 人：4.8%)
6. 町内会・自治会に関する活動 (749 人：48.0%)
7. お祭りやイベントに関する活動 (692 人：44.4%)
8. 地域安全に関する活動 (181 人：11.6%)
9. 防災に関する活動 (266 人：17.1%)
10. 文化・芸術に関する活動 (147 人：9.4%)
11. 環境美化 (ゴミ拾いなどを含む) に関する活動 (769 人：49.3%)
12. スポーツ (地域での運動会などを含む) に関する活動 (518 人：33.2%)
13. その他 (90 人：5.8%) ※未回答 8 人

問 39-2 問 39 で「1. 参加したことがある」を選ばれた方にお尋ねします。なぜ活動に参加されようと思いましたが、あてはまるもの全てを選んでください。(n=1559 複数回答：回答総数 3026)

1. 人の役に立ちたいから (411 人：26.4%)
2. 自分たちの地域のために必要だから (762 人：48.9%)
3. 家族・友人・知人から誘われたから (408 人：26.2%)
4. 学校の授業などで機会があったから (239 人：15.3%)
5. 困っている人や団体から頼まれたから (209 人：13.4%)
6. 余暇を有効に活用したいから (135 人：8.7%)
7. 地域でのつながりを作りたいから (358 人：23.0%)
8. 趣味や特技を生かしたいから (189 人：12.1%)
9. 楽しそうだから (170 人：10.9%)
10. その他 (116 人：7.4%) ※未回答 29 人

問 39-3 問 39 で「2. 参加したことがない」を選ばれた方にお尋ねします。今後、地域活動に参加してみたいと思いませんか。(n=1530)

1. 参加してみたい (72 人：4.7%)
2. 条件が整えば参加してみたい (850 人：55.6%)
3. 参加してみたいとは思わない (564 人：36.9%) ※未回答 44 人

問 40 問 39-3 で「1. 参加してみたい」「2. 条件が整えば参加してみたい」を選ばれた方にお尋ねします。1か月のうちどれぐらいの日数であれば活動に参加できると思いますか。また、1回あたりの活動時間は何時間ぐらいであれば活動に参加できると思いますか。(n=922)

1. 1か月のうち (平均 2.39) 日程度
 2. 活動 1回あたり (平均 2.26) 時間程度
- (1については回答数 236 人の、2については回答数 221 人の平均)

問 41 問 39-3 で「2. 条件が整えば参加してみたい」を選ばれた方にお尋ねします。どのような条件が整えば参加してみたいと思いませんか。あてはまるもの全てを選んでください。

(n=850 複数回答：回答総数 2213)

1. 活動する時間ができれば (534 人：62.8%)
2. 人から誘われる等のきっかけがあれば (266 人：31.3%)
3. 身近に一緒に活動を行うグループや仲間がいれば (275 人：32.4%)
4. 活動内容に関する情報があれば (220 人：25.9%)
5. 活動に関して相談できる場所があれば (45 人：5.3%)
6. 体力や健康に自信があれば (258 人：30.4%)
7. 興味を持てる活動があれば (369 人：43.4%)
8. 活動に参加したことが評価されれば (8 人：0.9%)
9. 家族や職場の理解が得られれば (98 人：11.5%)
10. 活動を行うにあたり必要な知識が得られれば (73 人：8.6%)
11. 活動に対するインセンティブ (報酬や特定のサービスなど) が受けられれば (35 人：4.1%)
12. その他 (21 人：2.5%) ※未回答 11 人

問 42 問 39-3 で「3. 参加してみたいとは思わない」を選ばれた方にお尋ねします。なぜそう思われませんか。あてはまるもの全てを選んでください。(n=564 複数回答：回答総数 937)

1. 仕事や家事が忙しく時間がない (234 人：41.5%)
2. 人から誘われる等のきっかけがない (60 人：10.6%)
3. 身近に一緒に活動を行うグループや仲間がない (72 人：12.8%)
4. 活動内容に関する情報がない (55 人：9.8%)
5. 活動に関してどこに相談すればいいかわからない (10 人：1.8%)
6. 体力や健康に自信がない (190 人：33.7%)
7. 興味を持てる活動がない (61 人：10.8%)
8. 活動に参加しても評価が得られない (3 人：0.5%)
9. 家族や職場の理解が得られない (6 人：1.1%)
10. 活動を行うにあたり必要な知識がない (38 人：6.7%)
11. 活動に参加するメリットが見いだせない (68 人：12.1%)
12. 一度始めるとなかなかやめられなくなる (39 人：6.9%)
13. その他 (72 人：12.8%) ※未回答 29 人

VI 健康に関する取組について

問 43 あなたは日ごろ、健康のための取組を行っていますか。最もあてはまるものをお選びください。

1. いつも行っている (720 人：22.9%)
2. 時々行っている (1101 人：35.0%)
3. どちらともいえない (275 人：8.7%)
4. あまり行っていない (623 人：19.8%)
5. 全く行っていない (338 人：10.7%) ※未回答 93 人

問 44 あなたは「健康まちづくり」という言葉やその意味を知っていましたか。最もあてはまるものをお選びください。(※「健康まちづくり」とはすべての市民が生涯を通じて、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる「まちづくり」のこと。)

1. 言葉も意味も知っていた (503 人：16.0%)
2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった (1124 人：35.7%)
3. 言葉も意味も知らなかった (今回の調査で初めて知った) (1410 人：44.8%) ※未回答 113 人

問 45 あなたは、障がいや病気の有無に関わらず、健やかでいきいきと生活できていると感じますか。最もあてはまるものをお選びください。

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1. とても感じる (529 人 : 16.8%) | 2. やや感じる (1301 人 : 41.3%) |
| 3. どちらともいえない (865 人 : 27.5%) | 4. あまり感じない (311 人 : 9.9%) |
| 5. 全く感じない (88 人 : 2.8%) | ※未回答 56 人 |

VII 個人情報に関する意識について

問 46 あなたは、市が保有する高齢者や障がいの者の情報を、「見守り」などの地域の支えあい活動や防災・防犯のために、地域団体と共有するとすれば、そのことについてどう思われますか。

- 見守り活動や防災・防犯のためであれば、積極的に個人情報を共有・活用したほうがよい (457 人 : 14.5%)
- 見守り活動や防災・防犯のためであれば、必要最小限の個人情報を共有・活用してもよい (1837 人 : 58.3%)
- 見守り活動や防災・防犯のためであっても、個人情報を共有・活用しないほうがよい (255 人 : 8.1%)
- わからない (483 人 : 15.3%) ※未回答 118 人

問 47 あなたは、以下の情報のうち、「見守り活動」のためだとしても、他人に知られたくない情報がありますか。あてはまるものすべてを選んでください。(複数回答 : 回答総数 6630)

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. 現住所・電話番号 (661 人 : 21.0%) | 2. 性別 (118 人 : 3.7%) |
| 3. 緊急時の親族等の連絡先 (499 人 : 15.8%) | 4. メールアドレス (882 人 : 28.0%) |
| 5. 生年月日 (494 人 : 15.7%) | 6. 血液型 (237 人 : 7.5%) |
| 7. 家族構成 (497 人 : 15.8%) | 8. 病歴 (667 人 : 21.2%) |
| 9. 介護保険の要介護 (要支援) の認定状況 (285 人 : 9.0%) | |
| 10. 身体などの障がいに関する情報 (335 人 : 10.6%) | |
| 11. 福祉サービスの利用情報 (206 人 : 6.5%) | |
| 12. 特になし (1537 人 : 48.8%) | 13. その他 (64 人 : 2.0%) ※未回答 148 人 |

問 48 あなたは、以下の情報のうち、「防災・防犯などの緊急時に備える」ためだとしても、他人に知られたくない情報がありますか。あてはまるものすべてを選んでください。

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. 現住所・電話番号 (443 人 : 14.1%) | 2. 性別 (104 人 : 3.3%) |
| 3. 緊急時の親族等の連絡先 (361 人 : 11.5%) | 4. メールアドレス (665 人 : 21.1%) |
| 5. 生年月日 (386 人 : 12.3%) | 6. 血液型 (201 人 : 6.4%) |
| 7. 家族構成 (373 人 : 11.8%) | 8. 病歴 (540 人 : 17.1%) |
| 9. 介護保険の要介護 (要支援) の認定状況 (224 人 : 7.1%) | |
| 10. 身体などの障がいに関する情報 (281 人 : 8.9%) | |
| 11. 福祉サービスの利用情報 (202 人 : 6.4%) | |
| 12. 特になし (1799 人 : 57.1%) | 13. その他 (59 人 : 1.9%) ※未回答 196 人 |

VIII 災害時の備えなどについて

問 49 あなたは、平成 28 年熊本地震を経験して、意識に変化がありましたか。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答 : 回答総数 7534)

- 防災意識が高まった (2076 人 : 65.9%)
- 家族のつながりの大切さを認識した (1677 人 : 53.2%)
- 地域住民とのつながりの大切さを認識した (1352 人 : 42.9%)
- 地域団体の重要性への認識が強まった (502 人 : 15.9%)
- 正しい情報を得ることの必要性を感じた (1672 人 : 53.1%)
- 平成 28 年熊本地震を経験していない (106 人 : 3.4%)
- その他 (71 人 : 2.3%) ※未回答 78 人

問 50 あなたは、災害時要援護者避難支援制度※をご存じですか。

- 自分が登録している (22 人 : 0.7%)
- 内容を知っている (267 人 : 8.5%)
- 内容はよくわからないが、聞いたことがある (914 人 : 29.0%)
- 全く知らない (1859 人 : 59.0%) ※未回答 88 人

※災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、予め本人の申請に基づき「災害時要援護者名簿」に登録し、地域の関係者や市の関係機関で情報を共有することで、災害時に迅速な対応が行えるよう支援体制の整備を行う制度

問 51 あなたは、日頃から災害が発生したときのために行っていることがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答 : 回答総数 5189)

- 避難場所の確認を行っている (1368 人 : 43.4%)
- 避難経路を確認している (602 人 : 19.1%)

3. 非常食などの準備をしている (1215 人 : 38.6%)
4. 友人や近隣の方に避難誘導をお願いしている (83 人 : 2.6%)
5. 災害時要援護者避難支援制度に登録している (17 人 : 0.5%)
6. 地域の防災訓練に参加したことがある (329 人 : 10.4%)
7. ハザードマップなどの情報を確認している (490 人 : 15.6%)
8. 行っていることは特にない (929 人 : 29.5%)
9. その他 (60 人 : 1.9%) ※未回答 96 人

問 52 あなた自身、災害が発生したときに不安なことがあれば教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答 : 回答総数 4172)

1. 自力で避難することが難しい (238 人 : 7.6%)
2. 避難に関する情報がわからない・得られにくい (550 人 : 17.5%)
3. 避難場所や避難経路がわからない (304 人 : 9.7%)
4. 非常食の供給や、ライフラインに関する事など生活に必要な情報が得られにくい (1031 人 : 32.7%)
5. 地域の誰が手助けをしてくれるかわからない (605 人 : 19.2%)
6. 特にない (1076 人 : 34.2%)
7. その他 (151 人 : 4.8%) ※未回答 217 人

問 53 あなたは、災害が発生したときにご自身が避難する「指定避難所」をご存じですか。

1. 知っている (2209 人 : 70.1%)
2. 知らない (828 人 : 26.3%)
- ※未回答 113 人

IX 地域福祉や地域での支えあい活動の推進について

問 54 今後、地域福祉の推進に向けて、行政が特に取り組まなければならない分野は何だと思いますか。最も重要だと思うもの一つをお選びください。

1. 健康に関する事 (520 人 : 16.5%)
2. 高齢者に関する事 (1265 人 : 40.2%)
3. 障がい者に関する事 (162 人 : 5.1%)
4. 子育てに関する事 (397 人 : 12.6%)
5. 生活困窮に関する事 (230 人 : 7.3%)
6. 防災に関する事 (341 人 : 10.8%)
7. その他 (64 人 : 2.0%) ※未回答 171 人

問 55 地域での支えあい活動の推進に向けて、あなたが、今後、行政や熊本市社会福祉協議会に求めることは何ですか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 56 地域での支えあい活動の推進に向けて、あなたが、今後、地域住民や地域団体に求めることは何ですか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 57 地域での支えあい活動の推進に向けて、今後、あなた自身はどんなことに取り組みたいですか。

【自由記載】(回答掲載省略)

校区社会福祉協議会向けアンケート調査結果(有効回答: N=63) ※択一式等のみ掲載

○貴校区社協について

問 1 活動する行政区を教えてください。

中央区 : 13 団体 東区 : 12 団体 西区 : 9 団体 南区 : 14 団体 北区 : 15 団体

問 2 会長は、他の地域団体の会長や役員、民生委員・児童委員を兼務されていますか。兼務されている場合は、兼務されている団体名等を教えてください。

- 1 兼務している (49 団体 : 77.8%)
 - 2 兼務していない (14 団体 : 22.2%)
- 【兼務されている団体名等】(回答掲載省略)

問 3 役員数を教えてください。

平均役員数 15.86 名/1 団体 (未回答を除く 61 団体の平均)

○担い手等について

問 4 役員以外でイベント等を開催する際に協力してくれる人は何名程度いるか教えてください。

平均協力者数 16.04 名/1 団体 (未回答を除く 62 団体の平均)

問 5 校区社協の各活動の「担い手」は足りていると感じますか。

- 1 足りている (21 団体: 33.3%) 2 やや不足 (32 団体: 50.8%) 3 とても不足 (10 団体: 15.9%)

問 5-1 問 5 で、「2 やや不足」、「3 とても不足」と答えられた団体にお尋ねします。校区社協の活動に協力してくれる人数として何人程度必要ですか。

17.51 人程度必要/1 団体 (問 5 で「1 足りている」と回答した団体及び未回答を除く 39 団体の平均)

問 6 校区社協活動の「担い手」についてどのような課題を感じますか。あてはまるものをすべてお選びください。(複数回答: 回答総数 133)

- 1 会長や役員の高齢化 (32 団体: 50.8%) 2 会長や役員の固定化(新規人材の不足) (37 団体: 58.7%)
3 会長や役員の仕事や負担が大きすぎる (18 団体: 28.6%)
4 活動が民生委員・児童委員頼みとなっている (39 団体: 61.9%) 5 その他 (7 団体: 11.1%)

問 7 問 5-1 や問 6 の課題に対して、どのような解決方法が考えられますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 8 民生委員・児童委員活動をサポートする「福祉協力員(※)」という制度についてご存じですか。(※同様の内容であれば、名称が異なってもかまいません。)

- 1 知っている (53 団体: 84.1%) 2 知らない (10 団体: 15.9%)

問 8-1 「福祉協力員」について、制度化することをどう思われますか。

- 1 すでに制度化している (8 団体: 12.7%) 2 制度化すべきであると思う (30 団体: 47.6%)
3 制度化すべきとは思わない (3 団体: 4.8%) 4 どちらともいえない (17 団体: 27.0%)
5 その他 (3 団体: 4.8%) ※未回答 2 団体

○事務局について

問 9 事務局はどこに置かれていますか。

- 1 会長の自宅 (38 団体: 60.3%) 2 会長以外の役員の自宅 (5 団体: 7.9%)
3 地域コミュニティセンター (18 団体: 28.6%) 4 地域公民館 (1 団体: 1.6%)
5 その他 (0 団体: 0%) ※未回答 1 団体

問 10 校区社協専用の事務局(事務作業や会議を行うスペース等)は必要だと思いますか。

- 1 必要である (28 団体: 44.4%) 2 必要ではない (33 団体: 52.4%) ※未回答 2 団体

問 11 問 10 で必要であると答えられた場合、何人ぐらいが入ることができるスペースが必要ですか。事務局スペース収容人数 11 名程度

(問 10 で「2 必要ない」と回答した団体及び未回答を除く 27 団体の平均)

問 12 その他、事務作業を行うにあたり、お困りのことはありますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

○財政状況について

問 13 財政状況について、活動に必要な経費に対して、十分な収入が得られていますか。

- 1 必要な経費を大幅に上回る収入が得られている (0 団体: 0%)
2 活動に必要な収入は得られている (28 団体: 44.4%)
3 十分な収入が得られているとは言えない (32 団体: 50.8%)
4 その他 (2 団体: 3.2%) ※未回答 1 団体

問 14 主な収入源は何ですか。あてはまるもの 3 つを選んでください。(複数回答: 回答総数 168)

- 1 自治会費から (46 団体: 73.0%) 2 校区自治協議会から (21 団体: 33.3%)
3 香典返し寄付 (45 団体: 71.4%) 4 共同募金の実績に対する分配金 (45 団体: 71.4%)
5 共同募金以外の募金活動 (9 団体: 14.3%) 6 その他 (2 団体: 3.2%)

問 15 財政状況について、どんな点が問題だと思いますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

○活動について

問 16 現在、行っている「見守り・ふれあい・交流」に関する活動はどんなものがありますか。実施されているものすべてをお選びください。(複数回答: 回答総数 348)

- 1 敬老会や独居高齢者昼食会の開催 (37 団体: 58.7%) 2 命のバトン活動の推進 (45 団体: 71.4%)
3 見守り・声かけ活動(見守りネットワーク活動)推進 (35 団体: 55.6%)

- 4 ふれあい交流を目的とする催し（祭、花見、もちつき、誕生会など）の開催（29 団体：46.0%）
- 5 いきいき・ふれあいサロンの開催、支援（62 団体：98.4%）
- 6 元気クラブに関する活動（25 団体：39.7%）
- 7 子育て支援活動の実施（子育てサロン・育児相談会の開催）（45 団体：71.4%）
- 8 子育てのためのネットワーク活動（保健師・幼稚園・保育園・小学校などの連携）（45 団体：71.4%）
- 9 小中学校・高校・大学との交流（交流会・生徒や学生による訪問など）（19 団体：30.2%）
- 10 その他（6 団体：9.5%）

問 17 高齢者に対する地域の「見守り」について、どのようなことが課題だと感じますか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答：回答総数 231）

- 1 サロン等に参加しない人への対応（48 団体：76.2%）
- 2 サロンや老人会への男性の参加が少ない（45 団体：71.4%）
- 3 対象者（見守りが必要な人）が多すぎる（14 団体：22.2%）
- 4 対象者を把握できない（10 団体：15.9%）
- 5 見守る側も高齢化している（39 団体：61.9%）
- 6 対象者の個人的事情に立ち入れない（18 団体：28.6%）
- 7 個人情報の問題が壁になる（23 団体：36.5%）
- 8 対象者が接触を嫌がる（10 団体：15.9%）
- 9 対象者の近隣住民や町内自治会などとの連携が難しい（13 団体：20.6%）
- 10 対象者の個別の問題の解決方法や対処方法がわからない（対応に専門的知識が必要）（7 団体：11.1%）
- 11 その他（2 団体：3.2%） ※未回答 2 団体

問 18 その他、「見守り・ふれあい・交流」に関する活動を行うにあたっての課題はありますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 18-1 問 18 で課題についてご記載いただいた場合にお尋ねします。その課題を解決するにはどのようなことが必要だと思われますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 19 現在、行っている「ボランティアや住民相互の助け合い」に関する活動はどんなものがありますか。実施されているものすべてをお選びください。（複数回答：回答総数 85）

- 1 ボランティアの募集、登録、派遣（18 団体：28.6%）
- 2 ボランティアの養成や研修（15 団体：23.8%）
- 3 配食サービスの実施（11 団体：17.5%）
- 4 ゴミ出し支援（9 団体：14.3%）
- 5 その他（11 団体：17.5%） ※未回答 21 団体

問 19-1 問 19 で「1 ボランティアの募集、登録、派遣」とお答えされた場合にお尋ねします。年間で何人程度、ボランティアの登録や、派遣などを行っていますか。
年間 13 人程度（未回答除く 16 団体の平均）

問 19-2 問 19 で「1 ボランティアの募集、登録、派遣」とお答えされた場合にお尋ねします。具体的には、どのような形でボランティアを募集し、活用されていますか（募集の流れ、活動内容、派遣先など）。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 20 「ボランティアや住民相互の助け合い」に関する活動を行うにあたっての課題はありますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 20-1 問 20 で課題についてご記載いただいた場合にお尋ねします。その課題を解決するにはどのようなことが必要だと思われますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 21 現在、行っている「各種研修や講座」にはどんなものがありますか。実施されているものすべてをお選びください。（複数回答：回答総数 112）

- 1 認知症サポーター養成講座や福祉体験講座（介護体験など）の開催（37 団体：58.7%）
- 2 住民を対象とする福祉、健康、介護などについての講演会や講座の開催（42 団体：66.7%）
- 3 視察研修の実施（23 団体：36.5%）
- 4 その他（0 団体：0%） ※未回答 10 団体

問 22 「各種研修や講座」に関する活動を行うにあたっての課題はありますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 22-1 問 22 で課題についてご記載いただいた場合にお尋ねします。その課題を解決するにはどのようなことが必要だと思われますか。
【自由記載】（回答掲載省略）

問 23 現在、行っている「防犯・防災」に関する活動にはどんなものがありますか。実施されているものすべてをお選びください。（複数回答：回答総数 102）

- 1 災害時要援護者支援体制づくり (25 団体 : 39.7%)
- 2 地域の点検活動 (危険箇所マップづくり等) (25 団体 : 39.7%)
- 3 防犯防災講座・防災訓練 (29 団体 : 46.0%)
- 4 その他 (3 団体 : 4.8%) ※未回答 20 団体

問 23-1 問 23 で「1 災害時要援護者支援体制づくり」とお答えされた場合にお尋ねします。具体的には、どのような活動を行われていますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 24 本市が取り組んでいる「災害時要援護者避難支援制度」についてはご存知でしたか。

- 1 知っていた (55 団体 : 87.3%)
- 2 知らなかった (8 団体 : 12.7%)

問 24-1 問 24 で「1 知っていた」とお答えされた場合にお尋ねします。制度の内容についてどの程度ご存知ですか。(n=55)

- 1 よく知っている (18 団体 : 32.7%)
- 2 ある程度は把握している (28 団体 : 50.9%)
- 3 内容についてはあまり把握していない (8 団体 : 14.5%)
- 4 内容は把握していない (1 団体 : 1.8%)

問 24-2 問 24-1 で「1 よく知っている」「2 ある程度は把握している」とお答えされた場合にお尋ねします。「災害時要援護者名簿」「個別避難支援プラン」「防災カード」の配布について行政からの協力要請があった場合、あてはまるものをすべてお選びください。(n=46 複数回答 : 回答総数 67)

- 1 校区内の自治会長、自主防災クラブ長、民生委員・児童委員へ「災害時要援護者名簿」「個別避難支援プラン」の配布を行うことができる (38 団体 : 82.6%)
- 2 要援護者本人に対し「防災カード」の配布を行うことができる (24 団体 : 52.2%)
- 3 配布を行うことはできない (2 団体 : 4.3%)
- 4 その他 (0 団体 : 0%) ※未回答 3 団体

問 24-3 問 24-1 で「1 よく知っている」「2 ある程度は把握している」とお答えされた場合にお尋ねします。「個別避難支援プラン」の新規策定や、内容の更新についてどのようなことが可能ですか。あてはまるものをすべてお選びください。(n=46 複数回答 : 複数回答 : 回答数 62)

- 1 民生委員・児童委員や自治会長と十分に連携したうえで行うことができる (38 団体 : 82.6%)
- 2 民生委員・児童委員や自治会長と連携せずに、校区社協単独で行うことができる (1 団体 : 2.2%)
- 3 民生委員・児童委員や自治会長へ策定を促すことはできる (18 団体 : 39.1%)
- 4 行うことはできない (4 団体 : 8.7%) ※未回答 1 団体

問 25 災害時発生時に、「災害時要援護者名簿」を持っている地域関係者(自治会、自主防災クラブ、民生委員・児童委員、消防団)と連携し、校区内の要援護者の安否確認の取りまとめを行うことはできますか。

- 1 取りまとめができる (25 団体 : 39.7%)
- 2 状況によってできない場合がある (26 団体 : 41.3%)
- 3 取りまとめはできない (6 団体 : 9.5%) ※未回答 6 団体

問 26 「防犯・防災」に関する活動を行うにあたっての課題はありますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 26-1 問 26 で課題についてご記載いただいた場合にお尋ねします。その課題を解決するにはどのようなことが必要だと思われますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 27 校区社協として特に力を入れている活動や、今後取り組みたい活動について教えてください。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 28 本市が策定する「地域福祉計画」を知っていますか。

- 1 知っている (22 団体 : 34.9%)
- 2 知らなかった (24 団体 : 38.1%) ※未回答 17 団体

問 29 本年度、「第4次地域福祉計画」を策定予定です。どんな内容を盛り込むべきだと思いますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 30 校区社協として、今後、行政に求めることは何ですか？

【自由記載】(回答掲載省略)

問 31 校区社協として、今後、熊本市社会福祉協議会に求めることは何ですか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 32 校区社協として、今後、地域住民や地域団体に求めることは何ですか？

【自由記載】(回答掲載省略)

社会福祉法人向けアンケート調査結果(有効回答:N=70) ※択一式等のみ掲載

- 問1 貴法人が運営する施設の種別について、該当するものをすべて選んでください。
(複数回答：回答総数 80)
- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 高齢者施設・事業所 (21 法人：30.0%) | 2 障がい者施設・事業所 (14 法人：20.0%) |
| 3 児童施設・事業所 (8 法人：11.4%) | 4 保育施設・事業所 (33 法人：47.1%) |
| 5 保護・救護・更生施設・事業所 (0 法人：0%) | ※未回答 4 法人 |
- 問2 貴法人では、地域の団体や住民と連携して実施している活動はありますか。
- | | | |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 1 ある (57 法人：81.4%) | 2 ない (12 法人：17.1%) | ※未回答 1 法人 |
|--------------------|--------------------|-----------|
- 問2-1 問2で、「1 ある」と答えられた場合、その活動の実施主体は誰ですか。(n=57)
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 地域の団体や住民 (32 法人：56.1%) | 2 法人 (7 法人：12.3%) |
| 3 協働して実施 (18 法人：31.6%) | |
- 問2-2 問2-1で「1 地域の団体や住民」「3 協働で実施」と答えられた場合、その活動はどのようなものがありますか。該当するものをすべて選んでください。(n=50 複数回答：回答総数 124)
- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 地域主催行事への参加 (41 法人：82.0%) | 2 地域主催行事のための施設開放や備品の貸出 (31 法人：62.0%) |
| 3 地域団体役員への施設職員の就任 (16 法人：32.0%) | 4 地域主催の会議(地域の福祉ニーズの開拓等につながる場など)への参加 (27 法人：54.0%) |
| 5 その他 (6 法人：12.0%) | ※未回答 3 法人 |
- 問2-3 問2-1で「2 法人」「3 協働で実施」と答えられた場合、その活動はどのようなものがありますか。該当するものをすべて選んでください。(n=25 複数回答：回答総数 63)
- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 法人主催の地域住民が参加できる行事の開催 (19 法人：76.0%) | 2 法人主催の講座等の開催 (7 法人：28.0%) |
| 3 法人主催の防災に関する地域と連携した活動 (4 法人：16.0%) | 4 法人(施設)役員への地域住民の就任 (13 法人：52.0%) |
| 5 地域住民をボランティアとして受け入れ (14 法人：56.0%) | 6 その他 (6 法人：24.0%) |
- 問2-4 問2で、「1 ある」と答えられた場合、どのようなきっかけで始まりましたか。該当するものをすべて選んでください。(n=57 複数回答：回答総数 132)
- | | |
|---|---|
| 1 地域の会合等へ法人の関係者が挨拶に行ったこと (20 法人：35.1%) | 2 地域行事に参加したこと (31 法人：54.4%) |
| 3 法人主催の行事へ地域住民の参加を呼びかけたこと (24 法人：42.1%) | 4 法人(施設)でのボランティア活動を住民に呼びかけたこと (14 法人：24.6%) |
| 5 法人(施設)利用者の家族が地域の関係者に交流を呼びかけたこと (8 法人：14.0%) | 6 地域の関係者が施設に交流を働きかけたこと (30 法人：52.6%) |
| 7 その他 (3 法人：5.3%) | ※未回答 2 法人 |
- 問2-5 問2で、「2 ない」と答えられた場合、どのような理由からですか。該当するものをすべて選んでください。(n=12 複数回答：回答総数 15)
- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 地域との関係づくりを行うきっかけがない (3 法人：25.0%) | 2 地域との関係づくりを行うノウハウがない (1 法人：8.3%) |
| 3 業務多忙で、現在の体制では取り組めない (7 法人：58.3%) | 4 提供するスペースや備品の確保が難しい (2 法人：16.7%) |
| 5 財源の確保が難しい (2 法人：16.7%) | 6 その他 (0 法人：0%) |
- 問3 貴法人では、今後、地域公益事業を実施する予定がありますか。
- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 既に実施中 (14 法人：20.0%) | 2 実施予定がある (3 法人：4.3%) |
| 3 条件が揃えば実施する (25 法人：35.7%) | 4 実施するつもりはない (26 法人：37.1%) |
| ※未回答 2 法人 | |
- 問3-1 問3で「2 実施予定がある」、「3 条件が揃えば実施する」と答えられた場合にお尋ねします。
実施する場合はどのような内容の事業を行いますか。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問4 本市が設置した「地域協議会」について、その内容をご存知でしたか。
- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 知っていた (30 法人：42.9%) | 2 知らなかった (28 法人：40.0%) |
| 3 「地域協議会」自体を知らなかった (10 法人：14.3%) | ※未回答 2 法人 |

- 問 5 「地域公益事業」の実施にとどまらず、地域との連携の在り方等について学識者等に意見を聞くことができる場があればどう思いますか。
- 1 その場に参加し、意見を聞いてみたい (36 法人：51.4%)
 - 2 意見を聞いてみたいとは思わない (2 法人：2.9%)
 - 3 わからない (29 法人：41.4%)
- ※未回答 3 法人
- 問 5-1 問 5 で「1 その場に参加し、意見を聞いてみたい」と答えられた場合にお尋ねします。どのようなことを聞いてみたいですか。 【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 6 本市の地域における課題は何だと思いますか。該当するもの全てを選んでください。
(複数回答：回答総数 200)
- 1 地域におけるつながりの希薄化(33 法人：47.1%)
 - 2 地域における人材の不足(28 法人：40.0%)
 - 3 地域における特定の住民や団体の負担感 (30 法人：42.9%)
 - 4 関係者間の連携が不十分であること (27 法人：38.6%)
 - 5 関係者間の連携を促進するコーディネーターや専門的な知識を有した人材の必要性(29 法人：41.4%)
 - 6 地域住民や関係者が福祉などに関する適切かつ十分な情報が得られないこと (20 法人：28.6%)
 - 7 地域活動や団体活動を行う際の拠点や財源の問題 (25 法人：35.7%)
 - 8 その他 (4 法人：5.7%) ※未回答 4 法人
- 問 6-1 本市の地域における課題を解決するために必要なことは何だと思いますか。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 6-2 今後、地域課題の解決に向けて、社会福祉法人として取り組んでいきたい事項は何ですか。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 7 本市が策定する「地域福祉計画」をご存知ですか。
(※「第 3 次地域福祉計画」の概要については、別添資料をご参照ください。)
- 1 知っている (26 法人：37.1%)
 - 2 知らなかった (38 法人：54.3%)
- ※未回答 6 法人
- 問 7-1 本年度、策定予定の「第 4 次地域福祉計画」には、どんな内容を盛り込むべきだと思いますか。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 8 「高齢者施設・事業所」もしくは「障がい者施設・事業所」を運営する法人にお尋ねします。
「共生型サービス」の認定を受けていますか。
- 1 既に認定を受けている (0 法人：0%)
 - 2 今後、認定を受ける予定である (6 法人：18.8%)
 - 3 今後、認定を受ける予定はない (15 法人：46.9%)
 - 4 「共生型サービス」について知らなかった (7 法人：21.9%)
- ※未回答等 4 法人
- 問 8-1 問 8 で、「1 既に認定を受けている」もしくは「2 今後、認定を受ける予定である」と答えられた場合、なぜ認定を受けようと思われましたか。その理由をお答えください。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 8-2 問 8 で、「3 今後、認定を受ける予定はない」と答えられた場合、その理由をお答えください。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 9 災害に関することについてお尋ねします。平成 28 年熊本地震の際に社会福祉法人として行った取り組みや、その際課題として感じたこと、また今後、災害が発生した際に社会福祉法人としてどのような役割を果たせると思うかについて、平時の取り組みも含めお答えください。
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 10 大規模な災害が発生した時に開設される「福祉避難所」について、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」をご存知ですか。
- 1 マニュアルの存在は知っており、内容についても熟知している (5 法人：7.1%)
 - 2 マニュアルの存在は知っており、内容についてもある程度は把握している (23 法人：32.9%)
 - 3 マニュアルの存在は知っているが、内容については詳しくは知らない (24 法人：34.3%)
 - 4 マニュアルの存在は知らない (9 法人：12.9%)
- ※未回答 9 法人
- 問 11 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」をご存知ですか。
- 1 知っている (29 法人：41.4%)
 - 2 知らない (32 法人：45.7%)
- ※未回答 9 法人
- 問 12 社会福祉法人として、今後、行政に求めることは何ですか？
【自由記載】(回答掲載省略)
- 問 13 社会福祉法人として、今後、熊本市社会福祉協議会に求めることは何ですか？
【自由記載】(回答掲載省略)

民生委員・児童委員、主任児童委員向けアンケート調査結果(有効回答:N=1273) ※択一式等のみ掲載

○あなた自身について

問1 あなたの性別を教えてください。

1. 男性 (291人 : 22.9%) 2. 女性 (967人 : 76.0%) 3. 回答しない (10人 : 0.8%)
※未回答5人

問2 あなたの年齢について教えてください。

男性平均 69.77歳 女性平均 : 66.13歳

問3 あなたがどこに住んでいるのか教えてください。

中央区 : 346人 東区 : 290人 西区 : 180人 南区 : 222人 北区 : 230人 ※未回答5人

問4 あなたは、現在の地域にお住まいになって何年ぐらいになられるか教えてください。

0~4年 : 9人 5~9年 : 28人 10~14年 : 58人 15~19年 : 65人 20~24年 : 92人
25年以上 : 993人 ※未回答等 28人

問5 あなたは、以下の時点で本市内・本市外どちらにお住まいでしたか。あなたの現在の年齢以前のそれぞれの時点において、該当する方をお選びください。(回答掲載省略)

問6 民生委員・児童委員、主任児童委員活動以外の、あなたの就労状況について教えてください。なお、自営業を営みながら、パートタイムで働いている場合など、複数の就業形態で就労されている場合は、最も就労時間が長いものをお選びください。

1. フルタイムで就労している (80人 : 6.3%) 2. パートタイムで就労している (255人 : 20.0%)
3. 自営業を営んでいる (173人 : 13.6%) 4. 就労していない (746人 : 58.6%)
※未回答19人

○民生委員・児童委員、主任児童委員活動について

問7 あなたは主任児童委員ですか。

1. 主任児童委員である (153人 12.0%) 2. 主任児童委員ではない (1085人 85.2%)
※未回答 : 35人

問8 あなたは、地域団体の会長や役員を兼務されていますか。兼務されている場合は、兼務されている団体名等を教えてください。

1. 兼務している (546人 : 42.9%) 2. 兼務していない (670人 : 52.6%) ※未回答 57人
【兼務されている団体名等】(回答掲載省略)

問9 あなたの、在任期間について教えてください。

1. 1期目 (456人 : 35.8%) 2. 2期目 (306人 : 24.0%) 3. 3期目 (206人 : 16.2%)
4. 4期目 (141人 : 11.1%) 5. 5期目以上 (145人 : 11.4%) ※未回答 19人

問10 担当されている地域にお住まいの方のうち、あなたが民生委員・児童委員、主任児童委員であることをご存じであるのは、何割程度だと思われませんか。あなたの考えを教えてください。

1. 7割以上 (222人 : 17.4%) 2. 5割以上7割未満 (339人 : 26.6%)
3. 3割以上5割未満 (307人 : 24.1%) 4. 1割以上3割未満 (277人 : 21.8%)
5. 1割未満 (115人 : 9.0%) ※未回答 13人

問11 担当されている地域にお住まいの方は、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に対してどの程度理解されていると思いますか。あなたの考えを教えてください。

1. とても理解されている (43人 : 3.4%) 2. ある程度理解されている (742人 : 58.3%)
3. あまり理解されていない (452人 : 35.3%) 4. 理解されていない (24人 : 1.9%) ※未回答 12人

問12 あなたが民生委員・児童委員、主任児童委員を引き受けた理由について、あてはまるもの全てをお選びください。(複数回答 : 回答総数 2228)

1. やりがいがあると思った (136人 : 10.7%) 2. 地域に貢献できると思った (574人 : 45.1%)
3. これまでの経験を活かせると思った (151人 : 11.9%)
4. 民生委員・児童委員活動に以前から興味があった (36人 : 2.8%)
5. 地域とのつながりができると思った (476人 : 37.4%) 6. 断れなかった (700人 : 55.0%)
7. なんとなく (57人 : 4.5%)
8. その他 (7人 : 0.5%) ※未回答 7人

問13 あなたは、民生委員・児童委員、主任児童委員活動のやりがいは何だと思いますか。最もあてはまるものをお選びください。

1. 地域の福祉活動推進に貢献できること (357人：28.0%)
2. あらためて地域を知ることができること (住民の考え方や課題等) (278人：21.8%)
3. 困っている人の手助けができること (142人：11.2%)
4. 地域住民から感謝されたり、頼りにされたりするようになること (36人：2.8%)
5. 活動を通じて地域とのつながりができること (299人：23.5%)
6. 活動を通じて自分自身が成長できること (103人：8.1%)
7. 福祉について自分自身の知識が深まること (40人：3.1%)
8. その他 (7人：0.5%) ※未回答等 11人

問14 あなたが民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行う中での悩みや苦勞はどのようなものですか。あてはまるものを全てお選びください。(複数回答：回答総数 4313)

1. 対象者のプライバシーにどこまで踏み込んでいいのかわからない (735人：57.7%)
2. 支援を必要としている人がどこにいるのかわからない (310人：24.4%)
3. 支援を行うにあたり、必要な個人・世帯の情報が提供されない (332人：26.1%)
4. 活動に関する知識や法律、情報の理解が難しい (261人：20.5%)
5. 援助を必要とする人との関係性の構築が難しい (291人：22.9%)
6. 援助が困難な場合のつなぎ先がよくわからない (87人：6.8%)
7. 配布物や調査など、市などからの協力依頼事項が多い (189人：14.8%)
8. 市や市社協などが開催する会議や研修などに参加する機会が多い (87人：6.8%)
9. 自治会など地域が主催する行事へ参加する機会が多い (409人：32.1%)
10. 高齢者の増加などにより、活動量の負担が大きい (388人：30.5%)
11. 住民の課題が複雑化・多様化するなど活動内容について負担が重い (281人：22.1%)
12. 市などから、業務に対する協力が得にくい (75人：5.9%)
13. 地域団体等との連携に困難を感じることもある (109人：8.6%)
14. 活動に際し、困っていることを相談できる相手がいない (23人：1.8%)
15. 活動について家族の理解が得られにくい (41人：3.2%)
16. 仕事との両立が難しい (159人：12.5%)
17. 活動に対し、住民から正しい理解が得られない (81人：6.4%)
18. 特に悩みや苦勞はない (129人：10.1%)
19. その他 (62人：4.9%) ※未回答 16人

問15 あなたが、自分ひとりでは対応しきれない場合に相談する相手など、活動を行うにあたり頼りになる人や機関はありますか。あてはまるものを全てお選びください。(複数回答：回答総数 4483)

1. 所属する単位民児協の会長 (844人：66.3%)
2. 所属する単位民児協の民生委員・児童委員 (907人：71.2%)
3. 民生委員・児童委員のOB (240人：18.9%)
4. 市民児協事務局 (61人：4.8%)
5. 市役所(区役所) (278人：21.8%)
6. 地域包括支援センター(ささえりあ) (956人：75.1%)
7. 障がい者相談支援センター (32人：2.5%)
8. 地域子育て支援センター (90人：7.1%)
9. 市社会福祉協議会 (137人：10.8%)
10. 校区社会福祉協議会 (192人：15.1%)
11. 自治会 (498人：39.1%)
12. 医療機関 (31人：2.4%)
13. 介護保険事業所、福祉施設、ケアマネージャー (157人：12.3%)
14. 頼りになる相手がいない (4人：0.3%)
15. 相談先がわからない (8人：0.6%)
16. その他 (27人：2.1%) ※未回答 21人

問16 あなたが活動を行う中で、支援が必要となるケースについての情報はどこから得ることが多いですか。あてはまるものを全てお選びください。(複数回答：回答総数 3857)

1. あなた自身の訪問 (753人：59.2%)
2. 本人からの相談 (682人：53.6%)
3. 同居親族からの相談 (165人：13.0%)
4. 別居親族からの相談 (101人：7.9%)
5. 近隣住民からの相談 (635人：49.9%)
6. 自治会からの相談 (311人：24.4%)
7. 学校からの連絡 (139人：10.9%)
8. 保育所・幼稚園等からの連絡 (45人：3.5%)
9. 市や市社協からの連絡 (284人：22.3%)
10. 相談支援機関(ささえりあ等)からの連絡 (673人：52.9%)
11. その他 (30人：2.4%) ※未回答 39人

問17 「見守り」など地域福祉推進に関する活動や民生委員・児童委員活動をサポートする「福祉協力員」という制度についてご存じですか。

(※同様の内容であれば、名称が異なってもかまいません。)

1. 知っている (671人：52.7%)
2. 知らない (574人：45.1%)
- ※未回答 28人

問18 「福祉協力員」について、制度化することをどう思われますか。

1. 制度化すべきであると思う (365人：28.7%)
2. 制度化すべきとは思わない (113人：8.9%)
3. どちらともいえない (694人：54.5%)
4. その他 (44人：3.5%)
- ※未回答 57人

問 18-1 問 18 で「1 制度化すべきであると思う」とお答えされた方にお尋ねします。制度化した場合、どのような名称がよいですか。(回答掲載省略)

問 18-2 問 18 で「2 制度化すべきとは思わない」とお答えされた方にお尋ねします。なぜ、そう思われますか。 そのお考えをお聞かせください。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 19 市から提供される各種名簿(高齢者名簿等)の内容や様式、提供方法等について、見直しをした方がよいと思われる部分について、あてはまるものを全てお選びください。(複数回答:回答総数 1518)

1. 市から提供される名簿が複数あり分かりにくい(124人:9.7%)
2. 名簿の更新頻度をあげてほしい(160人:12.6%)
3. 内容について、必要な部分は地域で共有できるようにした方がよい(491人:38.6%)
4. 紙で提供されると災害時に活用が困難である(56人:4.4%)
5. 特にない(377人:29.6%)
6. その他(178人:14.0%) ※未回答 132人

問 20 あなたが活動を行う中で、対応が困難または難しいと感じるケースがあれば教えて下さい。特にそう思われるものを、5つまで選んでください。(複数回答:回答総数 4750)

1. ひとり暮らし高齢者に関する緊急時などの対応(740人:58.1%)
2. 認知症への対応(484人:38.0%)
3. サロン等に参加しない者への対応(310人:24.4%)
4. 在宅での介護に関する相談への対応(80人:6.3%)
5. 高齢者への虐待に関すること(85人:6.7%)
6. 他者との接触を拒否する者への対応(423人:33.2%)
7. 高齢者や障がい者の消費者トラブル(44人:3.5%)
8. 高齢者や障がい者への特殊詐欺などに関すること(39人:3.1%)
9. 障がい者への支援の方法(197人:15.5%)
10. 児童の引きこもりや不登校に関する相談(224人:17.6%)
11. 青少年の非行に関すること(103人:8.1%)
12. 子どもの虐待に関すること(239人:18.8%)
13. 家庭での養育が困難な状況にある場合の対応(97人:7.6%)
14. ひとり親世帯への対応(123人:9.7%)
15. 就労に関する問題を抱える者からの相談への対応(42人:3.3%)
16. 住居の確保が困難な者への対応(32人:2.5%)
17. 借金など金銭面の問題を抱える者への対応(149人:11.7%)
18. ゴミ屋敷への対応(97人:7.6%)
19. 近隣住民間のトラブルへの対処(264人:20.7%)
20. 各種証明の事務処理(85人:6.7%)
21. 災害時の要援護者の安否確認(297人:23.3%)
22. 災害時の要援護者の避難行動支援(483人:37.9%)
23. その他(29人:2.3%) ※未回答 84人

問 20-1 問 20 で選ばれた特に対応が困難と感じるケースについて、その問題を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

【自由記載】(回答掲載省略)

問 21 本市が策定する「地域福祉計画」を知っていますか。

1. 知っている(319人:25.1%)
2. 知らなかった(804人:63.2%)
- ※未回答 150人

問 22 本年度、「第4次地域福祉計画」を策定予定です。次期計画においては、従来の「支え手」と「受け手」という概念を越えて、地域住民、地域の福祉関係者や地域団体、行政すべてがそれぞれの役割をもと、これまで以上に分野横断的に連携し地域福祉を推進することを、その内容に盛り込むことが求められています。

そのことを踏まえ、民生委員・児童委員、主任児童委員として、地域福祉推進のため、市や市社協、地域団体や住民に求めることはありますか。ある場合は、そのお考えをお聞かせください。

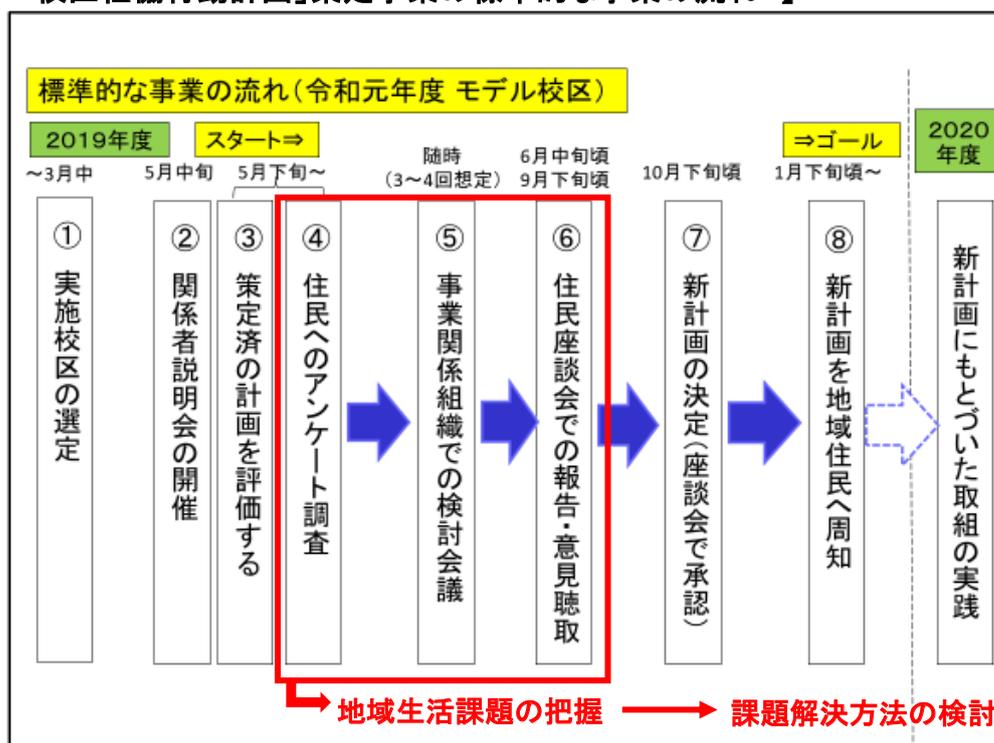
【自由記載】(回答掲載省略)

② 住民座談会の開催（「校区社協行動計画」策定過程において実施）

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定においては、地域住民等の主体的な参加のもと、地域生活課題をきめ細やかに把握することが重要となります。

第4次計画の策定においては、地域福祉推進の中心的な役割を担う校区社会福祉協議会の活動計画である「校区社協行動計画」の策定過程において、住民座談会を開催し、地域生活課題の把握に努めました。

【 「校区社協行動計画」策定事業の標準的な事業の流れ 】



事業実施をとおし、
次の目的の実現を図る。

- ①校区社協を主体とし、市や市社協、相談支援機関及び地域関係者が策定をとおし「顔の見える関係」を構築する。
- ②市社協が事業実施に際し、全体の統括を行うことで福祉分野におけるコーディネーターとしての能力を養成。
- ③地域における課題の共有化や、行政各分野の施策について計画策定過程において「横ぐし」を刺した検討を行うことで、地域における取組の総合化・効率化を図る。
- ④策定過程での住民座談会開催や、策定した計画を住民へ広く周知することで、地域における住民主体で取組む地域活動について、地域住民への「見える化」を実現。取組に対する住民意識の醸成へと繋げる。
- ⑤住民が主体的に課題を解決する仕組みを構築し、地域力の強化を図るとともに、各校区での事業実施から得た「地域のアイデア」を各種行政施策や「地域福祉計画」に反映することで、本市における「地域共生社会」の実現を図る。

【「校区社協行動計画」策定経過(モデル校区での実施状況)】

	各校区での実施状況				
	託麻原校区(中央区)	画図校区(東区)	城山校区(西区)	豊田校区(南区)	弓削校区(北区)
5月	5/28 庁内関係者との事前協議	5/31 庁内関係者との事前協議	5/29 庁内関係者との事前協議	5/29 庁内関係者との事前協議	5/28 庁内関係者との事前協議
6月	6/27 第1回ワーキング会議 (ウェルパルクまもと)	6/28 第1回ワーキング会議 (画図地域コミュニティセンター)	6/17 第1回ワーキング会議 (西区役所) 6/30(※大雨で延期) 第1回住民座談会 (城山地域コミュニティセンター)	6/24 第1回ワーキング会議 (城南福祉センター)	
7月	7/11 第1回住民座談会 (託麻原地域コミュニティセンター) 7/22 第2回ワーキング会議 (新町2階多目的室)	7/12 第1回住民座談会 (江津しょうぶ苑) 7/23 第2回ワーキング会議 (江津しょうぶ苑)	7/8 第2回ワーキング会議 (西区役所) 7/28 第1回住民座談会 (城山地域コミュニティセンター)	7/28 第1回住民座談会 (城南福祉センター)	7/8 第1回ワーキング会議 (特別養護老人ホーム さわらび) 7/23 第1回住民座談会 (特別養護老人ホーム さわらび) 7/26 第2回ワーキング会議 (特別養護老人ホーム さわらび)
8月		8/23 第3回ワーキング会議 (江津しょうぶ苑)	8/19 第3回ワーキング会議 (西区役所)	8/5 第2回ワーキング会議 (城南福祉センター) 8/26 第3回ワーキング会議 (城南福祉センター)	
9月	9/9 第3回ワーキング会議 (市社協(新町3階)) 9/19 第2回住民座談会 (託麻原地域コミュニティセンター)	9/3 第2回住民座談会 (江津しょうぶ苑) 9/11 第4回ワーキング会議 (江津しょうぶ苑)	9/8 第2回住民座談会 (城山地域コミュニティセンター)	9/1 第2回住民座談会 (豊田地域コミュニティセンター) 9/27 第4回ワーキング会議 (城南福祉センター)	
10月	10/15 第4回ワーキング会議 (ウェルパルクまもと) 10/31 第3回住民座談会 (託麻原地域コミュニティセンター)	10/4 第3回住民座談会 (江津しょうぶ苑)	10/29 第4回ワーキング会議 (西区役所)	10/11 第5回ワーキング会議 (城南福祉センター) 10/27 第3回住民座談会 (豊田地域コミュニティセンター)	10/11 第3回ワーキング会議 (特別養護老人ホーム さわらび)
11月			11/17 第3回住民座談会 (城山地域コミュニティセンター)		11/7 第2回住民座談会 (特別養護老人ホーム さわらび)
12月					12/5 第4回ワーキング会議 (弓削地域コミュニティセンター) 12/23 第3回住民座談会 (弓削地域コミュニティセンター)

託麻原校区社会福祉協議会行動計画【概要版】

住民同士がつながりを深め、みんなで作るまちづくり
～ふれあい・思いやり・助け合い～

高齢者

福祉課題

- 高齢者の生きがいづくりや楽しみを継続できる仲間づくり
- 「ふれあい・いきいきサロン」の担い手不足、他の行事も含め自分で行く事が出来ない方が増えている
- 福祉推進員がなかなか揃わない、男性が少ない

高齢者と障がい者

- 地域住民と交流する機会である「ふれあい・いきいきサロン」に障がい者の参加が少ない

具体的な取り組み

- 高齢者による子育てサークルでの子守や伝承遊びの提供、登下校の見守りを継続・拡大する
- サロン活動を若い世代にもPRする、移送支援及び移動が困難な高齢者宅や近所で茶話会を開催する
- 退任される民生委員やPTA役員、婦人会OGの方へ福祉推進員の就任を依頼し増員を図る
- 「ふれあい・いきいきサロン」のメニューを工夫する（ものづくり、子どもとの交流）

子ども子育て

福祉課題

- マンションや集合住宅は、住民の孤立化や交流の難しさがあり、子育て世帯の把握がしづらい
- 子育て世帯への校区・町内の情報や保育園の開放について周知が難しい
- 実家が遠方で、子育てについて家族からの協力を得にくい家庭が多い

具体的な取り組み

- 子育てを終えた方や、子育て中の方に子育てネットワークの会の運営に協力してもらう
- SNSを活用し回覧版や子育てネットワークの会の情報を発信する
- 転入世帯を把握するため民生委員・児童委員と保健師の連携を強化する

防災

福祉課題

- 子育て世代の母親が避難所の受入れ状況がわからず不安を抱いている
- 校区内で災害時要援護者避難支援制度への理解が行き渡っていない

具体的な取り組み

- 子育てネットワークの会において避難所マップを作成し、赤ちゃん訪問や子育てサロンで配布する
- 福祉推進員に災害時要援護者避難支援制度への協力を依頼する

暮らし

福祉課題

- 空き家・空き地は所有者や相続人と連絡がとれない場合が増加している
- 空き家の危険度、危険個所の把握が十分でない

具体的な取り組み

- 行政（まちづくりセンター）と、空き家・空き地の情報を共有する

託麻原校区社会福祉協議会行動計画

- ◎「ふれあい・いきいきサロン」の継続と拡充
- ◎福祉推進員の増員
- ◎移送支援についての検討会議を開催
- ◎高齢者と障がい者の交流の拡充
- ◎就学前の子育て世帯への支援の拡充
- ◎子育て世代への情報発信ツールとしてSNSを活用
- ◎子育て世帯の転入について、関係機関と更なる情報共有・連携強化
- ◎子育て世代に向けた避難所の受入れ先等の情報や避難所マップの提供
- ◎防災における関係団体、関係機関との連携強化
- ◎空き家・空き地情報の関係機関との共有

画図校区社会福祉協議会行動計画【概要版】

声かけて、幸せ湧く和く画図のまち♪～ふれあい・たすけあい・ささえあい(愛)～

ボランティア・担い手

福祉課題

- 校区内のボランティア養成後の活動の場がない
- 各種団体の会員の減少、役員のなり手不足
- 自治会への未加入世帯が増え、近隣住民の関係が希薄化

具体的な取り組み

- 若い世代の自治会活動への参画を推進、自治会の加入率向上の促進
- 次代を担う世代が参加できるような行事の周知（情報及び活動の場の提供）
- 近隣住民の支え合い（お互いが出来ることを出来るだけ）

高齢者

福祉課題

- 高齢者が抱える課題に対する理解不足、支援する側の高齢化
- 個人情報の把握、情報の共有が難しい
- 独居及び認知症の増加、孤独死、虐待の支援体制が十分でない

具体的な取り組み

- 隣保班を活用した見守りチームをつくる
- 「ふれあい・いきいきサロン」及び介護予防教室の継続
- 関係機関が開催するオレンジカフェへの協力

障がい者

福祉課題

- 個人情報の問題など障がいの種別の把握が難しく、地域でどのように支援してよいか分からない

具体的な取り組み

- 当事者や家族とのコミュニケーションの機会を増やす
- 障がい者相談支援センターの出張相談や出前講座を開催し、障がい者への理解を深める場を提供

災害・防災

福祉課題

- 災害時の支援、高齢者及び障がい者等の避難支援体制が十分でない
- 避難所の把握が出来ていない
- 災害時要援護者避難支援プランの多くに個人避難支援者がいない

具体的な取り組み

- 町内の協力体制の構築、町内毎のハザードマップの作成
- 関係機関に協力してもらいSNSを活用する
- 町内での災害時要援護者名簿を活用した防災訓練を実施

子ども・世代間交流

福祉課題

- 子育て世帯のつながりが希薄化
- 世代間交流が十分でない

具体的な取り組み

- 親子や高齢者と子どもがふれあうイベントの企画・実施
- 世代間交流の中から地域役員の担い手を発掘

画図校区社会福祉協議会行動計画

- ◎ボランティアの登録整理と活用（コーディネート）
- ◎近隣住民、隣保班での見守り活動
- ◎介護事業所との連携
- ◎命のバトンの整備
- ◎「ふれあい・いきいきサロン」の継続、充実
- ◎ジュニアヘルパーの活用
- ◎障がい者相談支援機関との連携及び研修会の企画、開催
- ◎熊本市社会福祉協議会自主避難サポート事業の実施
- ◎災害時要援護者避難支援制度への登録勧奨、個人避難支援者への協力依頼
- ◎他団体による交流事業で相互支援を図る

城山校区社会福祉協議会行動計画【概要版】

笑顔と思いやりあふれるみんなが集うまち「城山」

高齢者

福祉課題

- 一人暮らしや認知症の高齢者が増加している
- 認知症の方やその家族が集まる場所が少ない
- 「ふれあい・いきいきサロン」への参加が増えない
- 歩ける範囲に店がない、歩いて行けても荷物をもって歩けない

具体的な取り組み

- 認知症への理解を深めるため学習会を開催、オレンジカフェに協力する
- 「ふれあい・いきいきサロン」の充実を図る
- 移動販売や配達業者への協力依頼、乗り合いタクシーを検討する

子ども子育て

福祉課題

- 交通量の増加に伴い登下校の危険性が高くなった
- 世代間交流や子どもが参加できるイベントが少ない

具体的な取り組み

- 自治会や交通安全協会及び地域住民による登下校時の見守りを行う
- 小学生を対象とした伝承遊び、公園清掃活動、危険個所探しのイベントを開催する

暮らし

福祉課題

- 高齢者や若年層の健康診断受診者が少ない
- 地域役員の担い手、地域行事の人材が不足している
- 若い世代の交流の場が少ない、住民同士のつながりが希薄化している

具体的な取り組み

- 健康づくり・体力づくりのイベントや健康・医療に関する講演会を開催する
- 誰にでもできる事を当番制にし、人材を確保、お互い様の精神を根付かせる
- 町内ごとのイベントを校区で開催し住民交流を図る

災害

福祉課題

- 災害時要援護者名簿が活用しにくい
- 災害時の情報共有、伝達が十分でない
- 危険個所の確認、周知が十分でない

具体的な取り組み

- 災害時要援護者名簿を整理し、情報を共有する
- 平常時から情報伝達の役割分担を確認しておく
- 町内ごとの防災訓練の実施、災害時の避難方法を周知する

城山校区社会福祉協議会行動計画

- ◎「居場所づくり」を通して見守り、孤独解消を図る
- ◎認知症への理解を深め、地域で支え合う
- ◎子どもの見守りを通して、世代間交流を図る
- ◎交流事業を通して、子育てに協力し合える関係を築く
- ◎住民の健康維持・向上を目指す
- ◎暮らしやすい、住みよい環境を整える
- ◎住民同士の交流を図り人材の確保に努める
- ◎災害時要援護避難支援制度の登録者の情報を共有し、災害時に活用出来るよう整備する
- ◎町内ごとのハザードマップをつくり、避難経路や避難場所を明確にする

豊田校区社会福祉協議会行動計画【概要版】

ささえ愛、まもり愛、安心して暮らせる豊田校区

高齢者

福祉課題

- 「ふれあい・いきいきサロン」の内容及び参加者が固定化している
- 「ふれあい・いきいきサロン」への男性の参加が少なく、参加者が減少している
- 閉じこもりがちな高齢者への支援体制が十分でない

具体的な取り組み

- サロン運営者間での情報共有を図り、参加者の要望・意見を取り入れ魅力あるサロンを目指す
- 男性が集まりやすい居場所をつくる

子育て

福祉課題

- 世代間交流が希薄化している
- 転入してきた子育て世代が地域との交流が無く孤立しがち

具体的な取り組み

- 子育て世代へ地域行事への参加を促す
- 料理教室などで世代間交流や子育て世代の交流支援を図る

暮らし

福祉課題

- 各種団体の役員、地域の担い手の育成が難しい
- 「8050問題」や困った時の相談窓口及び機関が分からない

具体的な取り組み

- 校区社協を理解してもらうため、地域住民へPRを図り、校区社協活動への協力を依頼する
- 若い世代に行事や事業を周知できるようSNS等を活用する
- 地域住民の困りごとを把握するためアンケートを実施し、相談先一覧表を作成する

防災

福祉課題

- 災害時要援護者名簿が活用しにくい
- ハザードマップへの理解が不足している
- 校区内の指定避難所へ避難しづらい地域がある

具体的な取り組み

- 登録者の情報及び避難ルートを確認する
- 防災における関係団体、関係機関と連携する

豊田校区社会福祉協議会行動計画

- ◎「ふれあい・いきいきサロン」、「いきいき百歳体操」の充実
- ◎住民主体の活動の更なる活性化
- ◎校区社協活動の周知及び担い手の発掘を目的とした広報の充実
- ◎校区内の福祉事業所等との連携強化
- ◎困りごと、心配ごと相談の支援体制の構築
- ◎災害時への備えのため平常時からの情報共有

弓削校区社会福祉協議会行動計画【概要版】

住民のつながり広がる弓削校区～やっぱり、弓削がいいと思う地域づくり～

高齢者・障がい者

福祉課題

- 校区内に店が少なく、交通の利便性も悪いため買い物、通院が不便
- 高齢世帯、認知症の方の見守り体制が十分でない
- 「ふれあい・いきいきサロン」の参加者が固定化しており、参加人数が少ない

具体的な取り組み

- 移動販売車の回数を増やす等の運用を充実、乗合タクシーを実施する
- 認知症について理解を深める研修会や認知症徘徊模擬訓練の開催、近隣での見守り体制づくり

子ども子育て

福祉課題

- 子育て世代の共働き増加に伴い子どもの「孤食」が増えている

具体的な取り組み

- 子ども食堂を立ち上げ、地域での食材提供や人材を確保する
- 子育てネットワークの活動について周知する
- 子どもがいる共働き家庭への支援について各町内で検討する

暮らし

福祉課題

- リーダー的人材育成と活動する機会の情報提供が十分でない
- 校区社協役員のなり手が不足している
- 住民同士で生活上の困りごとを支援する体制が十分でない
- 災害時要援護者避難支援制度の周知が十分でない

具体的な取り組み

- 校区社協組織の活性化、体制強化を図り活動予算を確保する
- 1つの町内で実施している「ちょこボラ」を町内単位で組織する
- 福祉協力員制度を構築する
- 災害時要援護者避難支援制度の登録申請書を配布し、登録勧奨を図る

弓削校区社会福祉協議会行動計画

- ◎移動販売や配達ができる業者と連携を図る
- ◎買い物、通院の移送支援について検討会議を開催する
- ◎認知症徘徊模擬訓練など認知症への理解を深める研修会を計画する
- ◎「ふれあい・いきいきサロン」の充実に向け、運営者同志で情報共有を行う
- ◎子ども食堂の推進を図り、親子で参加できる環境づくりを行う
- ◎各種団体と連携し、世代間交流を図る
- ◎校区社協への理解を得るため、更なるPRに取り組むと共に若い世代の参加協力を促す
- ◎「ちょこボラ」体制を確立するため、福祉協力員の養成研修等を開催する
- ◎1つの町内で行っている災害時の支援体制を各町内へ広げる
- ◎防災講演会などを開催することで、関係機関・各種団体等の連携を強化する

③ 庁内ワークショップの開催

「地域共生社会」の実現に向けては、分野・対象者別に支援や取組を実施するのではなく、課題を抱えた個人や世帯が必要とする支援や地域の様々な課題解決に向けた支援を、全庁的な連携体制のもと、包括的に実施することが必要となってきます。

よって、今回の計画の策定過程においては、「全庁的に連携して取り組まなければならない課題」や「課題解決のために一体的に取り組むべき事項」の検討をとおし、「地域共生社会」実現に向けた連携体制を構築することを目的とし、庁内67所属と熊本市社会福祉協議会からなる参加者を8グループに分け、計2回のワークショップを開催しました。

【 庁内ワークショップの概要 】

第1回地域福祉計画策定ワークショップ

～「地域共生社会」を考えるワークショップ～

1 開催目的

「地域共生社会」の実現に向け、日々、業務を行う中で接する「地域の声」をふまえて、区役所をはじめとする関係部局と連携のもと、一体的に取り組むべき事項や課題を明らかにする。

2 開催日・開催場所

開催日：令和元年（2019年）7月1日
会場：ウェルバルくまもと1階大会議室



第2回地域福祉計画策定ワークショップ

～「地域共生社会」を実現するワークショップ～

1 開催目的

「地域共生社会」の実現に向け、第1回ワークショップにて、参加した関係部局と連携のもと明らかにした一体的に取り組むべき事項や課題について具体的な取組方向性の検討を行う。

2 開催日・開催場所

- ① 開催日：令和元年（2019年）8月5日（グループB、D、E、H）
会場：教育センター2階 中研修室
- ② 開催日：令和元年（2019年）8月20日（グループA、C、F、G）
会場：ウェルバルくまもと3階すこやかホール



【「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定庁内ワークショップ参加所属】

所属名			
政策局	政策企画課	東区	総務企画課
	復興総室		託麻まちづくりセンター
	危機管理防災総室		秋津まちづくりセンター
市民局	地域政策課		東部まちづくりセンター
	地域活動推進課		福祉課
	生涯学習課		保護課
	生活安全課		保健子ども課
	男女共同参画課		西区
人権推進総室	西部まちづくりセンター		
健康福祉局	健康福祉政策課(事務局)		
	保護管理援護課	花園まちづくりセンター	
	高齢福祉課	福祉課	
	介護保険課	保護課	
	障がい保健福祉課	保健子ども課	
	精神保健福祉室	南区	総務企画課
	健康づくり推進課		富合まちづくりセンター
	国保年金課		飽田まちづくりセンター
	子ども政策課		天明まちづくりセンター
	子ども支援課		幸田まちづくりセンター
	児童相談所		城南まちづくりセンター
	保育幼稚園課		南部まちづくりセンター
	環境局		環境政策課
廃棄物計画課		保護課	
ごみ減量推進課		保健子ども課	
経済観光局	商業金融課	南区	総務企画課
都市建設局	交通政策課		植木まちづくりセンター
	住宅政策課		北部まちづくりセンター
	空家対策課		清水まちづくりセンター
中央区	総務企画課		龍田まちづくりセンター
	中央区まちづくりセンター		福祉課
	福祉課		保護課
	保護第一課		保健子ども課
	保健子ども課		教育委員会事務局
			消防局
		熊本市社会福祉協議会	地域福祉推進課(事務局)

④ 地域説明会の開催

1 開催にあたって(説明会の趣旨)

本市が策定中の「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の素案について、基本方針や取組についての説明を行い、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるとともに、内容を地域全体で共有するために開催しました。

2 参加対象者

全市民

(※事前に市政だより、市 HP にて開催について広報を実施。あわせて民生委員・児童委員、校区社協長には開催について別途、周知を行いました。)

3 開催概要

【 開催日時 等 】

区	中央区	東区	西区	南区	北区	合計	
開催日	1/24(金)	1/26(日)	1/28(火)	1/25(土)	1/25(土)	—	
時間	19時～	19時～	19時～	19時～	10時～	—	
場所	市役所 14階大ホール	東部公民館	西部公民館	アスバル 富合	植木文化セ ンター内 植木公民館	—	
参加者数	43名	33名	44名	53名	33名	206名	
質問 数	会場	5件	4件	0件	3件	7件	19件
	書面提出	5件	7件	1件	9件	8件	30件

【 区毎の年代別・男女別参加者 】 ※アンケート提出者のみの集計

年代	中央区	東区	西区	南区	北区	合計	割合
10代						0	0.0%
20代	4				1	5	2.8%
30代	1	2			2	5	2.8%
40代				1	1	2	1.1%
50代	4	4	1	6	4	19	10.5%
60代	18	7	6	18	12	61	33.7%
70代	10	17	26	18	11	82	45.3%
80代以上	2			1	1	4	2.2%
不明	1			2		3	1.7%
合計	40	30	33	46	32	181	—
(うち男性)	13	11	18	19	18	79	43.6%
(うち女性)	27	19	15	27	14	102	56.4%

4 説明会での主なご意見・ご提案

- ・ 地域での人材不足は深刻である。民生委員・児童委員の負担軽減や新たな担い手確保については、具体的な施策を掲げ重点的に取り組んで頂きたい。
- ・ 担い手確保については、他都市の取組事例も参考とし、次世代の担い手である子ども・若者に対する意識の醸成や行政職員 OB の地域貢献の推進について検討を行ってはどうか。
- ・ 地域福祉推進においてコーディネーターや各地域での旗振り役の存在は非常に重要。行政が主体性を発揮し、市社協の体制強化や地域への支援体制づくりに取り組んで貰いたい。
- ・ 計画における各主体の主な役割について、ボランティアや地域活動への参加など地域住民の役割は双方向である。また地域で非常に重要な役割を果たす高齢者支援センターささえりあや当事者組織団体の役割を追記すべきではないか。
- ・ 地域課題の把握は非常に重要であり、課題の情報共有が支え合い推進につながると思う。
- ・ 地域福祉の推進、特に災害時の支援等については、自治会の協力が非常に重要であるため、今後も継続して研修会等を実施し、自治会への周知についても図って頂きたい。
- ・ 記載されている取組が非常に多いので、地域性を踏まえ、出来ることから地道に取り組むべきではないかと考える。

5 ご意見への対応状況

○反映させたご意見

- ・ 行政職員 OB の地域貢献の推進を追記
- ・ 高齢者支援センターささえりあ等の役割を追記

○その他のご意見についても、本計画に沿い具体的な取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。

⑤ 「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(素案)に対するパブリックコメント(意見公募)の実施結果について

1 意見募集期間

令和2年(2020年)1月18日(土)～令和2年(2020年)2月9日(日)

2 意見募集の方法

(1) 資料縦覧(素案設置及び受付)

① 市本庁舎、区役所(中央区役所を除く)、まちづくりセンター及び交流室等 : 25か所

② 各地域コミュニティセンター : 75か所 (合計100か所)

(2) 広報

市政だより1月号への掲載、市ホームページへの掲載及び地域説明会

3 意見件数(提出者数)

意見を提出された方の人数 1名

意見の件数(まとめごと) 1件

4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方

ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
<p>【成年後見制度利用促進について】</p> <p>家族以外が後見人に選任された場合、不正行為があった場合でも、家族が確認する事が難しい。また、任意後見人に家族がなったとしても、監督人を付けられて、およそ被後見人が望まないと思われる制限がかけられる可能性もある。</p> <p>まずはこれらの問題を解決しない限り、利用促進はすべきではない。</p>	<p>成年後見制度は、認知症や精神上的の障がい等により判断能力が十分でない方が増加していく中、その方々が地域でその人らしく尊厳を持って生活していくために重要な制度であり、その利用の促進を図ることは地域共生社会の実現のためにも必要であると考えています。</p> <p>ご指摘のような後見人等による不正行為や、被後見人が望まないような制度利用は、ご本人の権利擁護の観点から、あってはならないことであり、本市では、「熊本市成年後見制度利用促進計画」を進める中で、制度の広報・啓発の強化、成年後見人等への支援の他、不正防止についても取り組むこととしております。</p>	<p>【対応3】 (説明・理解)</p>

※【参考】対応内訳について

【対応1(補足修正)]…ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの

【対応2(既記載)]…既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの

【対応3(説明・理解)]…市としての考えを説明し、ご理解いただくもの

【対応4(事業参考)]…素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの

【対応5(その他)]…素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

5 意見募集結果の公表日

令和2年(2020年)3月27日(金)

3 策定委員会の設置

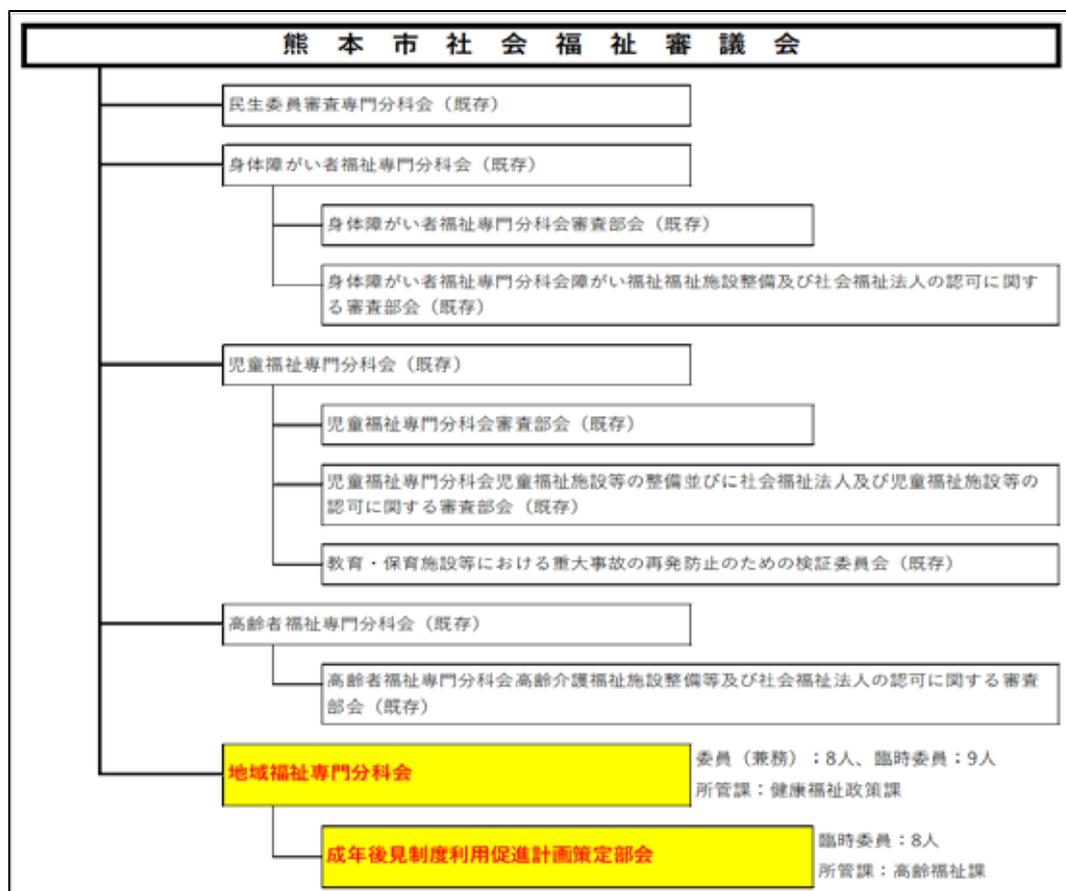
(1) 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿 (50音順 敬称略)

氏名	所属団体・役職等	社会福祉審議会所属等
相藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部	身体障がい者福祉専門分科会
伊藤 良高	熊本学園大学 社会福祉学部 教授	児童福祉専門分科会
嘉悦 奈津子	熊本市 PTA 協議会 常任理事	児童福祉専門分科会
金澤 知徳	熊本市地域包括支援センター連絡協議会 会長	高齢福祉専門分科会
川本 浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)
古賀 倫嗣 (会長)	放送大学熊本学習センター 客員教授	高齢福祉専門分科会
小澄 直	一般社団法人 熊本青年会議所 常務理事	臨時委員(地域福祉専門分科会)
小夏 敏明	豊田校区社会福祉協議会 会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)
白石 直子	熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 副総括	臨時委員(地域福祉専門分科会)
高岡 幸男	弓削校区社会福祉協議会 会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)
塘林 敬規	熊本市社会福祉施設連合会 事務局長	民生委員審査専門分科会
野口 勲	熊本市民生委員児童委員協議会 会長	民生委員審査専門分科会
秦 英房	熊本市民生委員児童委員協議会 副会長 城山校区社会福祉協議会 副会長	高齢福祉専門分科会
濱 和子	託麻原校区社会福祉協議会 会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)
松本 清紀	画図校区社会福祉協議会 会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)
水田 博志	熊本市病院事業管理者	身体障がい者福祉専門分科会
吉村 正美	熊本市校区社協連絡協議会 副会長	臨時委員(地域福祉専門分科会)

(2) 成年後見制度利用促進計画策定委員名簿 (50音順 敬称略)

氏名	所属団体・役職等	社会福祉審議会所属等
井上 広子	熊本県司法書士会	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
窪田 寛史	熊本市地域包括支援センター連絡協議会	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
後藤 純子	熊本市障がい者相談支援センター	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
田上 裕輝	熊本県弁護士会	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
西森 利樹	熊本県立大学 総合管理学部 准教授	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
野口 勲	熊本市民生委員児童委員協議会 会長	民生委員審査専門分科会
鳩野 浩次	熊本市社会福祉協議会 事務局長	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
松本 健一	熊本県社会福祉士会	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)
矢田 友志	熊本家庭裁判所 首席書記官 (オブザーバー)	臨時委員(地域福祉専門分科会 成年後見制度利用促進計画策定部会)

【参考】熊本市社会福祉審議会組織図 (令和元年度(2019年度))



4 その他資料

(1) 「地域共生社会」実現に向けた取組に関連する法改正や制度の見直し

① 「社会福祉法」の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年(2017 年)5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正されました。

同法の改正により、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営業者」及び「社会福祉に関する活動を行う者」(以下、この3主体をまとめて「地域住民等」という。)は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、「地域生活課題」を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていく旨が定められました(法第 4 条第 2 項)。

あわせて、法第 6 条第 2 項が新たに規定され、「国及び地方公共団体」の責務として、地域福祉推進の各般の措置を講ずるよう努めなければならないことされ、4つの主体(「地域住民等」と「行政」)が協働して地域福祉の推進に努めることとされました。

また、「地域福祉計画」の策定について努力義務化され、その内容に「地域共生社会」の実現に向けた取組施策や体制整備を定めることが求められています。

② 「生活困窮者自立支援法」の施行

平成 25 年(2013 年)12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年(2015 年)4 月に同法が施行されました。

これにより、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがありながら、これまで社会保険制度と生活保護制度の間で、いわゆる「支援の狭間」にあった方々に対しての「第二のセーフティネット」が制度化されました。

③ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年(2016 年)5 月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

さらに同法に基づき、国は平成 29 年(2017 年)3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、市町村はこの基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

【参考】社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条第2項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下、「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下、「支援関係機関」という。)との連携によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条第2項 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下、「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(※)
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項(※)

(※)・・・社会福祉法の改正により追加された記載事項

(平成29年(2017年)6月2日公布。平成30年(2018年)4月1日施行)

(包括的支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の推進

“SDGs(エス ディー ジーズ)”とは、“持続可能な開発目標”という英語の略称です。人間、地球および繁栄のための行動計画として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、平成28年(2016年)1月1日に正式に発効しました。経済・社会・環境に関する課題はそれぞれ関係し合っており、連携して解決していくことが重要であると示されています。



あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、“誰も置き去りにしない”を基本理念に、2030年の世界を見据えた新たな指針がSDGsです。上記の絵にある1から17までの国際社会全体の目標と、169のターゲットで構成されています。

持続可能な開発目標(SDGs)17ゴールは次のとおりです。

	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する。
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。		11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。		12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー(注1)の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(注2)を図る。 注1: 社会的・文化的な意味での性別 注2: 人が夢や希望を持ち、生きる力が湧き上がる		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。		15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	8 働きがいも 経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(注3)を推進する。 注3: 働きがいのある人間らしい仕事		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ(注5)を活性化する。 注5: 地球規模の協力関係
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント(注4)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。 注4: 強じん	○ ⇒ 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、 主に ゴール1・3・11・17 に該当しています。	

本市は、「熊本地震の経験と教訓をいかした地域(防災)力の向上事業」を自治体SDGsモデル事業として国に提案し、令和元年度(2019年度)の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。